

01	防災関係機関.....	1
	資料 01 防災関係機関.....	1
02	災害直前対策関係.....	4
	資料 02 防災情報の共有に関する協定書.....	4
03	災害情報の収集連絡関係.....	6
	資料 03-1 災害時の情報交換に関する協定.....	6
	資料 03-2 様式第 1 号 (概況速報).....	7
	資料 03-3 様式第 2 号 (人的および住家の被害).....	8
	資料 03-4 様式第 2 - 1 号 (避難勧告・指示等避難状況報告).....	9
	資料 03-5 様式第 3 号 (社会福祉施設被害) (職業訓練施設被害).....	10
	資料 03-6 様式第 5 号 (農業関係被害).....	11
	資料 03-7 様式第 6 号 (林業関係被害).....	13
	資料 03-8 様式第 7 号 (土木関係被害).....	19
	資料 03-9 様式第 9 号 (水道施設被害).....	23
	資料 03-10 様式第 10 号 (廃棄物処理施設被害).....	24
	資料 03-11 様式第 11 号 (感染症関係).....	25
	資料 03-12 様式第 12 号 (医療施設被害).....	27
	資料 03-13 様式第 13 号 (商工関係被害).....	28
	資料 03-14 様式第 14 号 (観光施設被害).....	30
	資料 03-15 様式第 15 号 (教育関係施設被害).....	31
	資料 03-16 様式第 17 号 (所有財産被害).....	33
	資料 03-17 様式第 19 号 (火災速報).....	34
	資料 03-18 様式第 19-2 号 (危険物等の事故による被害).....	35
	資料 03-19 様式第 21-1 号 (被害状況総括).....	36
04	活動体制関係.....	37
	資料 04 松川町防災会議条例.....	37
05	広域相互応援関係.....	39
	資料 05-1 上下伊那隣接町村消防団応援協定.....	39
	資料 05-2 松川町消防団 出動計画表.....	40
	資料 05-3 飯田広域消防本部管内北部地区班応援協定.....	41
	資料 05-4 長野県市町村災害時相互応援協定書.....	42
	資料 05-5 三遠南信災害時相互応援協定書.....	46
	資料 05-6 静岡県牧之原市と長野県松川町との間における災害時等の相互応援に関する協定書.....	48
	資料 05-7 長野県消防相互応援協定実施細則.....	50
	資料 05-8 長野県消防相互応援協定書.....	53
	資料 05-9 南信州広域連合関係市町村災害時消防相互応援協定.....	56
	資料 05-10 災害時相互援助に関する協定.....	58
	資料 05-11 様式 (県及び近隣市町村への応援要請).....	60
	資料 05-12 様式 (指定行政機関に対する派遣要請).....	61
	資料 05-13 様式 (自衛隊派遣要請).....	62
	資料 05-14 様式 (長野県消防防災航空隊出動要請).....	63
06	救急・救助・医療関係.....	64
	資料 06 災害時の医療救護に関する基本協定書.....	64
07	緊急輸送関係.....	66
	資料 07 様式 (緊急通行車両確認).....	66
08	避難収容関係.....	67
	資料 08-1 様式 (避難所の設置及び収容状況).....	67
	資料 08-2 緊急避難を要する事態発生に避難所として使用する協定書 (商工会).....	68
	資料 08-3 災害時における避難所等施設の使用に関する協定.....	70
09	食料品・生活必需品等の調達供給関係.....	72
	資料 09-1 災害時における救援物資の提供に関する協定書.....	72
	資料 09-2 災害時における資器材レンタルの協力に関する協定書.....	73

資料 09-3	災害時における救援物資の提供に関する協定書	75
資料 09-4	災害時における生活物資の供給協力等に関する協定書	77
資料 09-5	防災教育の普及支援並びに災害時における防災用品等の供給に関する協定書	81
10	危険物施設関係	84
資料 10-1	災害時におけるLPガスに係る協力に関する協定書	84
資料 10-2	災害時における石油燃料等の供給等に関する協定書	87
11	上水道施設関係	89
資料 11-1	水道施設災害時における応急復旧業務に関する協定書	89
資料 11-2	長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱	91
資料 11-3	長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要領	94
12	通信・放送関係	95
資料 12-1	県防災行政無線番号表	95
資料 12-2	町防災行政無線（移動系）設置一覧	97
資料 12-3	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	98
13	災害広報関係	100
資料 13-1	松川町災害緊急放送に関する協定書	100
資料 13-2	松川町災害緊急放送に関する協定書	101
14	道路及び橋梁災害関係	102
資料 14	災害時における応急復旧業務に関する協定書	102
15	災害救助法関係	104
資料 15	災害救助法による救助の基準	104
16	激甚災害指定関係	107
資料 16-1	激甚災害指定基準	107
資料 16-2	局地激甚災害指定基準	110
17	被災者等の生活再建支援関係	111
資料 17-1	災害弔慰金の支給基準	111
資料 17-2	災害障害見舞金の支給基準	111
資料 17-3	災害援護資金の貸付けの斡旋基準	112
資料 17-4	災害時における飯伊18市町村と飯田郵便局並びに飯田市・下伊那郡特定郵便局との相互応援協定書	113
資料 17-5	様式（被災証明申請書）	115
資料 17-6	様式（被災証明書）	116
資料 17-7	様式【り災都市借地借家臨時処理法申請様式】	117
資料 17-8	災害時における緊急的な調査の支援に関する協定書	118
18	義援金関係	120
資料 18	長野県災害義援金配分委員会会則	120
19	その他	122
資料 19-1	【地すべり防止区域（地すべり防止法）】	122
資料 19-2	山腹崩壊危険地区	122
資料 19-3	概要書（地すべり）	123
資料 19-4	崩壊土砂流出危険地区	124
資料 19-5	概要書（急傾斜地）	125
資料 19-6	概要書（土石流）	144
資料 19-7	平成24年度 重要水防箇所一覧表	146
資料 19-8	平成24年度 重要水防箇所点検表	147
資料 19-9	大規模土砂災害等に備えた相互協力に関する協定	148
資料 19-10	「大規模土砂災害等に備えた相互協力に関する協定」に基づく検討会について	149
資料 19-11	飯田・下伊那地域における大規模土砂災害対策 検討会	150
資料 19-12	様式（危険箇所調査）	153
資料 19-13	要配慮者施設避難確保計画（水防法第15条の3、土砂災害防止法第8条の2関係）	154

# 01 防災関係機関

## 資料 01 防災関係機関

### 1. 町及びその出先機関等

名称	郵便番号	所在地	電話番号
松川町役場	399-3303	松川町元大島 3823	0265-36-3111
上片桐支所	399-3301	〃 上片桐 2250	0265-37-2001
生田支所	399-3302	〃 生田 5958	0265-36-2301

### 2. 県及びその出先機関等

名称	防災事務 担当部課	郵便番号	所在地	電話番号
長野県庁	危機管理部 危機管理 防災課	380-8570	長野市南長野字幅下 692-2	026-235-7184 026-232-0111(夜)
長野県企業局	総務係	380-8570	〃	026-235-7371
長野県教育委員会事務局	教育総務課 総務係	380-8570	〃	026-235-7421
長野県議会事務局	総務課 庶務係	380-8570	〃	026-235-7411
南信州地域振興局	総務管理課	395-0034	飯田市追手町 2-678	0265-53-0402 0265-23-1111
飯田保健福祉事務所	総務課	395-0034	〃	0265-53-0442 0265-23-1111
飯田建設事務所	整備課 整備第三係	395-0034	〃	0265-53-0455 0265-23-1111

### 3. 指定地方行政機関及び出先機関

名称	郵便番号	所在地	電話番号
中部森林管理局 南信森林管理署	396-0023	伊那市山寺 1499-1	050-3160-6060
大島郵便局	399-3399	元大島 1445-4	0265-36-2049
上片桐郵便局	399-3301	上片桐 2713-1	0265-37-2200
大島西簡易郵便局	399-3304	大島 1679-1	0265-36-4063
生田郵便局	399-3302	生田 728-5	0265-36-2199
飯田労働基準監督署	395-0051	飯田市高羽町 6-1-5 飯田高羽合同庁舎	0265-22-2635
中部地方整備局 天竜川上流河川事務所	399-4114	駒ヶ根市上穂南 7 番 10 号	0265-81-6411
〃 駒ヶ根出張所	399-4117	駒ヶ根市赤穂 4538-5	0265-82-3654
中部地方整備局 飯田国道事務所	395-0024	飯田市東栄町 3350	0265-53-7200
〃 飯田維持出張所	395-0814	飯田市八幡町 427-1	0265-22-5080
中部地方整備局 天竜川ダム統合管理事務所	399-3801	上伊那郡中川村大草 6884-19	0265-88-3729

#### 4. 指定公共機関及びその他出先機関（抜粋）

機関名	郵便番号	所在地	電話番号
東海旅客鉄道（株）飯田支店	395-0000	飯田市上飯田 5356 番地	0265-22-7082
中部電力（株）飯田営業所	395-8622	〃 吾妻町 100	0120-985-232
東日本電信電話（株）長野支店	380-8519	長野市新田町 1137-5	026-225-4404

#### 5. 指定公共機関及びその他出先機関（抜粋）

機関名	防災事務 担当部課	郵便番号	所在地	電話番号
社団法人長野県トラック協会	庶務課	381-8556	長野市大字南長池 710-3	026-254-5151
信州ガス株式会社	業務課	395-0054	飯田市箕瀬 3 丁目 2700 番地	0265-22-3808
信南交通株式会社	庶務課	395-8556	飯田市大通 2-208	0265-22-1801
伊那バス株式会社	事務課	396-0026	伊那市西町 5208	0265-72-5111
信越放送株式会社	総務課	380-8521	長野市問御所町 1200	026-237-0500
株式会社長野放送	総務課	380-8633	長野市岡田町	026-227-3000
株式会社テレビ信州	総務課	380-8555	長野市若里 1-1-1	026-227-5511
長野朝日放送株式会社	総務課	380-8550	長野市栗田 989-1	026-223-1000

#### 6. 公共団体等

団体名	郵便番号	所在地	電話	備考
株式会社チャンネル・ユー	399-3303	松川町元大島 3724-1	0265-36-2152	
みなみ信州農業協同組合松川支所	399-3303	松川町元大島 3826-1	0265-36-2611	
日本赤十字社 長野県支部	380-0836	長野市南県町 1074	026-226-2073	

#### 7. 警察関係

機関名	郵便番号	所在地	電話番号
長野県警察本部	380-8510	長野市大字南長野字幅下 692-2	026-233-0110
飯田警察署	395-0013	飯田市小伝馬田 1-3541-2	0265-22-0110
松川町交番	399-3303	松川町元大島 1801-1	0265-36-2051

#### 8. 消防関係

機関名	郵便番号	所在地	電話番号
飯田広域消防本部警防課	395-8533	飯田市東栄町 3345	0265-23-0119
飯田広域消防高森消防署	399-3101	高森町山吹 5920	0265-35-0119

## 9. 陸上自衛隊

機関名	郵便番号	所在地	電話番号
陸上自衛隊 第13普通科連隊	390-8508	松本市高宮西1-1	0263-26-2766
自衛隊 長野地方協力本部	380-0846	長野市旭町1108 長野第2合同庁舎	026-233-2108

## 10. 隣接市町村

機関名	防災事務 担当部課	郵便番号	所在地	電話番号
飯田市	危機管理室 防災係	395-8501	飯田市大久保町2534	0265-22-4511 内線2431
高森町	総務課 防災安全係	399-3193	高森町下市田2183-1	0265-35-3111(代) 0265-35-9402
阿智村	〃	395-0303	阿智村駒場483	0265-43-2220
豊丘村	〃 総務係	399-3295	豊丘村大字神稲3120	0265-35-3311(代) 0265-35-9050
喬木村	〃 庶務係	399-1107	喬木村6664	0265-33-2001(代) 0265-33-5120
大鹿村	〃 行政係	399-3502	大鹿村大河原354	0265-39-2001
阿南町	〃 行政係	399-1511	阿南町東条58-1	0260-22-2141
平谷村	総務課	395-0601	平谷村354	0265-48-2211
根羽村	〃 総務係	395-0701	根羽村1762	0265-49-2111
下條村	〃 総務係	399-2101	下條村睦沢8801-1	0260-27-2311
壳木村	〃	399-1689	壳木村968-1	0260-28-2311
天龍村	〃 総務係	399-1201	天龍村平岡878	0260-32-2001
泰阜村	〃 庶務係	399-1895	泰阜村3236-1	0260-26-2111

## 02 災害直前対策関係

### 資料 02 防災情報の共有に関する協定書

国土交通省中部地方整備局天竜川上流河川事務所（以下「甲」という。）と長野県松川町（以下「乙」という。）は、防災情報の共有及び関連施設の維持管理等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、日常的な防災体制の強化及び非常時の初動体制の確立に資するため、甲及び乙が保有する防災情報を共有することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（情報の共有）

第2条 甲及び乙は、本協定の目的を達するために必要な防災情報を、相互に積極的に提供し、共有するものとする。

- 2 甲及び乙が保有する防災情報の共有については、別表第1の方法により行うものとする。
- 3 防災情報の共有方法を追加する場合は、甲乙協議の上、別表第1に追記することとする。

（共有情報の外部提供）

第3条 甲及び乙は、共有された防災情報を関係機関へ提供できるものとする。

- 2 乙は、共有された防災情報を適切な方法により住民等へ提供できるものとする。
- 3 甲及び乙は、共有情報の外部提供を行う場合においては、相互に不利益を及ぼさないよう留意するものとする。

（防災情報機器及び設置場所）

第4条 乙が、雨量・水位等のデータ及び河川・溪流の流況の映像等の防災情報（以下、「河川・溪流流況」という。）を得るための防災情報機器は、甲が管轄する区域内に設置している機器のうち、乙が防災上必要とする機器とし、甲乙協議して定めるものとする。

- 2 甲が、乙に河川・溪流流況を提供し共有するための機器は、防災情報通信システム一式とし、設置場所は、別表第2のとおりとする。
- 3 防災情報機器を追加する場合は、甲乙協議の上、別表第2に追記することとする。

（河川・溪流流況の提供期間）

第5条 甲が、乙に河川・溪流流況を提供する期間は、通年を原則とする。

- 2 甲は、天災その他の不可抗力に基づく機器の故障又は機器の点検整備のために必要なときは、河川・溪流流況の提供を一時停止することができるものとする。

（情報提供料等）

第6条 第4条第1項で規定する防災情報機器に係る電力使用料は、甲が負担する。

- 2 第4条第2項で規定する防災情報通信システムの電力使用料金は、乙が負担する。
- 3 第4条第2項で規定する防災情報通信システムの敷地使用料は、無償とする。

（維持管理等）

第7条 防災情報機器及び防災情報通信システムの点検整備は、甲が行うこととし、防災情報通信システムの設置場所の管理は、乙の責任において行うものとする。

- 2 天竜川流域防災GISシステムのサーバーの点検整備は、甲が行うものとする。

（協定の期間）

第8条 この協定の期間は、平成22年4月1日から平成27年3月31日までとする。

2 期間満了の1か月前までに甲、乙いずれからも申し出がないときは、引き続き同一条件をもって5年間延長し、以後も同様とする。

(疑義の決定)

第9条 この協定書に定める事項について疑義を生じた場合、又は、この協定書に定めなき事項は、甲乙協議し定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成22年3月9日

(甲) 長野県駒ヶ根市上穂南7番10号  
国土交通省中部地方整備局  
天竜川上流河川事務所  
所 長 草 野 慎 一 印

(乙) 長野県下伊那郡松川町元大島3823  
長野県松川町  
松川町長 竜 口 文 昭 印

別表第1 (第2条関係)

情報共有方法
防災情報通信システム
天竜川流域防災GISシステム
電話及びFAX

別表第2 (第4条関係)

機器名称	設置場所	設置場所名称
防災情報通信システム	下伊那郡松川町元大島3823	松川町役場

## 03 災害情報の収集連絡関係

### 資料 03-1 災害時の情報交換に関する協定

国土交通省中部地方整備局長（以下「整備局長」という。）と、松川町長（以下「町長」という。）とは、災害時における各種情報交換に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、整備局長及び町長が必要とする各種情報交換について定め、もって、適切な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の実施）

第2条 整備局長及び町長の情報交換の実施は、次の状況において現地情報連絡員（リエゾン）が派遣されている間とする。

1. 松川町内に重大な災害が発生し又は発生のおそれがあるとき
2. 松川町災害対策本部が設置されたとき
3. その他整備局長又は町長が必要と認めたとき。

（情報交換の内容）

第3条 整備局長及び町長の情報交換の内容は、次のとおりとする。

1. 一般被害状況に関すること
2. 公共土木施設（道路、河川、急傾斜地、都市施設等）被害状況に関すること
3. その他必要な事項

（現地情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号いずれかに該当し、町長から要請があった場合又は整備局長が必要と判断した場合に、整備局長から町長の災害対策本部等に現地情報連絡員（リエゾン）を派遣し情報交換を行うものとする。なお、整備局長及び町長は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条 整備局長及び町長は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第6条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、整備局長及び町長が協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は2通作成し、整備局長及び町長が各1通を保有する。

平成23年4月1日

名古屋市中区三の丸2丁目5番地1号  
国土交通省 中部地方整備局長 富田 英治

長野県下伊那郡松川町元大島3823番地  
松川町長 竜口 文昭



資料 03-2 様式第 1 号 (概況速報)

概 況 速 報			
災 害 の 名 称		災 害 発 生 日 時	
報 告 の 時 限		発 受 信 時 刻	
発 信 者	( )	受 信 者	( )

被 害 の 種 別	被 害 状 況	
	被 害 地 域 ま た は 場 所	災 害 の 状 況
人 的 ・ 住 家 関 係		
農 業 関 係		
林 業 関 係		
公 共 土 木 施 設 関 係		
鉄 道 } 通 信 } 電 力 } 水 道 } 施 設 関 係		
そ の 他		
応 急 対 策 等 の 活 動 状 況 消 防 職 員 ・ 消 防 団 員 の 出 動 状 況 等		

資料 03-3 様式第 2 号 (人的および住家の被害)

人的及び住家の被害状況報告(発生・中間・確定)											
災害の名称				災害の日時		年 月 日 時					
災害発生の場所											
災害報告の时限		月 日 時現在		発信機関及び							
				災害担当者							
人的被害者	死者		人		住家の被害	世帯数及び人数	床上浸水		世帯		
	行方不明		人				人員				
	負傷者	重傷		人		世帯	床下浸水		人員		
		軽傷		人			人員				
	小計		人			非住家の被害(全・半壊)					
	計		人								
住家の被害	棟数	全壊・全焼又は流出		棟		災害発生の原因					
		半壊又は半焼		棟							
		一部破損		棟							
	床上浸水		棟		す 救 援 措 置 に と つ た						
	床下浸水		棟								
世帯数及び人員	全壊・全焼又は流出	世帯		世帯		法 適 用 の 見 込 み					
		人員		人							
	半壊又は半焼	世帯		世帯		そ の 他	消防職員出動延人員		人		
		人員		人			消防団員出動延人員		人		
一部破損		世帯		世帯							
		人員		人							

- (注): (1) 負傷者のうち「重傷」とは、一月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷」とは、一月未満で治療できる見込みのものとするが、その区分が把握できない場合は、負傷欄の小計をもって報告すること。  
 (2) 「棟」とは、一つの独立した建物をいう。なお、主屋に付着している風呂場、便所等は、主屋に含めて1棟とするが、二つ以上の棟が渡り廊下で接続している場合には2棟とすること。  
 (3) 「一部破損」とは、住家の損壊程度が、半壊に達しない程度のものとする。  
 (4) 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂竹林のたい積により一時的に居住することができないものとする。  
 (5) 「床下浸水」とは、住家が床上浸水に達しない程度のものとする。  
 (6) 住家の被害のうち「棟数」及び「一部破損」は、「決定報告」を除き、指示した場合に限り報告する。

資料 03-4 様式第 2 - 1 号 (避難勧告・指示等避難状況報告)

災害の名称				災害発生日時	月	日	時
報告の名称	月 日 時現在			発信時刻	月	日	時
発 信 者							
避難勧告・指示の状況				避難場所等の状況			
勧告、指示 の別	地 区 名	世 帯 数	人 員	避難場所名	設置地区名	入所世帯数	入 所 人 員
合計				合計			

資料 03-5 様式第 3 号 (社会福祉施設被害) (職業訓練施設被害)

(職業訓練施設被害)

社会福祉施設被害状況報告 (職業訓練施設被害状況報告)														〔中間確定〕	
災害の名称				災害発生日時				年 月 日 時							
災害発生場所															
報告の時刻				月 日 時現在				発受信時刻				日 時 分			
発 信 者				( )				受 信 者				( )			
施設の種類	施設名	被 害													
		全 壊		流 失		半 壊		一部破損		床上浸水		床下浸水			
		棟数	被害額 (千円)	棟数	被害額 (千円)	棟数	被害額 (千円)	棟数	被害額 (千円)	棟数	被害額 (千円)	棟数	被害額 (千円)		
計															
被害額計														(千円)	

# 資料 03-6 様式第 5 号 (農業関係被害)

(表5-1)

災害名	発生日時	月 日 時 分～ 日 時 分	発信日時	月 日 時 分
	発信機関 (発信者)		受信機関 (受信者)	

区分 項目	作物名	被害額30%未満		被害率30%以上		合 計			主な被害地区 及び被害農作物 の種類等
		面積	減収量	面積	減収量	面積	減収量	被害金額	
生産 物 被 害	水 稲								
	麦・雑穀・豆類								
	果 樹								
	野 菜								
	花 き								
	特 用 作 物								
	桑								
	そ の 他								
	小 計								
	樹 体 被 害	果 樹							
	そ の 他 ( )								
	小 計								
	計								

区分 項目	施設名	園 芸 関 係			そ の 他			合 計		
		件数	面積 (m <sup>2</sup> )	被害金額	件数	面積 (m <sup>2</sup> )	被害金額	件数	面積 (m <sup>2</sup> )	被害金額
施 設 関 係	建 物									
	温 室 ( ガ ラ ス 張 )									
	プ ラ ス チ ッ ク ハ ウ ス									
	構 築 物									
	計									

区分 項目	種 類 名	被 害 量	被 害 金 額	主な被害地区名	主な被害品目名
そ の 他	家 畜				
	畜 産 物				
	水産物(寒天含む)				
	加工品貯蔵品等				
	蚕 繭				
	計				
被害者農業者(家)数		戸	特別被害農業(家)数	戸	

(表5-2)

(被害情報収集法)

農業関係被害状況報告(中間・確定)							
災害の名称		災害発生日時			月	日	時
		報告の時限			月	日	時現在
区分		地域別			計		
農 作 物	水陸稲	被害面積(ha)					
		うち30%以上(ha)					
		減収量(t)					
	その他の農作物	被害面積(ha)					
		うち30%以上(ha)					
		減収量(t)					
	(種類:						
	樹体被害	被害面積(ha)					
		被害額(千円)					
		(種類:					
	計	被害面積(ha)					
		被害額(千円)					
施 設	共同利用施設(件)						
	非共同利用施設(件)						
	地方公共団体施設(件)						
	計	件数(件)					
被害額(千円)							
畜 産 物 用	畜産物( )						
	蚕繭( )						
	その他( )						
	計	被害額(千円)					
農 地 ・ 農 業 用 施 設	農地	被害箇所数					
		被害箇所数					
	農業用施設	被害箇所数					
	計	被害箇所数					
		被害額(千円)					
被害額総計(千円)							
被害農業者(家)数(戸)							

資料 03-7 様式第 6 号 (林業関係被害)

(表6-1)

林業関係被害状況報告(速報・中間・確定)											
災害の名称											
		災害発生日時 月 日		報告日時 月 日		時現在					
内容	治山(林地崩壊)			治山施設		林 道				その他	被害額計 千円
	箇所	面積 ha	被害額 千円	箇所	被害額 千円	路線	箇所	延長 m	被害額 千円	被害額 千円	
地域											
摘 要								前回( / )までの計			
								今回報告による計			
								差 引			

(表6-2)

災害の名称 1 林地被害状況  
(速報、概況、確定)  
災害発生日 2 治山施設被害状況

番号	種別	市町村 字名	新生崩壊地、地すべり地				拡大崩壊地、地すべり地				山施設被害状況			降水量		復旧 計画	被害状況	備考
			被害状況				被害状況				箇所	数量 m(m) (ha)	被害額 千円	施行 年月日 年度	mm 観測 所名			
			箇所 数	溪流 km ha	山腹 ha	被害額 千円	箇所 数	溪流 km ha	山腹 ha	被害額 千円								
	崩壊地 小計																	
	地すべり 地小計																	

- 注 1 公共、小規模ごとに別紙とする。  
2 緊急治山は( )内書とする。  
3 被害額は復旧に要する工場費とする。  
4 降水量は日別に記載する。  
5 「復旧計画」欄には、谷止工(基、m<sup>3</sup>)、山腹工(ha)等と記入する。  
6 「被害状況」欄には、人家(戸)、耕地(ha)、鉄道(m)、道路(国、県道、その他、m)、公共施設等を記する。  
7 保安林に係る被害分を該当欄に( )内書とする。  
8 確定報告には、第号を○で囲んで位置図(5万分の1地形図)を添付する。



(表6-3)

## 3 林 産 物 被 害 状 況

区 分			農 林 業 者										そ の 他								合 計			
			森 林 組 合 同 連 合 会		農 業 協 同 組 合 同 連 合 会		そ の 他 任 意 団 体		個 人		計		中 小 企 業 等 協 同 組 合		会 社 ・ 個 人		そ の 他		計					
			数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額			数 量	金 額
木	立木(m³)	天																						
		人																						
	素 材 (m³)																							
	製 材 (m³)																							
	そ の 他																							
材	小 計																							
	薪炭原木 (m³)																							
薪	木 炭 (kg)																							
	薪 層 積 (m³)																							
	そ の 他																							
	小 計																							
炭	しいたけ (kg)																							
	わ さ び (kg)																							
	竹 材 (束)																							
	小 計																							
特 殊 林 産 物	合 計																							
	被 害 者 数																							

- 注: 1 木炭出荷調整対策事業による保管木炭が被害を受けた場合には木炭欄の内数として( )書で示すこと。  
 2 立木は利用伐期令級以上のものを記入する。  
 3 被害者数等の欄は森林組合等の団体にあつてはその組合数、会社及び個人にあつては会社数及び戸数の実数を記入する。  
 4 県有林(県行造林含む)の被害を、その他欄に内数として( )書で示すこと。

(表6-4)

## 4 林 産 施 設 被 害

区 分		そ の 他																					計			合計					
		中小企業等協同組合						会 社 ・ 個 人						そ の 他																	
		全 壊		半 壊		計		堆 積 土 量 ( m <sup>3</sup> )		全 壊		半 壊		計		堆 積 土 量 ( m <sup>3</sup> )		全 壊		半 壊		計							堆 積 土 量 ( m <sup>3</sup> )		
		数	金	数	金	数	金	数	排 土 費	数	金	数	金	数	金	数	排 土 費	数	金	数	金	数							金	数	排 土 費
量		額		量		額		量		額		量		額		量		額		量		額		量		額					
木	木 材 倉 庫 (棟)																														
	貯 木 場 (坪)																														
	網 場																														
	流 送 路 (km)																														
材	木 工 材 施 加 設	建 物 (棟)																													
		機 械 (点)																													
		計																													
木	集 運 材 施 設																														
	木 炭 倉 庫 (棟)																														
	炭 窯 (基)																														
	木 工 材 施 加 設	建 物 (棟)																													
		炭 窯 (基)																													
炭	計																														
	簡 易 搬 送 施 設																														
特 殊 林 産 物	特 殊 林 産 倉 庫 (棟)																														
	わ さ び 育 成 施 設 (坪)																														
	しいたけ育成施設 (坪)																														
	しいたけほだ木 (本)																														
	特 産 工 殊 物 施 林 加 設	建 物 (棟)																													
機 械 (点)																															
計																															
合 計																															
被 害 者 数 等																															

注 1 堆積土砂量の欄は貯木場および流送路についてのみ記入する。

2 被害者数等の欄は、中小企業等協同組合にあってはその組合数、会社、個人にあっては会社数及び戸数の実数を記入する。

(表6-5)

## 5 林産物間接被害

区分	農 林 業 者										そ の 他								合計		
	森林組合		農業共同組		その他任		会社・個人		計		中小企業等		会社・個人		そ の 他		計				
	同連合会	合同連合会	意 団 体	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量			金額
木	立 木 (m <sup>3</sup> )																				
	素 材 (m <sup>3</sup> )																				
	製 材 (m <sup>3</sup> )																				
	そ の 他																				
材	小 計																				
薪	薪炭原木 (m <sup>3</sup> )																				
	木 炭 (kg)																				
	薪 層 積 (m <sup>3</sup> )																				
	そ の 他																				
炭	小 計																				
特 殊 林 産 物	しいたけ (kg)																				
	わ さ び (kg)																				
	竹 材 (束)																				
物	小 計																				
合 計																					
被 害 者 数																					

注: 1 道路の決壊、橋梁の破損、その他により運搬不能等となった滞貨及び金額を記入する。

2 被害者数等の欄は森林組合の団体にあってはその組合数、会社及び個人にあっては会社及び戸数の実数を記入する。

(表6-6)

災 害 の 名 称

災 害 発 生 年 月 日

区 分

5 造林地等の被害状況(速報、概況、確定)

森 林 所 有 者 区 分	森 林 計 画 区 域 名	被 害								要 復 旧						備 考			
		人 工 林				天 然 林				計		改 植			そ の 他			経 費 計	
		樹 種 別	齢 級 別	面 積	被 害 額	面 積	被 害 額	面 積	被 害 額	面 積	単 価	経 費	面 積	単 価	経 費				
																	ha	千円	ha
合 計																			

- 注 1 区分は火災(被害全域)、病虫害獣(虫害以上)、病虫害獣(虫害未満)、その他被害(被害率30%以上)、その他被害(被害率30%未満)に区分し、別葉に作成する。
- 2 森林所有者区分は、県、市町村、公社、公団、その他及び合計に区分し、記入する。
- 3 「面積」は、区域面積とし、上段に( )内数で被害実面積を記入する。
- 4 市町村ごとに計欄に保安林分を( )書き内数で記入する。
- 5 「備考」欄には、復旧事業の種別(要復旧経費のその他の明細)、応急対策等を記入する。
- 6 「森林計画区」ごとの合計欄に、森林国営保険契約地の齢級別被害面積を( )書き内数で記入する。

# 資料 03-8 様式第 7 号 (土木関係被害)

(表 7 - 1)

## 災 害 総 括 表

(単位:千円)

区 分	前 回 ま で の 報 告 分								今 回 報 告 分		年 間 の 合 計	
	自月日	異常気象名	自月日	異常気象名	自月日	異常気象名	自月日	異常気象名	自月日	異常気象名		
	至月日		至月日		至月日		至月日		至月日			
	箇所数	金 額	箇所数	金 額	箇所数	金 額	箇所数	金 額	箇所数	金 額		
県 工 事	河 川											
	砂 防											
	地 滑り											
	急 傾 斜											
	道 路											
	橋 梁											
	計											
市 町 村 工 事	河 川											
	道 路											
	橋 梁											
	計											
合 計	河 川											
	砂 防											
	地 滑り											
	急 傾 斜											
	道 路											
	橋 梁											
	計											

(表 7 - 2)

(被害情報収集用)

公共土木施設被害状況報告(中間・確定)											
災害の名称						災害発生日時		月	日	時	
						報告の時限		月	日	時現在	
区分 地域別	河川		砂防		道路		橋梁		計		
	被害箇所 (箇所)	被害額 (千円)	被害箇所 (箇所)	被害額 (千円)	被害箇所 (箇所)	被害額 (千円)	被害箇所 (箇所)	被害額 (千円)	被害箇所 (箇所)	被害額 (千円)	
計											
送受信		月 日 時		送信者氏名					受信者氏名		

(表 7 - 3)

急傾斜地の崩壊等による被害状況報告					
第 報 ( 月 日 時現在)					
ふりがな 場 所				ふ り が な 区 域 名	
発 生 日 時	月 日 時 分		異 常 気 象 名		
原 因	連 続 雨 量	mm	月 日 時～ 月 日 時	(観測所)	
	日 雨 量	mm	月 日 時～ 月 日 時		
	最 大 時 間 雨 量	mm	日 時～ 日 時		
	そ の 他 概 況				
斜面の種類	自然斜面	人工斜面	概況平面図	縦断図	
拡大の見込	有	無			
安全対象 人家戸数	戸				
崩壊の状況	高 さ	m			
	幅	m			
	崩壊面積	m <sup>2</sup>			
	崩壊地区の勾配	度			
	崩壊土砂量	m <sup>3</sup>			
	そ の 他				
被害の状況	死者・負傷者等	有・無	死者 名	行方不明者 名	負傷者 名
	住宅被害	有・無	全壊 戸	半壊 戸	一部破損 戸
	公共的建物被害	有・無			
	その他の建物被害	有・無			
	そ の 他 の 概 況				
応急対策及び 警戒避難状況	応 急 対 策				
	避 難 状 況				
適用法令等の 施行状況	法 令 等	有 無	法 令 等	有 無	
	急傾斜地法適用区域		急傾斜地崩壊危険実態調査箇所		
	建築基準法による災害危険地区域		宅地造成工事規制区域		
	地すべり防止区域(建・林・農)		都市計画に基づく開発許可制度の適用区域		
	砂防指定地		旧住宅地造成事業に関する法律の適用区域		
	保安林		宅地基準条例の適用地区		
	災害対策基本防災計画区域		そ の 他		
備 考					
受 送 信		送 信 者 氏 名		受 信 者 氏 名	

注) 1 急傾斜地の崩壊(がけ崩)、地すべりによる災害で人家人命、公共的建物に被害のあったもの。

2 被害状況写真を添付すること。

(表 7 - 4)

土石流等の土砂災害による被害状況報告						
第 報 ( 月 日 時現在)						
ふりがな 場 所			ふりがな 河 川 名	川		
発 生 日 時	月 日 時 分		異 常 気 象 名			
原 因	連 続 雨 量	mm	月 日 時～ 月 日 時	(観測所)		
	日 雨 量	mm	月 日 時～ 月 日 時			
	最 大 時 間 雨 量	mm	日 時～ 日 時			
	そ の 他 概 況					
土砂の流失 の 形 態	掃流形態	土石流形態	概況平面図			
安全対象面積			m <sup>2</sup>			
土石流の状況	けい流流域面積	km <sup>2</sup>	注) ①水系級数の区分を明示する。 ②土砂の氾濫、浸水状況、異常堆積状況及び量を明示する。			
	氾濫面積	m <sup>2</sup>				
	流出土砂量	m <sup>3</sup>				
	堆積粒径(最大)	cm				
	けい流縦断勾配	度				
	そ の 他					
被害の状況	死者・負傷者等	有・無	死者 名	行方不明者 名	負傷者 名	
	建 物 被 害	有・無	全壊 戸	半壊 戸	一部破損 戸	
				床上浸水 戸	床下浸水 戸	
	土 木 施 設 被 害	有・無				
	その他の建物被害	有・無				
その他の概況				被害金額	千円	
応急対策及び 警戒避難状況	応 急 対 策					
	避 難 状 況					
適用法令等の 施行状況	法 令 等	有 無	法 令 等	有 無		
	砂 防 指 定 地 内		砂 防 指 定 地 外			
	保 安 林 指 定 地		宅 地 造 成 等 工 事 規 制 区 域			
	地すべり防止区域(建・林・農)					
備 考						
受 送 信		送 信 者 氏 名		受 信 者 氏 名		

注) 1 土石流等土砂による災害で人家、人命、公共的建物に被害のあったもの。  
2 被害状況写真を添付すること。



# 資料 03-9 様式第 9 号 (水道施設被害)

(表9-1)

水道施設被害状況報告 <span style="float: right;">(中間 確定)</span>				
災害の名称		災害発生日	月 日 時	
災害発生場所				
報告の时限	月 日 時現在	発受信時刻	日 時 分	
発信者	( )	受信者	( )	
水道の名称		給水区域及び 現在給水人口	( 戸 人)	
被害給水区域及 び被害給水人口	( 戸 人)			
災害の状況		被害 金額	千円	
応急処置及び 給水現場				
	給水応援	消毒機械及び薬品応援	復旧資材労務応援	技術応援
緊急 応援 の 要 否	給水車 両/日 m <sup>3</sup> 分	乾式注入能力 g/h 機		
	ろ水器 両/日 m <sup>3</sup> 分	湿式 g/h 機		
	自衛隊給水班要請/ 日 m <sup>3</sup> 日間	簡易滅菌機 g/h 機		
	水道から応急給水/ 日 m <sup>3</sup> 分	液体塩素 kg入 本		
	日間	さらし粉高速 普通 500g 本		
	必要なし	必要なし		

資料 03-10 様式第 10 号 (廃棄物処理施設被害)

廃棄物処理施設 $\left( \begin{array}{c} \text{ごみ・し尿・} \\ \text{下水道終末処理} \end{array} \right)$ 被害状況報告 $\left( \begin{array}{c} \text{中間} \\ \text{確定} \end{array} \right)$			
災害の発生		災害発生日	年 月 日 時
災害発生場所			
報告の时限	月 日 時現在	発受信時刻	日 時 分
発信者	( )	受信者	( )

被害施設名			
被害の区域および処理人口			
被害の状況			
被害額	千円	千円	千円
応急措置の現況			
災害救助の有無			
その他必要な事項			

# 資料 03-11 様式第 11 号 (感染症関係)

(表11-1)

感 染 症 関 係 報 告 <span style="float: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">                     中間 確定                 </span>			
災 害 の 名 称		災 害 発 生 月 日	月 日 時
災 害 発 生 場 所			
報 告 の 時 限	月 日 時現在	発 受 信 時 刻	日 時 分
発 信 者	( )	受 信 者	( )

感 染 症	項目	発 生 患 者 等 数					備 考
	病名	患 者	疑 似	無症状 病原体 保有者	計	う ち 死 者	

備 考	
--------	--



資料 03-12 様式第 12 号 (医療施設被害)

医療施設被害状況報告				(中間 確定)		保健所名	
災害の名称			災害発生日	月	日	時	
報告の期限	月	日	時現在	発受信時刻	日	時	分
発信者	( )		受信者	( )			

区分	施設名	経営主体	所在地	被害の程度					被害額	復旧に要する経費
				全壊 全焼	流出	半壊 半焼	浸水	その他		
(病院)				棟	棟	棟	棟	棟	千円	千円
(診療所)										
合 計										

注: 1 各施設ごとの詳細な被害状況は別葉にして添付すること。  
 2 被害施設がへき地出張診療所の場合は、経営主体欄にその旨を記載すること。

# 資料 03-13 様式第 13 号 (商工関係被害)

(表13-1)

商 工 関 係 被 害 状 況 報 告 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">中間 確定</span>									
災 害 の 名 称			災 害 発 生 月 日			年 月 日 時			
災 害 発 生 場 所									
報 告 の 時 限			月 日 時現在		発 受 信 時 刻		日 時 分		
発 信 者			( )		受 信 者		( )		
被害区分			業種区分		鉱工業	商業	サービス業	その他	計
			組合、 団体 以外の 事業所	建 物 の 被 害 (ア)	全	棟 数 (棟)			
壊	損 害 額 (千円)								
半	棟 数 (棟)								
壊	損 害 額 (千円)								
土 地 の 被 害 (イ)	そ の 被 他 害	棟 数 (棟)							
		損 害 額 (千円)							
(ア)(イ)以外の有形固定資産の被害				損 害 額 (千円)					
製 品 ・ 仕 掛 品 ・ 原 材 料 の 損 害				損 害 額 (千円)					
事 業 協 同 組 合 ・ 商 工 組 合 ・ 協 業 組 合 の 被 害			件 数 (件)						
			損 害 額 (千円)						
商 工 会 議 所 ・ 商 工 会 の 被 害			件 数 (件)						
			損 害 額 (千円)						
小 計			損 害 額 (千円)						
除 雪 、 排 水 等 の 災 害 対 策 に 要 し た 経 費 (千円)									
そ の 他 災 害 の 発 生 に よ り 生 じ た 損 害 額 (千円)									
損 害 額 総 計 (千円)									
被 害 件 数 ( 事 業 ( 務 ) 所 数 )									

- 注： 1 事業協同組合、商工組合、協業組合の被害とは、中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項の規定による中小企業団体についての物的被害とする。
- 2 その他災害の発生により生じた損害額とは季節的商品の出荷遅延による価格の減少額等をいう。
- 3 住宅と営業に供している建物とが同一建物である場合は、営業用建物部分についての被害を記入するものとする。ただし、被害態様が住宅部分と営業用建物部分とに区分することが困難な場合は、かっこ外書きにする。
- 4 業種区分中の「その他」には指定公共機関及び指定地方公共機関に係る被害を除くものとする。
- 5 大企業に関する被害については、内訳(大企業分としてまとめ)を別紙に記載する。

(表13-2)

(被害情報収集用)

商 工 関 係 被 害 状 況 報 告				〔 中 間 確 定 〕	
災害の名称		災害発生日時	月	日	時
		報告の時限	月	日	時現在

被害区分			地域の別				計	
			市	町	村			
組 合 団 体 以 外 の 事 業 所	建物の被害 (ア)	全 壊	棟 数	鉱工業				
				商工業				
				サービス業				
				その他				
		半 壊	損 害 額 (千円)	鉱工業				
				商工業				
				サービス業				
				その他				
		そ の 他 の 被 害	棟 数	鉱工業				
				商工業				
				サービス業				
				その他				
	損 害 額 (千円)	鉱工業						
		商工業						
		サービス業						
		その他						
土 地 の 被 害 (イ)	損 害 額 (千円)	鉱工業						
		商工業						
		サービス業						
		その他						
(ア)(イ)以外 の有形固定資 産の被害	損 害 額 (千円)	鉱工業						
		商工業						
		サービス業						
		その他						
製 品 、 仕 掛 品 、 原 材 料 の 被 害	損 害 額 (千円)	鉱工業						
		商工業						
		サービス業						
		その他						
事業協同組合、 商工組合協業 組合の被害	件 数	(件)						
	損 害 額	(千円)						
商 工 会 の 被 害	件 数	(件)						
	損 害 額	(千円)						
除雪排水等の災害対策に要した経費		(千円)						
その他災害の発生により生じた損害額		(千円)						
被 害 額 総 計		(千円)						
被害件数(事業(務)所数)								

資料 03-14 様式第 14 号 (観光施設被害)

観光施設被害状況報告 (中間確定)									
災害の名称				災害発生日		年 月 日 時			
災害発生場所									
報告の期限		月 日 時現在		発受信時刻		日 時 分			
発信者		( )		受診者		( )			
1 土木施設(遊歩道・つり橋等)									
区分	県工事		市町村工事		その他		計		
	か所	被害額	か所	被害額	か所	被害額	か所	被害額	
道路		千円		千円		千円		千円	
橋梁									
計									
2 一般観光地建物									
区分	県有施設		市町村施設		国民宿舎・旅館等		その他施設		計
	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数 被害額
建物その他	全壊	千円		千円		千円		千円	千円
	半壊								
	その他								
	計								



# 資料 03-15 様式第 15 号 (教育関係施設被害)

(表15-1)

教育関係施設被害状況報告						(中間 確定)	報告者
災害の名称		災害発生日	年 月 日 時	災害発生場所			
施設の種別		報告の时限	月 日 時限	発信者		受信者	

発 日	受 信 時	災 害 発 生 日	災 害 発 生 時	市 町 村 名	施 設 の 名 称	建 物				工 作 物 被 害 金 額	土 地 被 害 金 額	設 備 被 害 金 額	被 害 額 計	被 害 状 況			
						要 新 築		要 補 修							計		
						全	半	大破以下	被								
面	積	金	額	面	積	金	額	金	額	千	円	千	円	千	円	千	円
						m <sup>2</sup>	千円	m <sup>2</sup>	千円	千円	千円	千円	千円				

31

注: 1 本表は、すべての教育施設の被害について使用するものであること。  
 2 文化財は、国、県の指定分についてのみ記入すること。

(表15-2)

(被害情報収集用)

教育関係被害状況報告(中間・確定)			
災害の名称		災害発生日時	月 日 時
		報告の時限	月 日 時現在

被害区分		地域別						計
建	小学校	棟数						
		被害額(千円)						
	中学校	棟数						
		被害額(千円)						
物	社会教育施設	棟数						
		被害額(千円)						
小計	棟数							
	被害額(千円)							
建物以外の被害額(千円)								
被害額計(千円)								

資料 03-16 様式第 17 号 (所有財産被害)

所有財産設被害状況報告 <span style="float: right;">(中間 確定)</span>			
災害の名称		災害発生日月日	年 月 日 時
報告の时限	月 日 時現在	発受信時刻	日 時 分
発信者	( )	受信者	( )

この報告書内容には、他の報告統計によるものはすべて含まれない。

	施設の別	発生数 (計)	全壊 (流出)	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	被害額	備考
		棟	棟	棟	棟	棟	棟	千円	
建 物 被 害									
	小計								
公 共 土 木 施 設 の 被 害 ( 市 町 単 位 の み )	種別	発生数	被害状況				被害額	備考	
	河川	か所					千円		
	道路								
	橋梁								
	小計								
そ の 他	種別	発生数	被害状況				被害額	備考	
		か所					千円		
	計	—	—						

資料 03-17 様式第 19 号 (火災速報)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村名	
報告者名	

事故種別	1. 建物 2. 林野 3. 車両 4. 船舶 5. 航空機 6. その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮火日時	(月 日 時 分)	月 日 時 分		
火元の業態・用途				事業所名(代表者氏名)		
出火箇所				出火原因		
死傷者	死者(性別・年齢)		人	死者の 生理的 理由		
	負傷者	重傷 中等症 軽傷	人 人 人			
建物の概要	構造階層		建築面積 延べ面積			
焼損程度	焼損棟数	全焼棟	棟	計棟	焼損面積	建物焼損床面積 建物焼損表面積 林野焼損面積
		半焼部分 ぼや				
り災世帯数				気象状況		
消防活動状況	消防本部(署)		台	人		
	消防団		台	人		
	その他			人		
救急・救助活動						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

# 資料 03-18 様式第 19-2 号 (危険物等の事故による被害)

第 報

事故名 { 1. 危険物に係る事故  
2. その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村名	
報告者名	

事故種別	1. 火災 2. 爆発 3. 漏えい 4. その他( )			
発生場所				
事業所名	特別防災区	〔 レイアウト第一種、第一種 第二種、その他 〕		
発生日時	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分	
( 覚知日時 )	( 月 日 時 分 )	鎮火(処理完了)日時	月 日 時 分	
消防知覚方法	気象状況			
物失の区分	1. 危険物 2. 準危険物 3. 高圧ガス 4. 可燃性ガス 物質名 5. 毒劇物 6. RI等 7. その他( )			
施設の区分	1. 危険物施設 2. 高危混在施設 3. 高圧ガス施設 4. その他( )			
施設の概要	危険物施設の区分			
事故の概要				
死 傷 者	死者(性別・年齢)		負傷者数 人	
	計 人		{ 重症 人 中等症 人 軽 症 人	
消防防災活動状況 及び 救急・救助活動状況	警戒区域の設定 指令停止命令	出場機関	出場人員	出場資機材
		事 自衛防災組織	人	
		業 共同防災組織	人	
		所 そ の 他	人	
		消防本部(署)	台	
		消 防 団	台	
		海上保安庁		
		自 衛 隊		
そ の 他				
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

# 資料 03-19 様式第 21-1 号 (被害状況総括)

災害対策本部

被害状況総括 (中間確定 月 日 時現在)

災害の名称:		災害対策本部
発生日時:		の設置状況
発生地域:		災害救助法の
被害総括		摘要状況
自衛隊の出動状況		
人的被害	死者 , 行方不明 , 計= 人 重傷者 , 軽傷者 , 計= 人	(概要)
被害総額	うち国直轄・公共機関分 千円( 千円) (10億) (百万) (※印の計)	

被害者の別			発生数	被害額(千円)	被害者の別			発生数	被害額(千円)
住家棟の被害	棟	計 (棟)			都市施設被害	計 (カ所)			
		全壊 (〃)				水道施設被害	計 (施設)		
		半壊 (〃)				被害給水人口(人)			
		一部破損 (〃)				清掃施設被害	計 (施設)		
		床上浸水 (〃)				医療施設被害	計 (施設)		
		床下浸水 (〃)				うち建物被害(棟)	▽		
	数	非住家の全・半壊 (〃)				商工関係被害	計 (件)		
		計	世帯				うち鉱工業(棟)	▽	
		全壊	世帯				建物商業(〃)	▽	
		半壊	世帯				被害その他(〃)	▽	
		一部破損	世帯				うち製品・原材料等		
		床上浸水	世帯				うち間接被害		
	世帯および人員	床下浸水	世帯			観光施設被害	計 (カ所)		
		計	人			うち建物被害(〃)	▽		
全壊		世帯		教育関係被害	計 ( )				
半壊		世帯		うち建物被害(棟)	▽				
一部破損		世帯		県有財産被害	計 ( )				
床上浸水		世帯		村有財産被害	計 ( )				
農業関係被害	床下浸水	世帯		うち建物被害(棟)	▽				
	計	人		うち土木小災害(カ所)					
	豊作物	水陸稲 (ha)		社会福祉施設被害	計 (施設)				
	施設	(件)	▽	うち建物被害(棟)	▽				
	畜産物等 ( )			国保診療施設被害	計 (施設)				
	農地 (ha)			うち建物被害(棟)	▽				
林業関係被害	農業用施設 (カ所)			公益事業関係被害	計	※			
	計 (〃)				鉄道	不通カ所被害件数			
	治山 (〃)				通信	不通回線			
	林道 (〃)				電力	被害カ所(停電地区)			
公共土木施設関係被害	その他			ガス	被害カ所				
	※国直轄分(治・林・他) ※			その他					
	計 (カ所)								
	河川 (〃)								
	砂防 (〃)								
	道路 (〃)								
その他の被害	橋りょう (〃)								
	※国直轄分(河・道・橋) ※								
	右欄の計(千円)								
	うち建物 (▽印の計)								

## 04 活動体制関係

### 資料 04 松川町防災会議条例

昭和 39 年 3 月 18 日

条例第 14 号

改正 平成 12 年 3 月 22 日条例第 16 号

平成 25 年 12 月 19 日条例第 38 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、松川町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 松川町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 松川町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 25 条の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審査すること。
- (4) 前 3 号に掲げるものの外、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって、組織する。

- 2 会長は町長をもって充てる。
- 3 会長は会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員は次の各号に掲げるものをもって充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
  - (2) 長野県の知事の部内の職員のうちから、町長が任命する者
  - (3) 長野県警察の警察官のうちから、町長が任命する者
  - (4) 町長がその部内の職員のうちから、指名する者
  - (5) 教育長
  - (6) 松川町を構成団体とする南信州広域連合の消防長又は当該連合の消防吏員その他の職員のうちから町長が任命する者
  - (7) 消防団長及び副団長
  - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから、町長が任命する者
  - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
  - (10) 町の補助機関、その他、団体等の中から町長が必要と認め任命する者
- 6 前項の委員の定数は、40 人以内とする。
- 7 第 5 項、第 7 号、第 8 号の委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、長野県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第 5 条 前各号に定めるものの外、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し、必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、昭和 39 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年条例第 16 号）

- 1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 松川町水防協議会条例（昭和 60 年松川町条例第 12 号）は、廃止する。

附 則（平成 25 年条例第 38 号）

この条例は、公布の日から施行する。



## 05 広域相互応援関係

### 資料 05-1 上下伊那隣接町村消防団応援協定

消防応援出動計画表

〔中部伊那町村消防連絡協議会 平成 28 年 1 月 19 日協定〕

要 請		中 川 村			松 川 町			大 鹿 村	飯 島 町		
		大 草	葛 島	片 桐	新 井	上片桐	生 田	全 域	町 部	本 郷	七久保
出 動	人員				40	40	40	30 特に要請のある時 (主として山林火災)	50	50	50
	機関				積 2	積 2	積 2		積 2	積 2	積 2
中川村 TEL 0265-88-3111	人員	40	40	40				30 (主として山林火災)			40
	機関	自 1 積 1	自 1 積 1	自 1 積 1					積 2		
松川町 TEL 0265-36-3111	人員	20 (主として山林火災)			20 (主として山林火災)				20 特に要請のある時		
	機関	積 1					積 1		主として山林火災		
大鹿村 TEL 0265-39-2001	人員	50	50	50		40		30 特に要請のある時 (主として山林火災)			
	機関	自 2 積 2	自 2	自 3 積 2		自 1 積 1	積 2				
飯島町 TEL 0265-86-3111	人員										
	機関										

(表中 自…ポンプ車 積…積載車)

- ※ 1. 山林に限らず状況に応じ、必要（状況に）ある場合には出動要請ができる。（出動要請があったら出動することを基本とする）  
 2. 応援出動した場合の、公務災害補償関係・諸費用等は一切応援出動した団の負担とする。  
 3. 協定以外でも出動要請することができる。  
 4. 答礼には出向かない。  
 5. 要請は、町村長→町村長又は消防団長→消防団長のどちらからでも要請ができる。

## 資料 05-2 松川町消防団 出動計画表

号 車	町 内		町 外
	住宅火災	その他の火災	2次出動
本部車 (昼間)	町内全域	町内全域	高森町山吹出原、豊丘村河野中平地区 (芦部川以北)、大鹿村
(夜間)	町内全域	町内全域	高森町山吹中下段
1 号車	町内全域	町内全域	高森町山吹出原上段
1-1 号車	町内全域	町内全域	
2 号車	町内全域	町内全域	中川村 (大草・葛島・片桐)
2-1 号車	町内全域	町内全域	高森町山吹中下段、中川村 (大草・葛島・片桐)
3 号車	町内全域	町内全域	飯島町 (七久保)
3-1 号車	町内全域	町内全域	
3-2 号車	町内全域	町内全域	
3-3 号車	町内全域	町内全域	飯島町 (七久保)
4-1 号車	町内全域	町内全域	豊丘村河野中平地区 (芦部川以北)、大鹿村 (山林火災)
4-2 号車	町内全域	町内全域	
4-3 号車	町内全域	町内全域	

40

- ※ 豊丘村柄山日影地区は、出動する。
- ※ 町外の出動については、北部地区班及び上下伊那隣接町村消防連絡協議会にて確認済み。
- ※ 2次出動については、要請のあった場合のみ出動する。(町村長⇄町村長 あるいは 消防団長⇄消防団長)
- ※ 中央道車両火災は、1分団のみ出動する。正副分団長は出動する。

# 資料 05-3 飯田広域消防本部管内北部地区班応援協定

(平成6年5月30日)

	高森町	喬木村	豊丘村	大鹿村	松川町
高森町		要請により出動 (二次)	[中段・下段] 上伊那小園まで ①自動車③積載車、 幹部、ラッパ長、救 護長 ----- [下段] 要請により出動	山林火災要請により 出動	[大島] 上段インター以南 ③積載車 下段松川まで 3-2 班、団幹部 ----- [上片桐・生田] 要請により出動
喬木村	要請により出動 下市田、出砂原 ①・②自動車		[壬生沢] ①自動車、5班、6班 ----- [上稲] 壬生沢を除く虻川以 南 ①自動車、1班、3班 ②自動車、1班		
豊丘村	中央線下 胡麻目 川以南下市田まで ②自動車 胡麻目川以北から 松川町境まで ①自動車	小川以北下段 ③自動車  桃添地籍 ③軽4軽便		山林火災要請により 出動	新井、生田、福与地 籍 ①自動車
大鹿村					山林火災要請により 出動
松川町	要請により出動 出原、山吹地区上 段 ①号車  胡麻目川以北山吹 地区下段(下平、竜 口) 本部車、2-1 積載車		要請により出動 河野(芦部川以北) 中平地区	山林火災(二次) 要請により出動 4分団④号車、40名	

## 資料 05-4 長野県市町村災害時相互応援協定書

長野県内全市町村は、県内に災害が発生した場合において、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法及び互助友愛精神に基づき、被災市町村に対し、その総力を挙げて応援活動を行うものとし、次のとおり協定する。

(趣旨)

第1条 この協定は、県内の市町村（以下「市町村」という。）において災害対策基本法第2条第1号に規定する災害が発生し、被災市町村独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できないと認められるとき、市町村相互の応援による応急措置等を円滑に遂行するために、必要な事項について定めるものとする。

なお、常備消防に関する相互の応援については、「長野県消防相互応援協定」に定めるところによるものとする。

(代表市町村の設置)

第2条 市町村が行う救援活動等に関する調整及び県との連絡調整等を行うため、別記1に掲げるブロックごとに代表市町村を置くものとする。

2 代表市町村が被災した場合に備え別記1に掲げるブロックごとに代表市町村の業務を代行する第2順位及び第3順位の市町村を定めるものとする。

(応援の内容)

第3条 市町村が行う応援の内容は、次のとおりとする。

(1) 物資等の提供及びあっせん

- ア 食料、飲料水、生活必需品、医療品その他供給に必要な資機材
- イ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
- ウ 救援及び救助活動に必要な車両等
- エ ごみ、し尿処理のための車両及び施設
- オ 避難収容施設（避難所、応急仮設住宅等）
- カ 火葬場

(2) 人員の派遣

- ア 救護及び応急措置に必要な職員
- イ 消防団

(3) その他

- ア 避難場所等の提供、緊急輸送路の確保等被災市町村との境界付近における必要な措置
- イ ボランティアのあっせん
- ウ 児童・生徒の受け入れ
- エ 前2号に掲げるもののほか、災害救助法第23条第1項に定める救助

(4) 前3号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援請求の手続)

第4条 応援を受けようとする市町村は、次に掲げる事項を明確にして、無線又は電話等により他の市町村に要請し、後に文書を速やかに送付するものとする。

(1) 被害の状況

(2) 応援を要請する内容

- ア 物資・資機材の搬入  
物資等の品目、数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等
- イ 人員の派遣  
職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、輸送手段、交通情報等
- ウ その他、必要な事項

(緊急時における自主的活動)

第5条 代表市町村は、災害発生時において、通信の途絶等により被害状況等の情報が入手できない場合、速やかにその被災状況等について自主的に情報の収集・提供を行うものとする。

- 2 市町村は、前項の情報収集に基づき、被害が甚大で、かつ、事態が緊急を要すると認められる場合、代表市町村と連絡調整のうえ自主的に応援活動を実施するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、代表市町村は、別記1に掲げる代表市町村の属するブロック内の構成市町村において震度6強以上の地震が観測された場合においては、代表市町村が行う業務に必要な被災状況等についての情報収集及び提供等の業務を行うため、先遣隊を当該市町村に派遣するものとする。
- 4 代表市町村が被災した場合において前項の規定により先遣隊を派遣することができないときは、別記1に掲げる代表市町村の属するブロックの構成市町村（代表市町村を除く。）が別に定めるところにより、当該派遣を行うものとする。
- 5 前項に規定する場合において、別記1に掲げるブロックの構成市町村の大半が被災し当該ブロック内から前2項の規定による先遣隊の派遣を行うことができないときは、別記2に掲げる応援するブロックから当該派遣を行うものとする。
- 6 別記2に掲げる応援するブロックから当該派遣することができない場合に備え、代表市町村の会議において協議し、派遣する代表市町村をあらかじめ定めておくこととする。
- 7 前4項に規定する場合以外の場合は、通信の途絶等により被災状況等の情報が入手できない場合等で、代表市町村が必要と認めた場合に派遣するものとする。

（経費の負担）

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた市町村の負担とする。

- 2 応援職員等が応援に伴い負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償等に要する経費は、応援市町村の負担とする。
- 3 前2項に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、被災市町村及び応援市町村が協議して決める。
- 4 応援職員等が応援に伴い第三者に損害を与えた場合、応援を受けた市町村が、賠償の責めに任ずる。  
ただし、応援職員等の重大な過失により発生した損害賠償に要する費用については、応援市町村の負担とする。
- 5 前項に定める応援を受けた市町村の負担額は、応援市町村が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

（情報交換）

第7条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、別記1に掲げるブロックごと又は、ブロックをまたいで、備蓄物資の状況、緊急連絡先等の必要な情報等を定期的に相互に交換するものとする。

（訓練の参加）

第8条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、別記1に掲げるブロックごと又は、ブロックをまたいで、物資調達、人的支援等の訓練を実施するとともに、他の市町村主催の防災訓練に相互に参加するよう努めるものとする。

（防災体制の強化等）

- 第9条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画等の整備等、防災体制の強化を図るものとする。
- 2 市町村は、この協定を実効あるものとしていくため、必要に応じて県への協力を求める等、県との連携を強化することとする。

（補則）

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

- 2 この協定に定めのない事項は、その都度、代表市町村の会議において協議して定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この協定は、平成8年4月1日から施行する。

(協定の成立)

- 2 この協定の成立は、県内全市町村町の同意書をもって証する。

附 則

- この協定は、平成23年12月16日から施行する。

## (別記1)

ブロック名	代表市町村	構成市町村
佐久	佐久市	小諸市・佐久市・小海町・佐久穂町・川上村・南牧村・南相木村・北相木村・軽井沢町・御代田町・立科町
上小	上田市	上田市・東御市・長和町・青木村
諏訪	岡谷市	岡谷市・諏訪市・茅野市・下諏訪町・富士見町・原村
上伊那	伊那市	伊那市・駒ヶ根市・辰野町・箕輪町・飯島町・南箕輪村・中川村・宮田村
飯伊	飯田市	飯田市・松川町・高森町・阿南町・阿智村・平谷村・根羽村・下條村・売木村・天龍村・泰阜村・喬木村・豊丘村・大鹿村
木曾	木曾町	木曾町・上松町・南木曾町・木祖村・王滝村・大桑村
松本	松本市	松本市・塩尻村・安曇野市・麻績村・生坂村・山形村・朝日村・筑北村
大北	大町市	大町市・池田町・松川村・白馬村・小谷村
長野	長野市	長野市・須坂市・千曲市・坂城町・小布施町・高山村・信濃町・飯綱町・小川村
北信	中野市	中野市・飯山市・山ノ内町・木島平村・野沢温泉村・栄村

## (別記2)

被災ブロック	応援するブロック
佐久	上小
上小	佐久
諏訪	上伊那 木曾
上伊那	諏訪 飯伊
飯伊	上伊那 木曾
木曾	飯伊 諏訪
松本	長野
大北	北信
長野	松本
北信	大北

(備考) 応援するブロックが複数の場合は、下線の代表市町村が派遣。

## 資料 05-5 三遠南信災害時相互応援協定書

愛知県東三河、静岡県遠州及び長野県南信州（以下「三遠南信」という。）に位置する各市町村（以下「都市」という。）に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合の相互の応援について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、三遠南信地域内に災害が発生したとき、各都市相互の応援による応急措置等を円滑に遂行するため、必要な事項について定める。

### （組織）

第2条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、各都市を別表に掲げる6ブロックに区分し、ブロックごとに代表都市（以下「ブロック代表都市」という。）を置く。

- 2 この協定を円滑に運営するため、ブロック代表都市会議を設置する。
- 3 ブロック代表都市を統括するため、総代都市を置く。
- 4 総代都市を補佐するため、副総代都市を置く。
- 5 総代都市及び副総代都市の選出は、ブロック代表都市の互選により行う。
- 6 総代都市及び副総代都市の任期は2年とする。
- 7 この協定の実施に必要な連絡調整を行うため、総代都市の属する都市に事務局を置く。

### （応援の要請）

第3条 災害が発生し、応援を受けようとする都市（以下「被災都市」という。）は、自ブロック代表都市を通じて総代都市に応援を要請する。ただし、自ブロック代表都市も被災している場合は総代都市に、総代都市も被災している場合は副総代都市に応援を要請することができる。

- 2 応援を求められた総代都市又は副総代都市は、被災都市及びブロック代表都市と緊密な連絡をとり、各都市に応援を要請する。
- 3 応援を要請しようとする被災都市は、次に掲げる事項を明らかにし、電話等により応援を要請することができる。この場合において、被災都市は、必要事項を記載した文書を後日、速やかに送付しなければならない。

- (1) 被災の状況
- (2) 物資、資機材等の応援要請の場合にあつては、必要とする物資等の品名、数量等
- (3) 人員応援要請の場合にあつては、必要とする職員の職種及び人数並びに業務内容
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

### （応援の自主的活動）

第4条 各都市は、必要があると認めるときは、総代都市の要請前に応援を開始することができる。ただし、応援を開始したときは、当該応援の内容を自ブロック代表都市を通じて総代都市に報告しなければならない。

- 2 災害のうち地震災害が発生した場合は、被災都市以外の都市は各都市の判断で次に掲げる体制をとることができる。この場合において、前項ただし書の規定を準用する。
  - (1) 被災都市で震度6弱を観測した場合 応援の準備体制
  - (2) 被災都市で震度6強以上を観測した場合 応援の実施体制

### （応援の内容）

第5条 各都市が行う応援活動は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 被災者の救出・救護、応急復旧等に必要な職員の派遣
- (2) 救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材（車両を含む。）及び物資の提供又は貸与



- (3) 食料、飲料水、生活必需品等の救援物資及びその供給に必要な資機材（車両を含む。）の提供
- (4) 児童生徒等その他被災者の一時受入れ
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援の経費負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として被災都市の負担とする。ただし、被災都市が当該費用を支弁することが困難又は適当でないものについては、被災都市及び応援都市が協議して定める。

(連絡担当部局)

第7条 各都市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換する。

(平常時における相互協力)

第8条 平常時においては、円滑な広域防災相互協力体制を図るため、毎年1回地域防災計画その他参考資料を相互に交換し、各都市相互の情報の交換、職員等の交流その他防災に関する相互協力を努める。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及び協定の実施に関し必要な事項は、その都度、ブロック代表都市会議において協議して定める。

(その他)

第10条 この協定は、各都市及び各都市の機関が消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第2項の規定により別に締結した相互応援に関する協定及び水防に係る応援に関し締結した協定に基づく応援を排除するものではない。

(協定の発効)

第11条 この協定は、平成17年11月4日から効力を生ずるものとする。  
この協定の締結を証するため、本書35通を作成し、各都市記名押印の上それぞれその通を保有する。

平成17年11月4日

(別表)

ブロック名	代表都市	構成都市
豊橋田原	豊橋市	豊橋市・田原市
宝飯	豊川市	豊川市・蒲郡市・音羽町・一宮町・小坂井町・御津町
新城設楽	新城市	新城市・設楽町・東栄町・豊根村・富山村
西遠	浜松市	浜松市・湖西市・新居町
中遠	磐田市	磐田市・袋井市・森町
飯伊	飯田市	飯田市・松川町・高森町・阿南町・清内路村・阿智村・浪合村・平谷村・根羽村・下條村・売木村・天龍村・泰阜村・喬木村・豊丘村・大鹿村

## 資料 05-6 静岡県牧之原市と長野県松川町との間における災害時等の相互応援に関する協定書

静岡県牧之原市（以下「甲」という。）と長野県松川町（以下「乙」という。）は、災害時等における相互応援について、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲又は乙の区域内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害が発生した場合に、法第67条の規定に基づく応援を円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫及び施設等の応急復旧等に必要な資機材並びに物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) ごみ及びし尿の処理のための車両の斡旋
- (5) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (6) 被災児童、生徒等を一時受け入れるための施設の提供及び斡旋
- (7) 救援、救助及び応急復旧等に必要な職員の派遣
- (8) ボランティアの斡旋
- (9) 被災者に対する住宅の提供及び斡旋
- (10) 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項

（応援要請の手続）

第3条 甲及び乙は、応援を要請するとき次に掲げる事項を明らかにして、電話又は電信等により要請を行い、後日、速やかに文書（様式1）を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第4号までに掲げる品目の名称、規格及び数量等
- (3) 前条第5号に掲げる一時収容を要する被災者の状況及び人員
- (4) 前条第6号に掲げる一時受入に要する被災児童、生徒等の学年及び人員
- (5) 前条第7号に掲げる職員の職種別人員
- (6) 前条第8号に掲げるボランティアの従事する内容及び人員
- (7) 応援を受ける場所及びその経路並びに期間
- (8) 前各号に掲げるもののほか、応援を必要とする事項

（応援の実施）

第4条 甲及び乙は、応援を要請されたときは、可能な限りこれに応ずるように努めるものとする。

2 甲及び乙は、前条の規定にかかわらず、緊急に応援する必要があると認められる場合には、同条の要請を待たずに応援を行うことができる。この場合において、応援を行う市町は、その内容について応援を受ける市町へ速やかに連絡するものとする。

（応援に要した費用の負担）

第5条 応援に要した費用の負担は、原則として応援を受ける市町の負担とする。

- 2 派遣職員が公務執行中第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を受ける市町、被災市町への往復経路の途中に生じたものについては応援を行う市町が、それぞれ賠償の責を負うものとする。
- 3 前2項の規定により難しい場合には、別途協議する。

（情報等の交換）

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な資料・情報等を常時交換するものとする。

(効力等)

第7条 この協定は、協定締結の日からその効力を発するものとする。

2 この協定の締結後、甲乙どちらか一方がこの協定を破棄しようとする場合は、相手方に対し、この協定を破棄しようとする日から起算して6か月前までに、文書をもってその旨を通知しなければならない。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成23年7月11日

甲 静岡県牧之原市静波 447 番地 1  
牧之原市長

乙 長野県下伊那郡松川町元大島 3823 番地  
松川町長

## 資料 05-7 長野県消防相互応援協定実施細則

(趣旨)

第1条 この実施細則は、長野県消防相互応援協定書(平成8年2月14日締結。以下「協定」という)第12条の規定に基づき、消防相互応援の実施について必要な事項を定めるものとする。

(代表消防機関の選定等)

第2条 協定第4条第2項に規定する地域代表消防機関及び総括代表消防機関は、次のとおりとする。

(1) 地域代表消防機関 協定別表に掲げる各地域の長野県消防長会副会長が属する消防本部とする。ただし、総括代表消防機関を兼ねることができる。

(2) 総括代表消防機関 長野県消防長会長が属する消防本部とする。

2 地域代表消防機関及び総括代表消防機関が行う連絡調整は、次に掲げる事項とするものとする。

(1) 応援部隊の編成計画の作成及び調整に関すること。

(2) 各消防機関の応援可能資機材等に関すること。

(3) 応援要請及び情報伝達等に関すること。

(4) 応援部隊の技術の向上及び訓練計画に関すること。

(5) その他必要な事項

3 地域代表消防機関又は総括代表消防機関の管轄地域において災害が発生した場合は、地域代表消防機関が属する地域内の消防本部又は他の地域の消防本部が、地域代表消防機関を代行し、総括代表消防機関の代行は地域代表消防機関が行うものとする。

(応援要請の事項)

第3条 応援要請側の市町村等の長は、次に掲げる事項を電話その他の方法により連絡し、後日応援要請書(様式第1号)を送付するものとする。

(1) 災害の種別、発生場所及び状況

(2) 応援隊の種別、隊数及び資機材等

(3) 応援隊の集結場所

(4) 応援隊の活動範囲及び任務

(5) 使用無線周波数

(6) 安全管理上の注意事項

(7) その他必要と思われる事項

2 協定第6条第1項に規定する応援要請を迅速かつ的確に行うため、長野県緊急消防援助隊応援出動計画の規定を準用し、連絡するものとする。

(応援隊の派遣)

第4条 協定第7条第2項に基づき応援隊を派遣する市町村等は、次に掲げる事項について電話その他の方法で通知し、後日応援通知書(様式第2号)を送付するものとする。

(1) 派遣人員

(2) 派遣車両

(3) 資機材等の種別及び数量

(4) 出発時刻及び到着予定時刻

(5) 指揮責任者

2 応援隊にあっては、応援要請に迅速に対応するため原則として当直隊が出動するものとする。

(応援隊の誘導等)

第5条 要請側の消防長は、必要に応じて応援隊到着予定地に誘導員を配置して応援隊の誘導に努めるとともに、応援活動上必要な資機材等を貸与するものとする。

(応援隊の報告)

第6条 応援隊の長は、現場に到着したときは、要請側の現場最高指揮者から次の事項について情報の提供を受け活動するものとする。

- (1) 災害の状況及び進入経路
  - (2) 活動方針、任務及び使用無線周波数
  - (3) その他必要な事項
- 2 応援側の市町村の長は、応援活動終了後、要請側の市町村等の長に対して応援活動の内容を応援活動状況報告書(様式第3号)により報告するものとする。
- 3 要請側の消防長は、応援活動終了後速やかに総括代表消防機関及び応援側の消防長に対して、災害等の概要を災害状況報告書(様式第4号)により報告するものとする。

(応援隊の編成及び指揮)

第7条 複数の応援隊を派遣する場合の部隊編成は、地域代表消防機関又は総括代表消防機関が行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、地域代表消防機関又は総括代表消防機関の管轄地域において災害が発生した場合は、第2条第3項の規定を準用するものとする。
- 3 前2項の規定により部隊編成された応援隊の最高指揮者は、要請側の現場最高指揮者の指示を受け、応援隊を指揮するものとする。

(総括代表消防機関等への連絡)

第8条 応援隊の派遣要請があった場合及び自主応援した場合は、関係する地域代表消防機関へ連絡するものとする。

- 2 地域代表消防機関は、前項の連絡があった場合、総括代表消防機関へ速やかにその旨を連絡するものとする。

(応援要請の解除)

第9条 要請の解除をした場合は、応援要請通知書(様式第5号)により通知するとともに地域代表消防機関に連絡するものとする。

(会議等)

第10条 協定事項の円滑な推進を図るため、協議会及び地域連絡会議を必要に応じて開催するものとする。

(協議会)

第11条 協議会は、県内の市町村等の消防長をもって構成し、総括代表消防機関の消防長が招集するものとする。

(地域連絡会議)

第12条 地域連絡会議は、県内4ブロックごとに地域内の市町村等の消防長をもって構成し、地域代表消防機関の消防長が招集するものとする。

(その他会議)

第13条 総括代表消防機関の消防長は、必要に応じて会議を招集することができるものとする。

(協議事項)

第14条 会議の協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 長野県消防相互応援に関する事。
- (2) 警防技術及び訓練に関する事。
- (3) 市町村の消防現況、消防事象、特殊災害等の資料の交換に関する事。
- (4) 消防用資機材の備蓄状況及び開発研究に関する事。
- (5) その他必要な事項

(協議)

第 15 条 この実施細目に定めのない事項又はこの実施細目について変更の必要若しくは疑義等が生じたときは、その都度消防長が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この実施細則は、平成 8 年 2 月 14 日から施行する。
- 2 この実施細則の成立は、市町村等の消防長の同意書をもって証する。

# 資料 05-8 長野県消防相互応援協定書

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、長野県内の消防本部を置く市町村の区域内で災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に市町村等（消防事務を他の市に委託している町村にあってはその受託している市、消防事務に関する一部事務組合を組織している市町村にあってはその一部事務組合、広域連合を組織している市町村にあってはその広域連合をいう。以下同じ。）がそれぞれの消防力を活用して消防相互応援をすることにより、被害を最小限に防止することを目的とする。

(対象とする災害)

第2条 この協定の対象とする災害は、法第1条に規定する水火災又は地震等の災害で、市町村等の応援を必要とするものとする。

(地域区分)

第3条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、市町村等を別表に掲げる地域に区分する。

(代表消防機関の設置及び任務)

第4条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、別表に掲げる地域ごとに地域代表消防機関を置き、更に地域代表消防機関を統括するための総括代表消防機関を置くものとする。

2 地域代表消防機関及び総括代表消防機関の選定は、各消防長の協議により行うものとする。

3 地域代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 総括代表消防機関及び当該地域内市町村等との連絡調整及び情報交換に関すること。

(2) 当該地域内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。

(3) 応援の要請時における当該地域内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

4 総括代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 長野県及び地域代表消防機関との連絡調整及び情報交換に関すること。

(2) 長野県内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。

(3) 応援の要請時における長野県内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

## 第2章 相互応援

(応援の種別)

第5条 この協定による応援の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 消防応援 消防隊による応援

(2) 救助応援 救助隊による応援

(3) 救急応援 救急隊による応援

(4) その他の応援 上記以外の応援

(応援要請)

第6条 応援の要請は、災害が発生し、又は発生するおそれのある市町村等（以下「要請側」という。）の長から電話その他の方法により、災害の規模等に応じて、次の各号の区分により応援する市町村等（以下「応援側」という。）の長に対して行い、事後速やかに要請書を提出するものとする。

(1) 第1要請 当該市町村等が隣接する市町村等に対して行う応援要請

(2) 第2要請 当該市町村等が属する別表の地域内の他の市町村等に対して行う応援要請（第1要請を除く。）

(3) 第3要請 当該市町村等が属する別表の地域外の市町村等に対して行う応援要請（第1要請を除く。）

2 応援要請は、第1要請、第2要請、第3要請の順に行うものとする。ただし、要請側の長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- 3 第2要請にあつては要請側の地域代表消防機関を、第3要請にあつては要請側の地域代表消防機関、総括代表消防機関及び応援側の地域代表消防機関を経由して行うものとする。
- 4 自衛隊に対して応援要請したときは、要請側の消防長は、地域代表消防機関及び総括代表消防機関へ通報するものとする。

(応援隊の派遣)

第7条 前条の規定により応援要請を受けた応援側の長は、特別の事情がない限り応援隊を派遣しなければならない。

- 2 応援側の長は、応援隊を派遣するときは、要請側の長に対してその旨を通知するものとする。この場合において、前条第3項の規定により経由することとされている各代表消防機関を経由した応援要請にあつては、当該代表消防機関を経由して通知するものとする。
- 3 市町村等の長は、災害が発生している市町村等に対して、自主的に応援出動することができる。ただし、この場合は災害発生の市町村等の長に連絡するとともに、地域代表消防機関に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊は、要請側の長の指揮の下に活動するものとする。この場合において、被災地で消防活動を行うその他の応援隊と緊密に連携するものとする。

### 第3章 経費負担

(応援経費等の負担)

第9条 この協定に基づく経費等の負担については、次の各号に定めるところによる。

(1) 応援側の負担する経費等

- ア 応援出動した隊員の旅費及び諸手当
- イ 応援出動した隊員の公務災害補償費及び消防職員等賞じゅつ金
- ウ 応援出動した際に破損した機械器具等の修理に要した経費
- エ 消防活動に要した消火剤
- オ 燃料及び給食等に要する経費
- カ 前アからオに掲げるもののほか応援出動に要した経費

(2) 要請側の負担する経費等

応援隊による消防法(昭和23年法律第186号)第29条第3項の規定による損失補償費及び同法第36条の3第1項の規定による損害補償費

(損害賠償)

第10条 応援隊の応援に伴い発生した事故の処理に要する次の各号に掲げる費用は、要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害賠償に要する費用については、応援側の負担とする。

- (1) 土地、建物、工作物等に対する損害賠償金
- (2) 一般人の死傷に伴う損害賠償金

2 前項に定める要請側の負担額は、応援側が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

### 第4章 協議

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定について変更の必要若しくは疑義が生じたときは、市町村等の長が協議して定めるものとする。

(補則)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町村等の消防長が協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この協定は、平成8年2月14日から施行する。

(長野県広域消防相互応援協定の廃止)

2 法第21条の規定により、県内を10ブロックに編成して昭和41年に各ブロック毎に締結した長野県広域消防相互応援協定は、廃止する。



この協定の締結を証するため、本書 18 通を作成し、市町村等の長が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

附 則（平成 12 年 7 月 1 日一部改正同意）

この協定は、公布の日から施行し、平成 12 年 7 月 1 日から適用する。

附 則（平成 13 年 7 月 1 日一部改正同意）

この協定は、公布の日から施行し、平成 13 年 7 月 1 日から適用する。

附 則（平成 15 年 11 月 1 日一部改正同意）

この協定は、公布の日から施行し、平成 15 年 11 月 1 日から適用する。

#### 別表

区 分	市 町 村 等
北 信 地 域	長野市 須坂市 千曲坂城消防組合 岳北広域行政組合 岳南広域消防組合
東 信 地 域	上田地域広域連合 佐久広域連合
中 信 地 域	松本広域連合 北アルプス広域連合 木曾広域連合
南 信 地 域	諏訪広域連合 伊那消防組合 伊南行政組合 南信州広域連合

## 資料 05-9 南信州広域連合関係市町村災害時消防相互応援協定

南信州広域連合及び南信州広域連合規約（平成 11 年 3 月 15 日長野県指令 10 地第 1281 号）第 2 条に規定する関係市町村（以下「協定団体」という。）は、その区域内（以下「広域連合区域内」という。）に災害が発生した場合において、地域並びに住民の生命、身体及び財産（以下「生命等」という。）を災害から保護するため、災害対策基本法（昭和 36 年法律 223 号。以下「法」という。）及び互助友愛精神に基づき、被災市町村に対し、その総力を挙げた応援活動を行うために、次のとおり協定する。

（目的）

第 1 条 この協定は、広域連合区域内において災害が発生した場合に、協定団体相互の応援による応急措置等を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

（対象とする災害）

第 2 条 この協定の対象とする災害は、次に掲げる災害とする。

- (1) 広域連合区域内に発生した風水害、火災又は地震等の災害
- (2) 法第 23 条に規定する災害対策本部長として市町村長をもって充てる災害
- (3) 協定団体が隣接する他の市町村の応援を必要とする災害

（災害統括機関）

第 3 条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、飯田広域消防本部内に広域災害警防本部（以下「広域警防本部」という。）を設置する。

2 広域警防本部の長は警防本部長とし、飯田広域消防本部消防長をもって充てる。

（応援隊の従事業務及び種別）

第 4 条 警防本部長が指示して行う応援隊の従事業務及び種別は、次のとおりとする。

- (1) 従事業務
  - ア 法第 23 条第 1 項及び被災市町村の災害対策本部条例の規定に基づく、被災市町村災害対策本部の業務
  - イ 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 25 条の規定に基づく、被災市町村水防本部の業務
- (2) 種別
  - ア 先遣として情報収集に必要な消防職員
  - イ 消火、救護、応急処置及び水防活動等に必要な消防団員
  - ウ 車両、資機材等の提供及びその運用要員
  - エ 飯伊地区大規模災害時における医療救護体制に基づく医療救護班
  - オ その他

（応援隊の派遣）

第 5 条 警防本部長は、災害情報等に基づき応援隊を派遣する必要を認めた場合には、遅滞なく第 4 条に規定する応援隊の派遣を、協定団体等の協力を得て行うものとする。

（応援隊の派遣期間及び身分）

第 6 条 応援隊の派遣期間は、被災市町村が災害対策本部を設置したときから解散をするまでの間を原則とする。

- 2 第 4 条第 2 号アに定める消防職員は、南信州広域連合及び受援市町村職員の身分を併せ有するものとする。
- 3 前項の消防職員の勤務時間、休日その他の勤務条件及び服務については、受援市町村の関係規定を適用する。

(情報の連絡)

- 第7条 応援隊は、受援市町村長（災害対策本部長）の指揮の下に活動するものとする。  
ただし、知り得た情報は警防本部長へ遅滞なく報告するものとする。
- 2 警防本部長は、収集した情報を広域連合長、関係市町村長及び国県等の関係機関へ遅滞なく提供し、対応を協議するものとする。

(応援経費等の負担)

- 第8条 応援に要した経費は、南信州広域連合の負担とする。
- 2 応援隊が応援に伴い第三者に損害を与えた場合は、受援市町村が補償の責めに任ずる。ただし、応援隊の重大な過失により発生した損害賠償に要する費用については、応援隊所属組織の負担とする。
- 3 前項に定める受援市町村の負担額は、応援隊市町村が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

(協議)

- 第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定について変更の必要若しくは疑義が生じたときは、協定団体の長が協議して定めるものとする。

(補則)

- 第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、協定団体の長又は消防長が別に定める。
- 附 則
- 1 この協定は、平成18年1月13日から施行する。
- 2 この協定の締結を証するため本書16通を作成し、広域連合長及び協定団体の長が記名押印のうえそれぞれその1通を保有する。

## 資料 05-10 災害時相互援助に関する協定

松川町と蓮田市は、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災を教訓に地形や気象環境の異なる自治体の連携が最も重要であることを認識し、自治体間の友好交流とともに災害時相互援助に関する協定を締結する。

### (趣旨)

第 1 条 この協定は、災害時における応援対策及び復旧活動に万全を期するため、松川町と蓮田市の間で相互援助を行うことについて定めるものとする。

### (要請)

第 2 条 災害の発生により援助の要請をすることが必要であると認めるときは、文書を持って次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等を持って要請し事後文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び要請理由
- (2) 必要とする日用品、食料、資材、機械、器具の種類及び数量
- (3) 必要とする職員の職種、人員及び業務内容
- (4) 必要とする期間
- (5) 希望する場所
- (6) その他必要事項

### (業務の実施)

第 3 条 援助の要請を受けたときは、可能な限りにおいて援助に努めるものとする。

2 激甚な災害が発生し、通信の途絶等により連絡がとれない場合には、自主援助活動を行うことができる。

### (維持管理)

第 4 条 援助のために要請した機械、器具等の維持管理については、援助を要請した自治体が負担するものとする。

### (経費)

第 5 条 第 3 条の業務実施及び前条の維持管理に要した費用は、法令その他定めのあるものを除き、援助を要請した自治体が負担するものとする。

### (情報交換)

第 6 条 両自治体は、調達可能な援助物資等の相互に交換するものとする。

### (連絡担当部課)

第 7 条 両自治体は、あらかじめ相互援助に関する連絡担当部課を定め、第 2 条に掲げる要請に関する事項の連絡を確実、かつ円滑に行うものとする。

### (協議)

第 8 条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、両自治体協議のうえ決定する。

### (有効期間)

第 9 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、協定期間満了の日までに両自治体から申し出がないときは、引き続きこの協定は、順次 1 年間有効期間を更新するものとする。

この協定の締結の証として、協定書2通を作成し、両自治体の長が署名のうえ、各1通を保有する。

平成24年10月1日

松川町元大島 3823 番地  
松川町  
松川町長 深津 徹

蓮田市黒浜 2799 番地 1  
蓮田市  
蓮田市長 中野 和信

資料 05-11 様式（県及び近隣市町村への応援要請）

応 援 要 請 書  殿  年 月 日  災害対策本部長	
要 請 理 由	
応 援 を 必 要 と す る 部 ・ 係	
応 援 を 必 要 と す る 人 員	
従 事 事 務 内 容	
従 事 期 間	年 月 日 時 分より  年 月 日 時 分まで

資料 05-12 様式（指定行政機関に対する派遣要請）

派 遣 要 請 書 殿 年 月 日 災害対策本部長	
派遣を必要とする理由	
派遣を必要とする 職員の職種別	
派遣を必要とする職員数	
派遣を必要とする期間	年 月 日 時 分より 年 月 日 時 分まで
派遣される職員の 給与及び勤務条件	
その他の必要事項	

資料 05-13 様式 (自衛隊派遣要請)

陸 上 自 衛 隊 派 遣 要 請 書			
長野県知事		殿	
		年 月 日	
災害対策本部長			
災 害 の 状 況 及 び 派 遣 を 必 要 と す る 理 由			
派 遣 を 必 要 と す る 期 間		自 年 月 日 ( 日間) 至 年 月 日	
派 遣 を 希 望 す る 区 域 作 業 箇 所 及 び 作 業 内 容	区 域	作 業 箇 所	作 業 の 内 容
派 遣 を 希 望 す る 人 員 車 両 、 航 空 機 、 資 材 等	人 員	車 両 ・ 航 空 機 等	資 材 等
	人	台 台 台	
連 絡 場 所 、 連 絡 責 任 者 宿 泊 施 設 の 状 況	連 絡 場 所	連 絡 責 任 者	宿 泊 施 設 の 状 況
そ の 他 の 必 要 事 項			



# 資料 05-14 様式 (長野県消防防災航空隊出動要請)

## 長野県消防防災航空隊出動要請書

緊急直通電話 0263-85-5511.5512

FAX 0263-85-5513

航空隊受信時間	時 分現在		
1 要請機関名	TEL	発信者	
2 災害種別	(1)救急 (2)救助 (3)火災 (4)災害応急 (5)その他		
3 要請内容	救助 救急 空中消火 偵察 物資輸送 傷病者搬送 他( )		
4 発生場所	番地		
(発生時間)	平成 年 月 日	午前・午後	時 分頃
(事故概要)			
(目標)			
(離着陸場所)			
5 気象条件	視程 m	天候 雲量	(高 m) 風向
(現場)	風速 m/s	気温 °C	( 警報・注意報)
6 現場指揮者	所属・職名・氏名		
7 通信手段	無線種別 (全国波・県波・市町村波)		
(現場)	現場指揮本部 (車) 呼出名 (コールサイン)		
8 傷病者等	氏名	年齢 歳	性別 男・女
9 傷病名・症状			
10 傷病者搬送 (着陸場所等)	出勤先 所在地 及び 目標 (病院名)	搬送先 所在地 及び 目標 (病院名)	
11 要請日時	平成		
12 他の航空機の 活動要請	(有・無)	機関名	機数 機

※ 以下の項目については、航空隊で出動可否を決定後連絡します。

1 航空隊指揮者 コールサイン	指揮者名 無線機別 (全国波・県内波) コールサイン
2 到着予定時間	平成 年 月 日 ( 曜日) 時 分
3 活動予定時間	時間 分
4 必要資機材	
※ その他の特記事項	
航空隊担当者	

## 06 救急・救助・医療関係

### 資料 06 災害時の医療救護に関する基本協定書

松川町（以下「甲」という。）と下伊那赤十字病院（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護活動について、次の通り協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、松川町地域防災計画（以下、「防災計画」という。）に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護班の派遣）

第2条 甲は、医療救護活動の円滑な実施を図るため、医療救護活動を実施する必要があるときは、乙に対し医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに医療救護班を編成し、大規模な災害が発生した場所又は甲の指定する場所に派遣するものとする。

（医療救護班の業務）

第3条 医療救護班は、甲が設置する救護所において、次の医療救護活動を行うものとする。

- (1) 傷病者の傷害等の判別
- (2) 傷病者に対する応急措置、及び必要な医療
- (3) 医療機関への転送の要否の決定
- (4) 被災者の死亡の確認及び死体の検案
- (5) その他状況に応じた必要な措置

（医療救護所の設置）

第4条 甲は、防災計画に基づく医療救護活動を実施する必要がある場合には、乙に対して医療救護所の設置を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、下伊那赤十字病院その他の避難所等に救護所を設置するものとする。

（収容医療機関の選定）

第5条 乙は、甲が傷病者の収容医療機関を選定しようとするときは、これに協力するものとする。

（医療費）

第6条 第4条に規定する医療救護所における医療費は、無料とする。

2 前条に規定する収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

（訓練への参加）

第7条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加協力するものとする。

（費用弁償等）

第8条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 医療救護班の編成及び派遣に伴うもの

ア 医療救護班の編成及び派遣に要する経費

イ 医療救護班が携行した医療品及び衛生材料を使用した場合の実費

ウ 医療救護班の医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

(2) 訓練時における医療救護活動に伴う前号に定める経費

(医療紛争の措置)

第10条 この協定により実施した医療救護活動に関して、患者との間に医事紛争が発生した場合においては、甲は乙との緊密な連携のもとに速やかに原因を調査し、適切な措置を講ずるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間終了日の1ヶ月前までの日に、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、期間終了の翌日から1年間この協定を更新するものとし、その後もまた同様とする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年3月1日

甲 長野県下伊那郡松川町元大島3823番地  
松川町長 深津 徹

乙 長野県下伊那郡松川町元大島3159番地1  
下伊那赤十字病院長 網野 章由

## 07 緊急輸送関係

### 資料 07 様式（緊急通行車両確認）

年    月    日					
緊 急 通 行 車 両 確 認 申 出 書					
長野県公安委員会 殿					
氏名 <span style="float: right;">㊟</span>					
番号標に表示されている番号					
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)					
使用者	住所  <span style="float: right;">(    )    局    番</span>				
	氏名				
通行日時					
通行経路	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center; padding: 5px;">出 発 地</td> <td style="width: 50%; text-align: center; padding: 5px;">目 的 地</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	出 発 地	目 的 地		
出 発 地	目 的 地				
備 考					

## 08 避難収容関係

### 資料 08-1 様式（避難所の設置及び収容状況）

#### 避難所の設置及び収容状況

避難所名所在地	種別	開設期間	実人員	開設日数	延人員
			人	日間	人
計	既存建物	月 日から 月 日まで		日間	人
	野外仮設	月 日から 月 日まで		日間	人

- 1) 「種別」欄は、既存建物の場合と野外仮設に区分すること。
- 2) 「計」欄には、既存建物利用場合と野外仮設の場合の区分別に合計しておくこと。

## 資料 08-2 緊急避難を要する事態発生に避難所として使用する協定書（商工会）

松川町商工会（以下「甲」という）と、松川町（以下「乙」という）の間において、緊急避難を要する事態が発生した場合、又は発生の恐れがあるとき（以下「緊急時」という）に、甲の所有する建物を緊急避難所（以下「避難所」という）として使用することについて次のとおり協定を締結する。

（使用目的）

第1条 甲は第2条に定めた物件を緊急時に、乙に対して避難所として使用させる。

（使用物件）

第2条 緊急時には、次に掲げる甲所有の物件を、避難所として第1条の通り使用させる。

- （1）避難所住所 松川町元大島 1521 番地 4
- （2）避難所名称 松川町商工会館
- （3）使用を許可される場所 施設全般

（使用期間）

第3条 使用期間は、緊急時が解除した、又は行政の定める避難所が使用できるまでの一時期間とする。

（注意義務）

第4条 乙は甲の指示に従い、避難所を甲と乙の責任者の管理下にて使用する。

（目的外使用の禁止）

第5条 乙は、避難所を第1条以外の目的で使用してはならない。

（使用料）

第6条 甲は、避難所の使用目的が人道的緊急を要する事態であるかぎり、使用料の請求は行わない。

（利用者責任）

第7条 乙は、緊急時に避難所で発生した事故に対しては、甲に対して如何なる責任も求めない。  
乙は、避難所施設を故意又は過失により破損させた場合は、その原状を回復する。

（解約）

第8条 次の各場合の一つに該当する場合、甲は乙に通知し、本協定を解除することができる。

- ① 乙が目的外使用を行った場合
- ② 避難所が解体された、又は焼失した場合
- ③ 甲が避難所の所有権を失った場合

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して5年間とする。ただし、有効期間満了日の1月前までに、双方いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して5年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

（協議事項）

第10条 この協定に定める事項に疑義や使用上の問題が発生した場合、または、この協定に定めのない事項については、その都度誠意を持って甲と乙で協議をして、これを定める。  
この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各1通を所持する。

平成21年10月13日

甲

松川町元大島 1 5 2 1 番地 4  
松川町商工会長 荻原 正義 印

乙

松川町元大島 3 8 2 3 番地  
松川町長 竜口 文昭 印

## 資料 08-3 災害時における避難所等施設の使用に関する協定

(主旨)

第1条 この協定は、信州航空電子株式会社（以下「甲」という）と、松川町（以下「乙」という）は、松川町内において地震その他による災害が発生し又は発生する恐れがある時（以下「災害時等」という。）に、甲の所有する施設を緊急避難場所（以下「避難場所」という。）として使用することについて必要な事項を定めるものとする。

(避難場所として使用できる施設の周知)

第2条 甲は、避難場所として提供する施設（以下「施設」という。）の範囲をあらかじめ定め、乙に通知するものとする。

2 施設は、甲の施設内で原則として次に掲げる場所を提供するものとする。

- (1) グラウンド
- (2) 屋外トイレ

(避難場所等の開設)

第3条 乙は災害時等において、避難場所を開設する必要がある場合、前条に規定する施設を避難場所として開設することができる。

(開設の通知等)

第4条 乙は、前条に基づき避難場所を開設する場合は、あらかじめ甲にその旨を電話等で連絡し、事前に避難場所開設通知書で、甲に対して通知するものとする。

2 乙は、避難場所を緊急に開設する必要があるときには、前項の規定にかかわらず、事前に甲に通知をせず、施設を避難場所として開設することができるものとする。ただし、乙は速やかに甲に対し開設した旨を連絡の上、通知するものとする。

3 甲は、前条で乙がただちに避難場所を開設することが困難な状況において、地域住民が避難してきたことを現認した場合は、第2条に規定する施設のうち適切な施設に収容するとともに、乙にその旨を連絡するものとする。乙は、甲から連絡を受けた場合は速やかに乙の職員を派遣するものとする。

(避難場所等の管理)

第5条 災害時等の避難場所の管理運営は、乙の責任において行うものとする。

2 甲は、避難場所の管理運営に協力するものとする。

3 乙は、避難場所と松川町災害対策本部の情報伝達手段を確保するものとする。

(費用負担)

第6条 避難場所について、甲は乙に無償で提供し、開設期間に生じた業務営業上の損益について、その補償を甲は乙に求めないものとする。

2 避難場所の管理運営に係る費用及び避難者によって避難場所に生じた損害は、乙が負担するものとする。ただし、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合にあっては、その定めに従うものとする。

(開設期間)

第7条 避難場所の開設期間は、基本的に災害発生の日から7日間とする。ただし、災害の状況により期間を延長する必要がある場合は、乙は甲に対して避難場所使用許可期限延長申請書により、期間の延長を申請し、甲がそれに同意した場合、延長できるものとする。

(避難場所解消への努力)

第8条 乙は、甲が早期に通常業務を再開できるよう配慮し、当該避難場所の早期解消に努めるものとする。

(避難場所の終了)



第9条 乙は、施設の避難場所としての利用を終了する際は、甲に避難場所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、甲の確認を受けた後引き渡すものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙いずれからも協定終了の申出がないときは、自動的に1年間延長するものとし、その後も毎年この例による。

(協議事項)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度誠意を持って甲と乙で協議をして定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各1通を所持する。

平成30年3月12日

甲

住所 松川町上片桐800番地  
信州航空電子株式会社  
氏名 社長 渡部 義明 印

乙

住所 松川町元大島3823番地  
氏名 松川町長 深津 徹 印

## 09 食料品・生活必需品等の調達供給関係

### 資料 09-1 災害時における救援物資の提供に関する協定書

松川町役場（以下「甲」という）と名糖乳業株式会社ガイドー販売部（以下「乙」という）は、地震、風水害、その他災害（以下「災害」という）時における飲料水の提供について次の通り協定を締結する。

（規則）

第1条 この協定は松川町において災害発生時、甲の要請に基づき乙が飲料水の提供支援に寄与することに関し必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 1. 乙は備蓄飲料水550ml 1, 512本（63ケース）を無償で甲に提供し、賞味期限の関係で1年毎に商品の交換を行う。災害時、非常時に甲が備蓄飲料水を災害被害者へ供給出来る。備蓄飲料水引き渡し場所は、甲の指定する1ヶ所の場所を基本とするが、その他の場所の要望がある場合は、甲・乙協議の上で決定するものとする。  
2. 甲の災害対策本部より備蓄飲料水とは別に、飲料水の提供について要請があった時、乙は速やかに支援体制を整えるものとする。  
3. 飲料水引き渡し場所は乙の倉庫とし、乙の納品書に基づき甲が確認の上引き渡すものとする。飲料水の対価については甲が負担するものとし、価格は甲・乙協議の上で決定するものとする。

（自動販売機）

第3条 協定の締結により対価として、甲の所有する物件で缶自動販売機が設置出来る場所については甲・乙協議の上、極力乙の自動販売機を設置する様に務めるものとする。

（有効期限）

第4条 1. この協定の有効期限は協議締結の日から5年間とし、甲・乙いずれからも協定取消しの申し出がない限り同一内容をもって締結するものとする。  
2. 前項の解消の申し出は1ヶ月前までに相手方に申し出るものとする。

（協議事項）

第5条 この協定書に定めなき事項については、その都度、甲・乙協議の上決定するものとする。

この協定書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成29年9月28日

甲 住所 長野県下伊那郡松川町元大島3823番地  
松川町  
氏名 松川町長

乙 住所 長野県飯田市上川路310番地  
名糖乳業株式会社 ガイドー販売部  
氏名 代表取締役

## 資料 09-2 災害時における資器材レンタルの協力に関する協定書

松川町（以下「甲」という。）と一般社団法人日本建設機械レンタル協会長野支部（以下「乙」という。）は、松川町内において地震、風水害その他の災害が発生した場合、または、発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における応急対応に必要な資機材（以下「資機材」という。）のレンタルに関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙に協力して、資機材のレンタルを迅速かつ円滑に行うために必要な事項を定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（レンタルの協力要請）

第3条 甲は、災害時において、資機材のレンタルを必要とするときには、乙に対して調達可能な範囲において、協力を要請することができる。

2 乙は、前項の規定により、甲から資機材のレンタルの要請を受けたときは、その緊急性にかんがみ、可能な範囲において資機材のレンタルを実施するものとする。

（レンタルの範囲）

第4条 甲が、乙に調達を要請する資機材は、次に掲げるものとする。

- 1) 別表に掲げる資機材
- 2) その他、乙の可能な範囲内で甲が指定する資機材

（要請手続き）

第5条 第3条に規定する甲の乙に対する要請手続きは、資機材名・数量・規格・搬入場所等を記載した資機材レンタル要請書（様式第1号）（以下「要請書」という。）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭または電話等で要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（資機材のレンタルの協力）

第6条 乙は第3条の規定により甲から要請を受けたときは、資機材のレンタルについて、優先的に行うものとする。

2 乙は、甲からの要請事項を実施したときは、速やかにその実施状況を資機材レンタル実施状況報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（資機材の運搬搬入等）

第7条 資機材の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬できない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 資機材の搬入場所は、甲が指定する場所とし、甲は当該場所に職員を派遣して資機材を確認のうえ引渡しを受けるものとする。

3 甲は、乙が第1項の規定により資機材を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 前2条の規定により、乙がレンタルした資機材の対価および乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が提出する報告書等に基づき、災害発生直前におけるレンタルおよび運搬等に係わる適正価格を基準として、甲乙が協議して定めるものとする。

3 甲が過失によりレンタルした資機材が損傷した場合は、修繕費または時価相当額を甲が負担するものとする。

(費用の支払い)

第9条 前条に規定する費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認し、遅滞なく支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制および資機材のレンタル等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(訓練)

第11条 乙は、甲が企画する防災訓練等に参加するとともに、平素から災害時を想定した訓練に努めるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項およびこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この規定は、協定の締結の日から効力を有するものとし、甲または乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成29年9月28日

甲 長野県下伊那郡松川町元大島 3823 番地  
松川町長

乙 長野県下伊那郡松川町上片桐 3322 番地  
一般社団法人 日本建設機械レンタル協会 長野支部  
支部長

## 資料 09-3 災害時における救援物資の提供に関する協定書

松川町（以下「甲」という。）と、北陸コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資（飲料水）の提供について次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第1条 この協定は松川町において地震等による災害が発生した時、甲の要請に基づき乙が飲料水の提供支援に寄与することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 町内において、震度5強以上の地震または、同等以上の災害が発生若しくは発生する恐れがある場合において、甲の災害対策本部が設置され、その対策本部から飲料水の提供について要請があった時、乙は以下の内容について協力するものとする。

- 2 乙は、甲より要請があったときは、災害対応型自動販売機の機内在庫の製品を甲に無償提供するものとする。但し、災害対応型自動販売機のフリーバンド(無償提供)設定は甲が行うものとする。
- 3 乙は、第1条の要請があった時、速やかに支援体制を整えるなど万全を期するものとする。ただし、道路不通及び停電等により供給に支障が生じた場合は、甲と協議により対応するものとする。
- 4 乙は、第1条の要請があった時は、乙が保有する飲料水の優先的な安定供給及び運搬について積極的に協力するものとする。
- 5 第4項の飲料水の引渡し場所は、甲、乙協議し決定するものとし、当該場所において乙の納品書に基づき甲が確認のうえ引き取るものとする。また、飲料水の対価については甲が負担するものとし、価格は甲乙協議のうえ決定するものとする。

（要請の手続き）

第3条 甲は、この協定に基づく要請を行う時は、文書（様式第1号・第2号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭又は電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（自動販売機鍵運用方法）

第4条 乙は、甲に対し災害対応型自動販売機の無償提供設定用として鍵を預け、甲は第1条の要請にて運用するものとする。

- 2 甲が、前項以外の目的で使用した事実が確認された場合、乙は甲に対し損失分の請求を行うことができるものとする。
- 3 甲が災害対応型自動販売機における無償提供設定用の鍵を紛失した場合は、直ちに乙に連絡すると共に甲の負担で鍵の交換を実施するものとする。

（有効期限）

第5条 この協定の有効期限は、協定締結の日から5年間とし、甲乙いずれからも協定取り消しの申し出がない限り同一内容をもって継続するものとする。

- 2 前項の解消の申し出は、1カ月前までに相手方に申し出るものとする。

（協議事項）

第6条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関して必要な事項、その他この協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成27年10月1日

甲 長野県下伊那郡松川町元大島 3823 番地

松川町  
町長 深 津 徹

乙 富山県高岡市内島 3 5 5 0 番地

北陸コカ・コーラボトリング株式会社  
代表取締役社長 稲 垣 晴 彦

## 資料 09-4 災害時における生活物資の供給協力等に関する協定書

松川町（以下「甲」という。）、株式会社アダストサービス（以下「乙」という。）は、災害時における生活物資の供給協力等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時（地震、風水害、その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合を言う。）に、甲と乙が相互に協力して町民生活の安定を図るため、生活物資の供給協力等に関する事項について定めるものとする。

（生活物資供給の協力要請）

第2条 災害時において甲が生活物資を必要とするときは、乙に対し乙の保有商品の供給について協力を要請することができるものとする。

（生活物資供給の協力実施）

第3条 乙は前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の優先供給および運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（生活物資供給の協力手続き）

第4条 甲の乙に対する要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

2 甲と乙は連絡体制等について、常に点検、改善に努めるものとする。

（生活物資の運搬）

第5条 生活物資の運搬は、乙の指定するものを行うものとする。また、乙は必要に応じ、甲に対して運搬の協力を求めることができるものとする。

2 甲は、乙が物資を運搬および供給する際には、車輛を緊急又は優先車輛として通行できるように、可能な範囲で支援するものとする。

（費用）

第6条 乙が供給した商品の対価および乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

（ボランティア活動）

第7条 乙は、乙の社員のボランティア活動を推進し、甲はこれに協力するものとする。

（連絡先）

第8条 甲乙は事前に甲乙双方の連絡先及び担当者等を定め、文書（様式2）により報告するものとする。また内容の変更が生じた場合には、すみやかに相手方に報告するものとする。

（細目）

第9条 この協定を実施するための必要な細目は、別に定めるものとする。

（定めのない事項）

第10条 この協定に定めのない事項、または疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

この協定の成立を証とするため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成29年12月26日

甲 長野県下伊那郡松川町元大島 3 8 2 3 番地  
松川町  
松川町長 深津 徹 印

乙 山梨県中巨摩郡昭和町築地新居 1 8 8 5 番地 3  
株式会社 アダストサービス  
代表取締役 小田切 兼一 印



## 災害時における生活物資の供給協力等に関する協定実施細目

### (趣旨)

- 第1条 この実施細目は、災害時における、生活物資の供給協力等に関する協定（以下「協定という。」）第9条に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

### (要請手続き)

- 第2条 協定第4条に定める甲の乙に対する要請文書は、生活物資供給要請書（様式1）による。
- 2 甲および乙は、要請に関する連絡責任者の氏名、連絡先等必要な事項をあらかじめ相互に確認するものとする。
  - 3 前項の連絡責任者当に変更があった場合は、すみやかに相手方に通知するものとする。

### (生活物資の確保)

- 第3条 乙は災害時に必要な生活物資として、おおむね別表1の物資を中心に確保に努めるものとする。

### (生活物資の納入、引取り)

- 第4条 乙は甲指定の場所に生活物資を納入する場合、生活物資の種類、数量等を記載した納品書を、納入場所を管理する松川町職員、又は甲の指定する引き取り人に送付するものとする。
- 2 前項の納入書を受けた職員又は引き取り人は、生活物資の種類、数量等を確認し、適当と思われるときは受領書を発行するものとする。

### (費用弁償)

- 第5条 協定第6条に規定する費用は、災害時直前における適正価格を基準とし、商品の供給および運搬終了後、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。
- 2 費用の請求および支払いは遅滞なく行うものとし、その時期および方法は、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

様式 1

株式会社アダストサービス  
担当者 様

松総第 号  
平成 年 月 日

松川町長 印

生活物資供給要請書

災害時における生活物資の供給協力等に関する協定第2条に基づき、次のとおり生活物資の供給を要請します。

納入場所： \_\_\_\_\_

品 目	数 量	備 考

別表 1

生活物資供給要請書

品 目	品 名
飲料水	南アルプスの雫 120(ボトル回収無) (手押しポンプ付)
	南アルプスミネラル天然水 120 (ボトル回収有) (手押しポンプ付)
衛生消耗品	紙おしぼり、タオル、おしぼりウェス

## 資料 09-5 防災教育の普及支援並びに災害時における防災用品等の供給に関する協定書

松川町（以下「甲」という。）と興亜化成株式会社（以下「乙」という。）及びHARIO株式会社（以下「丙」という。）は、平時から防災教育の普及支援を行うことができる。もし、町内において地震、風水害その他の原因による災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における防災用品の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において甲と乙及び丙が相互に協力して、住民生活の早期安定及び被災者支援を図るため、防災用品等の迅速かつ円滑な供給と防災教育の普及支援に関して必要な事項を（別記1）に定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙丙に対して要請した時を以て発動する。

（供給の協力要請）

第3条 災害時において、甲が防災用品等を必要とするときは、乙丙に対して防災用品等の供給に係る協力を要請することができる。

（協力の内容）

第4条 乙丙は、前条の規定により甲からの要請を受けたときは、次の内容について協力するものとする。

- （1）乙丙は、緊急時速やかに防災用品等の確保と配備体制を整えるものとする。ただし、道路不通及び停電等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対応するものとする。
- （2）乙丙は、防災用品等の優先的な安定供給及び運搬について、積極的に協力するものとする。
- （3）乙丙は、平時から甲に対して防災教育の普及支援を行うことができる。

（要請の手続き）

第5条 甲は、第3条に規定する要請をするときは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文章を提出するものとする。

（引き渡し等）

第6条 防災用品等の引き渡し場所は、甲が指定するものとし、その指定場所への運搬は、原則として乙丙が、行うものとする。ただし、乙丙が自ら運搬することができない場合は、甲が指定する運送手段により運搬するものとする。

- 2 甲は、乙丙が前項の規定により防災用品等の運搬を行うときには、乙丙が使用する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。
- 3 甲から、発砲スチロールの回収の要請があった場合、乙丙は速やかに実施するものとする。

（費用負担）

第7条 緊急時、乙丙が供給した防災用品等の費用及び乙丙が行った運搬に係る費用は、甲が負担するものとする。

- 2 前項に規定する費用は、災害発生前の適正な価格を基準として、甲乙丙協議の上定めるものとする。
- 3 甲は、乙丙から前2項に規定する費用の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。

(情報交換)

- 第8条 この協定による要請、伝達等を円滑に行うため、甲乙丙の連絡先及び連絡責任者、担当者を(別記2)に定めるものとする。また、期間の途中において内容に変更が生じたときは、速やかに相手先に報告するものとする。
- 2 甲と乙及び丙は、平時から相互の連絡体制及び防災用品等の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

- 第9条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲乙丙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議事項)

- 第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年12月26日

甲 長野県下伊那郡松川町元大島3823番地

松川町長 深津 徹 印

乙 長野県伊那市御園180番地2

興亜化成株式会社  
代表取締役社長 山岸 弘道 印

丙 長野県東筑摩郡朝日村針尾916番地1

HARIO株式会社  
代表取締役 清沢 俊太郎 印

(別記1)

1. 防災用品等の内容

- ①発泡スチロール製組み立て式トイレ「スチレット」
- ②発泡スチロール製マット
- ③ニコニコ備蓄セット
- ④その他の防災用品

2. 防災教育の普及支援

- ①防災体験・研修会、講演会の企画
- ②防災出前講座の実施
- ③防災意識調査の実施
- ④一般社団法人防災教育普及協会との連携支援
- ⑤防災教育に関する情報提供

(別記2)

連絡体制について

甲 長野県下伊那郡松川町元大島3823番地

松川町役場総務課危機管理係

電話 0265-36-7021

FAX 0265-36-5091

乙 長野県伊那市御園180番地2

興亜化成株式会社

電話 0265-72-7264

FAX 0265-72-0006

丙 長野県東筑摩郡朝日村針尾916番地1

HARIO株式会社

電話 0263-55-6754

FAX 0263-99-2481

## 10 危険物施設関係

### 資料 10-1 災害時におけるLPガスに係る協力に関する協定書

松川町（以下「甲」という。）、長野LP協会飯伊支部（以下「乙」という。）及び一般社団法人長野県LPガス協会（以下「丙」という。）は、災害時における液化石油ガス（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「法」という。）第2条第1項に規定するものをいう。以下「LPガス」という。）に係る協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時におけるLPガスに係る保安の確保並びに公共施設等（応急仮設住宅、避難場所その他甲が設置し、管理し、若しくは所有権その他の権原を有する施設又は場所をいう。以下同じ。）に対するLPガスの供給に関する協力（以下「協力」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において必要があると認めるときは、乙に対し、次に掲げる業務について協力を要請することができる。

- (1) 被災地域のLPガスの一般消費者等（法第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）に対して法に基づき販売事業者（法第3条第1項に規定する液化石油ガス販売事業者をいう。以下同じ。）が行うべき緊急点検、修繕又は供給
- (2) 供給設備（法第2条第4項に規定するものをいう。以下同じ。）の設置場所以外の場所で発見されたLPガスを充填するための容器について、所有権その他の権原を有する者が行うべき回収及び保管
- (3) 災害に伴い公共施設等に対しLPガスが新たに供給されることとなった場合の供給設備に関する工事及びLPガスの供給
- (4) 販売事業者及び一般事業者等が災害により受けた被害の状況及び当該被害の復旧の状況についての調査
- (5) 前各号に定めるもののほか、一般消費者等に係る安全の確保及びLPガスの供給のために特に必要な業務

2 乙は、甲から前項の規定による要請を受けた業務の一部について、丙に対し協力を要請することができる。

3 前2項の規定による要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話により要請を行った上で速やかに文書を送付することをもってこれに代えることができる。

（協力）

第3条 乙又は丙は、前条の規定による要請を受けたときは、直ちに当該要請に係る協力を可能な範囲内において実施するものとする。

（費用）

第4条 協りに要する費用のうち、次に掲げる費用は、甲が負担するものとする。この場合において、その費用の額は、災害が発生する直前の価格を基準とし、甲及び乙が協議の上決定する。

- (1) 第2条第1項第3号に規定する業務に係る協りに要する費用

- (2) 前号に掲げるもののほか、協力に伴い乙が供給するLPガスの対価及びその運搬に要する費用
- 2 乙は、前項に規定する費用について、甲に対し書面をもって請求するものとする。この場合において、甲は、その書面の提出を受けた日から起算して原則として30日以内に、乙の指定するところにより支払わなければならない。
- 3 前2項の規定によるもののほか、協力に要した費用の負担については、乙が負担するものとする。
- 4 前3項に規定するもののほか、協力に要する経費について必要な事項は、その都度甲及び乙が協議して定める。

#### (従業者の災害補償)

- 第5条 乙又は丙の従業者が協力の従事に際し、死亡等（死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかった場合又は当該負傷若しくは疾病の治癒後において障害を有するに至った場合をいう。以下同じ。）に至った場合の補償は、法令及び甲の条例の規定によるもののほか、甲の負担により行うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、死亡等に至った場合で、かつ、次の各号のいずれかに該当するときの補償は、法令及び甲の条例の規定によるもののほか、甲はその補償の責務を負わない。
    - (1) 従業者の故意又は重大な過失による死亡等である場合
    - (2) 死亡等について、乙、丙若しくはそれらの従業者が加入する保険又は共済制度による給付を受けることができる場合
    - (3) 前号に掲げるもののほか、死亡等について、第三者による補償又は損害賠償を受けることができる場合

#### (役割分担)

- 第6条 甲は、災害時における円滑なLPガスの供給のため、あらかじめ公共施設等に供給設備を設置し、及び防災に必要な資材の整備を行うものとする。
- 2 甲又は丙は、災害対策上必要と認めるときは、乙に対し報告を求めることができる。
  - 3 乙は、前項の規定による報告を求められた場合は、速やかに報告を行うものとする。

#### (連絡体制)

- 第7条 この協定の実施に関する連絡を担当する部署は、次に規定するとおりとする。
- (1) 甲にあつては、危機管理・交通安全対策室
  - (2) 乙にあつては、乙の事務局
  - (3) 丙にあつては、丙の事務局
- 2 乙は、災害時における防災の推進を図るため、災害地域対策本部を設置する。
  - 3 丙は、災害時における防災の推進を図るため必要があると認めるときは、LPガス災害対策本部を設置する。
  - 4 甲、乙及び丙は、この協定の実施に支障が生じないようにするため、協力の要請の方法その他この協定に定める事項について、常に見直しを行い、改善に努めるものとする。
  - 5 甲、乙及び丙は、災害対策上必要と認める連絡について、迅速かつ相互に行うものとする。

#### (緊急連絡網等)

- 第8条 乙は、災害時における円滑な協力の実施のため、協力に必要な体制の整備に努めるものとする。
- 2 乙は、協力に必要な体制に係る緊急連絡網をあらかじめ作成し、作成後直ちに甲及び丙に提出するものとする。
  - 3 乙は、前項の緊急連絡網について、毎年1回以上見直しを行い、変更が生じたときは、直ちに甲及び丙に提出するものとする。

#### (防災訓練等への参加)

第9条 乙は、防災訓練その他甲が実施する防災の推進を図るための行事に参加するよう努めるものとする。

(補則)

第10条 この協定に定められた事項の実施に関し、この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲、乙及び丙が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ署名押印の上、各1通を保有する。

平成26年3月24日

甲 松川町  
町長

---

乙 長野LP協会飯伊支部  
支部長

---

丙 一般社団法人長野県LPガス協会  
会長

---



## 資料 10-2 災害時における石油燃料等の供給等に関する協定書

松川町（以下「甲」という。）と長野県石油商業組合飯田支部北部ブロック事業者（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における災害応急対策を実施するため、甲の要請に応じ石油類燃料及びその他乙が取り扱う物資（以下「石油類燃料等」という。）の供給等に関して、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害時における石油類燃料等の優先供給及び施設の提供等に関し、甲が乙に対して協力を求める際、必要となる事項を定めるものとする。

### （協力要請）

第2条 災害時において甲は、乙に対して、石油類燃料等の供給について協力を要請することができる。

### （協力）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、次の各号について石油類燃料等の供給について、可能な限り協力をするものとする。

- (1) 甲が指定する防災対策上重要な施設、避難所への石油類の優先供給
- (2) 甲が指定する緊急車両等への石油類の優先供給

### （費用負担）

第4条 前条の規定より、乙が供給した石油類燃料等の対価及び乙が行った運搬等の費用は、甲が負担する。

- 2 前項に規定する費用は、乙が石油類燃料等の優先供給及び運搬終了後、乙の提供する報告書に基づき、災害発生直前の通常価格を基準として、甲乙協議のうえ定めるものとする。

### （引き渡し）

第5条 石油類燃料等の引き渡し場所は、甲が指定する場所とし、甲は当該場所に職員を派遣して納品を確認のうえ、引き取るものとする。

### （事故等）

第6条 乙は、その石油類燃料等の供給に際し、やむを得ぬ事由が発生し供給等を中断したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

### （損害の負担）

第7条 第3条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

### （協議）

第8条 この協定に定めがない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するための本書2通を作成し、甲乙記名の上、各1通を保有するものとする。

平成26年3月24日

甲 長野県下伊那郡松川町元大島 3 8 2 3

松川町長 深津 徹 印

乙 長野県松川町

長野県石油商業組合飯田支部北部ブロック  
ブロック長 澁坂 安夫 印

## 11 上水道施設関係

### 資料 11-1 水道施設災害時における応急復旧業務に関する協定書

松川町（以下「甲」という。）と伊那建設有限会社（以下「乙」という。）とは、地震、台風、豪雨及びその他の災害が発生した場合、又はその恐れがある場合（以下「災害時」という。）の水道施設の応急復旧業務に関し、次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第1条 この協定は、水道施設災害時において、甲から乙に対して行う支援の要請に関し、乙の積極的な協力をもって、災害の拡大防止と被害施設の早期復旧を図ることを目的とする。

#### （支援の内容）

第2条 甲は乙に対し、次の業務について支援を要請することができる。

- (1) 災害時における水道施設の応急復旧活動に関すること。
- (2) 災害時における水道施設の被害防止に関すること。
- (3) その他甲が必要と認める災害時における対応に関すること。

#### （支援要請の方法）

第3条 甲は乙に対し、前条に定める支援を要請する場合には、要請書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又は口頭により行うことができるものとし、事後に文書を提出するものとする。

#### （支援の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から支援要請を受けた場合には、直ちに支援を実施するものとする。ただし、特別な事情により支援ができない場合には、その旨を甲へ連絡するものとする。

#### （業務完了後の引渡し）

第5条 乙は、この協定に基づく支援が完了したときは、直ちに甲に文書により報告し、相互に業務内容を確認し、甲へ引き渡すものとする。ただし、緊急を要するときは電話又は口頭により報告を行うことができるものとし、事後に文書を提出するものとする。

#### （費用の負担）

第6条 乙がこの協定に基づく支援に関する業務に要した費用は、甲の工事設計単価表に基づき、甲乙協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。

#### （協定の期間）

第7条 この協定の有効期間は協定締結の日から起算して1年とする。ただし、期間満了の30日前までに甲乙いずれかが協定の解除又は変更の申し出をしないときは、1年間延長されたものとし、その後においても同様とする。

#### （協議事項）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成24年4月1日

甲 長野県下伊那郡松川町元大島 3823 番地  
松川町水道事業者  
松川町長

乙 長野県下伊那郡松川町元大島 3215 番地  
伊那建設有限会社  
代表取締役

有限会社泉崎組  
株式会社エビスヤ産業  
有限会社大場住設工業  
株式会社北原産業  
有限会社神和創建  
有限会社松川設備工業  
有限会社宮澤組

松川町内管工事組合

会社名
(有)泉崎組
伊那建設(有)
(株)エビスヤ産業
(有)大場住設工業
(株)北原産業
(有)神和創建
(有)松川設備工業
(有)宮澤組

## 資料 11-2 長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長野県水道協議会（以下「協議会」という。）の会員である市町村、水道企業団、一部事務組合及び長野県企業局（以下「会員」という。）が地震等の災害及び濁水（以下「災害等」という。）により被害を受けた場合に、長野県水道協議会会長（以下「会長」という。）の要請に基づき、被災会員以外の会員が行う被災会員の住民への応急給水及び水道施設の応急復旧等の応援業務について必要な事項を定めるものとする。

(会長等の責務)

第2条 会長は、会員が災害等により被害を受けた場合に長野県知事から援助の要請があったとき、又は、被害を受けた会員（以下「被災会員」という。）から応援の要請があったときは、応援地区の代表理事と協議して迅速かつ適切な応援を被災会員以外の会員に対し要請するものとする。

2 会長は、応援業務の全般について掌あく調整し、必要な指示を行うものとする。

3 部会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行するものとする。

(会員の責務)

第3条 災害等が発生した場合において、被災会員以外の会員は、会長が要請する被災会員に対する応援活動に、全面的に協力するものとする。

2 災害発生直後で緊急を要する場合は、前項の規程にかかわらず会員の自主的な判断により応援活動を行うことができるものとする。この場合において、会員は速やかに会長に報告するものとする。

(相互応援地区)

第4条 応援活動を迅速かつ適切に実施するため、相互応援地区（以下「応援地区」という。）を設ける。

2 応援地区は、東信、北信、中信、南信の4地区とし、当該地区の会員をもって構成する。

3 応援地区の業務は、当該地区の理事4人をもって構成する応援地区会議により運営する。

4 前項の理事の互選により1名の代表理事を選出するものとし、代表理事は、応援地区会議を総括し、代表する。

5 応援地区会議は、会長の指示を受け、応援地区内の被災会員及び被災会員以外の会員と応援についての連絡協議を行い、迅速かつ適切な応援業務の遂行に努めるものとする。

6 応援地区会議は、応援業務の状況について、会長に必要な報告を行い、必要があると認めるときは、他の応援地区からの応援を会長に要請するものとする。

7 前項の規定により、会長から応援の要請を受けた他の応援地区は、当該応援地区と連絡協議し、速やかに応援業務の遂行に努めるものとする。

(応援要請)

第5条 被災会員は、長野県知事に援助を要請し、長野県知事からの会長への援助依頼により、又は次に掲げる事項を明らかにして、所属する応援地区会議を通して会長に応援を要請することにより、協議会から必要な応援活動を受けるものとする。

(1) 水道等の被害状況

(2) 応援の種類（応援給水、応急復旧、機械器具及び資材の提供等）

(3) 必要な応援内容（応援人員、職種、機械器具及び資材の規格と量等）

(4) 応援の期間・場所

(5) 前号の集合日時及び集合場所

(6) 応援先の連絡先・責任者

(応援活動)

第6条 応援活動は、災害救助法に基づく県の災害対策本部が設置された場合は災害対策本部、その他の場合は被災会員の応急給水計画及び応急仮復旧計画に基づき、その指示に従って作業に従事するものとする。

2 前項の応援活動の内容は、次のとおりとする。

- (1) 応急給水作業
- (2) 応急復旧作業
- (3) 応急給水及び応急復旧用の機械器具及び資材の供出

3 前号各号に掲げるもの以外の応援活動については、被災会員から要請があったときに、会長が会員の応援能力の範囲内で配慮するものとする。

(連絡担当部局等)

第7条 各会員は、あらかじめ連絡担当部局等を定め、災害が発生したときは、速やかに必要な情報を収集し、会長及び応援地区会議と連絡できる体制をとるものとする。

(応急給水作業)

第8条 応急給水作業の応援期間は、原則として15日以内とする。

2 各会員は、その所有する応急給水用具等の提出について、会長等から要請があったときは、応援能力の範囲内で配慮するものとする。

(応急復旧作業)

第9条 応急復旧作業の応援期間は、被災会員と会員が被災状況等を勘案し、協議して定める期間とする。

(応急復旧資材の供出)

第10条 各会員は、会長から機械器具応援復旧資材の供出について要請があったときは、応援能力の範囲内で供出するものとする。

(応援職員の派遣)

第11条 各会員は、応援活動に従事する職員（以下「応援職員」という。）の派遣について会長から要請があったときは、応援能力の範囲内で配慮するものとする。

2 前項の規定により応援を要請された会員（以下「応援会員」という。）は、職員を派遣するときは必要な給水用具、作業用器具及び緊急資材のほか、衣類、食糧、日用品等を携帯させるものとする。

3 応援職員は、応援会員名を表示した腕章等を着用するものとする。

4 応援職員が応援活動により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援会員の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の医療費は、被災会員の負担とする。

5 応援職員が応急作業中に第三者に対し損害を与えた場合は、被災会員がその賠償の責に任じるものとする。ただし、被災会員に対する応援の往復途中に生じたものについては応援会員が、その賠償の責に任じるものとする。

(応援経費の負担)

第12条 この要綱による応援活動に要した経費は、法令その他別段の定めがあるもの並びに応援職員に係る人件費等応援会員が平常時負担する経費を除くほか、原則として被災会員が負担するものとする。

(連絡担当部局等の報告)

第13条 各会員は、連絡担当部局並びにその保有応急給水用具、機械工具及び緊急用資材について毎年4月1日現在の状況を、様式第1号から様式第4号までに掲げるところにより、4月15日までに会長に報告するものとする。

2 会長は、前項の報告を取りまとめて一覧表を作成し、これを会員に配布するものとする。

(会員以外の市町村等への応援等)

- 第 14 条 会員以外の市町村等から応援活動の要請を受けたときは、この要綱に基づく応援活動の例により応援活動を行うことができるものとする。ただし、日本水道協会からの要請に基づく応援職員の派遣に関する場合は、上水部会長（同協会長野県支部長）が行う。
- 2 日本水道協会への応援の要請に関する場合は、上水部会長（同協会長野県支部長）が行うものとする。

（防災連絡会議の設置）

- 第 15 条 応援活動の実施に必要な情報の交換及び調査研究を行い、応援活動の円滑な実施を図るため、防災連絡会議を設置するものとする。
- 2 防災連絡会議は、会長及び理事をもって組織する。

（補則）

- 第 16 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項及びこの要綱の定めにより難しいと認める事項については、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和 59 年 11 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 1 月 16 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 5 月 25 日から施行する。

## 資料 11-3 長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要領

第1 長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱（以下「要綱」という。）第16条の規定に基づき、必要な事項について定める。

第2 要綱第12条の規定に基づく応援活動に要した経費の負担（以下「応援費用」という。）について、被災会員及び応援会員がそれぞれ負担する経費は原則として別表1のとおりとする。

2 応援会員は、応援活動に要した費用を請求しようとするときは、別表1の負担区分に従い、被災会員と協議の上請求を行うものとする。

別表1 応援活動に要した経費の負担区分一覧

	被災会員が負担すべき費用	応援会員が負担すべき費用
人件費等	超過勤務手当、深夜勤務手当 特殊勤務手当 管理職員特別勤務手当 旅費	給料 地域手当等基本的な手当
管材料費	継ぎ手、直管等	—
工事請負費	工事請負費(材料費、労務費、機械器具損料、諸経費)	—
車両、機材等の費用	燃料費(ガソリン、軽油) 修理費 賃借料 輸送費	損料
滞在費用	食糧費(弁当) 宿泊費(仮設ハウス設置費用、ホテル等宿泊費)	携行する食糧費 携行する寝袋、テント等 被服(防寒服、割当のない職員分、クリーニング代) 生活用品、その他福利厚生費
その他事務費等	写真代「工事確認用」 作業用消耗品 通信費 トランシーバー、消火器、地図 コピー代	写真代「記録・広報用」 その他事務用品
補償関係費用	応援職員の傷病に対する応急的な治療費 第三者に対する損害賠償金の負担 「応援作業中」	応援職員の災害補償費「出張中の公務災害」 第三者に対する損害賠償金の負担 「往復途上」

附 則

この要綱は、平成23年5月25日から施行する。



## 12 通信・放送関係

### 資料 12-1 県防災行政無線番号表

(下伊那地区衛星系 電話番号)

防災行政無線電話のかけ方 (県内の県機構や市町村にかける場合)  
**【衛星系】**  
 81-無線局番号-内線番号  
 (例) 長野県庁消防課にかける場合 衛星系:81-231-5213

名称	無線局番号	部署	電話番号
県			
長野県庁	231	危機管理部 消防課	
		課長	5201
		企画幹	5202
		消防係	5204
			5229
			5205
			5206
		無線通信係	5212
			5213
		防災FAX	8739
		危機管理部 危機管理防災課	
		課長	5211
		防災専門員	5203
		危機管理係、防災係	5214
	5208		
	5225		
	5209		
	5210		
	829241		
	8741		
各市町村			
飯田市	441	総務部交通防災課(宿直室)	79
		防災FAX	76
松川町	452	総務課(宿直室切替)	79
		防災FAX	76
高森町	451	総務課(宿直室切替)	79
		防災FAX	76
阿南町	471	総務課(宿直室切替)	79
		防災FAX	76

名称	無線局番号	部署	電話番号
阿智村	432	総務課(宿直室切替)	79
		防災FAX	76
平谷村	462	総務課(宿直室切替)	79
		防災FAX	76
根羽村	463	総務課(宿直室切替)	79
		防災FAX	76
下條村	433	総務課(宿直室切替)	79
		防災FAX	76
壳木村	464	総務課(宿直室切替)	79
		防災FAX	76
天龍村	472	総務課(宿直室切替)	79
		防災FAX	76
泰阜村	434	総務課(宿直室切替)	79
		防災FAX	76
喬木村	444	総務課(宿直室切替)	79
		防災FAX	76
豊丘村	443	総務課(宿直室切替)	79
		防災FAX	76
大鹿村	454	総務課(宿直室切替)	79
		防災FAX	76
消防本部			
飯田広域消防本部	455	消防本部	62
		警防課	61

## 資料 12-2 町防災行政無線（移動系）設置一覧

呼び出し名称		種別	所管	備考
まつかわまち	0	基地局(10W)	総務課	
まつかわ	1	車載型(5W)	松川町消防団	1の1号車
まつかわ	2	車載型(5W)	松川町消防団	2の1号車
まつかわ	3	車載型(5W)	松川町消防団	3の1号車
まつかわ	4	車載型(5W)	松川町消防団	3の2号車
まつかわ	5	車載型(5W)	松川町消防団	3の3号車
まつかわ	6	車載型(5W)	松川町消防団	4の1号車
まつかわ	7	車載型(5W)	松川町消防団	4の2号車
まつかわ	8	車載型(5W)	松川町消防団	1号車
まつかわ	9	車載型(5W)	松川町消防団	2号車
まつかわ	10	車載型(5W)	松川町消防団	3号車
まつかわ	11	車載型(5W)	松川町消防団	4の3号車
まつかわ	12	車載型(5W)	松川町消防団	本部車
まつかわ	13	携帯型(5W)	総務課	
まつかわ	14	携帯型(5W)	総務課	
まつかわ	15	携帯型(5W)	総務課	
まつかわ	16	携帯型(5W)	総務課	
まつかわ	17	携帯型(5W)	総務課	
まつかわ	18	携帯型(5W)	総務課	
まつかわ	19	携帯型(5W)	総務課	
まつかわ	20	携帯型(5W)	総務課	
まつかわ	21	携帯型(5W)	総務課	
まつかわ	22	携帯型(5W)	総務課	
まつかわ	23	携帯型(5W)	総務課	
まつかわ	24	携帯型(5W)	松川町消防団	団長
まつかわ	25	携帯型(5W)	松川町消防団	副団長
まつかわ	26	携帯型(5W)	松川町消防団	本部長
まつかわ	27	携帯型(5W)	松川町消防団	副本部長
まつかわ	28	携帯型(5W)	松川町消防団	旗手
まつかわ	29	携帯型(5W)	松川町消防団	第1分団長
まつかわ	30	携帯型(5W)	松川町消防団	第1分団副分団長
まつかわ	31	携帯型(5W)	松川町消防団	第2分団長
まつかわ	32	携帯型(5W)	松川町消防団	第2分団副分団長
まつかわ	33	携帯型(5W)	松川町消防団	第3分団長
まつかわ	34	携帯型(5W)	松川町消防団	第3分団副分団長
まつかわ	35	携帯型(5W)	松川町消防団	第4分団長
まつかわ	36	携帯型(5W)	松川町消防団	第4分団副分団長
まつかわ	37	携帯型(5W)	松川町消防団	救護長
まつかわ	101	可搬型(5W)	総務課	中央公民館
まつかわ	102	可搬型(5W)	総務課	上片桐支所
まつかわ	103	可搬型(5W)	総務課	生田支所

## 資料 12-3 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書

松川町（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、災害が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり覚書を締結する。

### （目的）

第1条 本覚書は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

### （用語の定義）

第2条 本覚書に規定する「災害の発生」とは、災害救助法(昭和22年法律第118号。その後の改正を含む。)第2条に規定する政令で定める程度の災害、または同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本覚書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議のうえ定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を敷設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

### （特設公衆電話の設置場所及び設置箇所）

第3条 特設公衆電話の設置に係る設置場所（住所・地番・建物名をいう。以下同じ。）及び電気通信回線数については甲乙協議のうえ、乙が決定することとする。

2 特設公衆電話の設置に係る設置箇所（設置場所の建物内における特設公衆電話を利用する場所をいう。以下同じ。）については、甲乙協議のうえ甲が決定するものとする。

3 本条第1項及び第2項における設置場所、設置箇所及びこれらに付随する設置にかかる必要な情報（以下「設置場所等情報」という。）は甲乙互いに保管するものとする。なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を別紙1に定める様式をもって相互に通知することとする。

### （通信機器等の管理）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、配管・引込み柱・端子盤等を甲の費用負担で設置するものとする。

2 甲は、災害の発生時に特設公衆電話を即座に利用が可能な状態となるよう、甲所有の電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

### （電話回線等の配備）

第5条 乙は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、屋内配線（モジュラージャックを含む。以下同じ。）を乙の費用負担でもって設置することとする。

### （移転、廃止等）

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生及び新たな設置場所が発生した場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。

2 前項の設置に係る費用については、第4条及び第5条に基づき行うものとする。ただし、設置箇所の移動に係る費用については甲の費用負担でもって行うものとする。

### （利用の開始）

第7条 特設公衆電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者等の通信確保に努めるものとする。

ただし、設置場所の存在する地域において、特設公衆電話の設置場所が避難所となる場合においては、甲の判断により、利用を開始することができるものとし、甲は乙に対し特設公衆電話の利用を開始した設置場所等情報を通知するものとする。

### （利用者の誘導）

第8条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(利用の終了)

第9条 特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。

ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合には、甲はすみやかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

(設置場所の公開)

第10条 乙は、災害時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所等情報について、甲と協議の上、乙のホームページ上で公開するものとする。

(定期試験の実施)

第11条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙2に定める接続試験を実施するものとする。

(故障発見時の扱い)

第12条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

(目的外利用の禁止)

第13条 甲は、第7条に規定する利用の開始及び第11条に規定する定期試験を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等及び甲が目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

(機密保持)

第14条 甲及び乙は、本覚書により知り得た相手方の営業上、技術上の機密を、その方法手段を問わず、第三者に漏洩してはならない。この義務は、本覚書終了後も同様とする。

(協議事項)

第15条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 長野県下伊那郡松川町元大島 3823 番地  
松川町長  
深 津 徹 印

乙 長野県長野市新田町 1 1 3 7 - 5  
東日本電信電話株式会社 埼玉事業部  
長野支店長  
長 門 徹 印

## 13 災害広報関係

### 資料 13-1 松川町災害緊急放送に関する協定書

松川町（以下「甲」という。）と、株式会社チャンネル・ユー（以下「乙」という。）は、松川町災害緊急放送に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、松川町地域防災計画に定める事項に関し、災害緊急放送を通じて被害予防と軽減を図り、もって町民生活の安全安心の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他の状態をいう。
- (2) 「災害緊急放送」とは、前条の目的を達成するため、甲の要請あるいは乙の判断に基づき臨時に乙が行う、次条及び第4条の放送をいう。

（災害緊急放送の実施）

第3条 災害緊急放送は、乙所有及び管理の放送設備を使用し、乙が予定する放送番組に優先して行うものとする。

- 2 災害緊急放送は、松川町災害緊急放送要領に基づき行うものとする。

（災害現場放送における協力）

第4条 乙が災害現場からの映像を放送する場合において、甲は対策上必要な映像を要望することができるものとし、乙は可能な範囲においてこれに応えるものとする。

- 2 災害現場放送における協力は、松川町災害緊急放送要領に基づき行うものとする。

（費用負担）

第5条 災害緊急放送及び災害現場放送に係わる費用負担は、甲の負担とする。

（協議）

第6条 この協定の定める事項に疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議のうえ定める。

（協定期間）

第7条 この協定の効力は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。

- 2 協定期間満了日の1ヶ月前までに、甲又は乙から異議申立てのない場合、協定期間は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成28年11月21日

甲 松川町元大島3823番地  
松川町  
松川町長 深津 徹

乙 松川町元大島3724番地1  
株式会社チャンネル・ユー  
代表取締役 深津 徹

## 資料 13-2 松川町災害緊急放送に関する協定書

松川町（以下「甲」という。）と、飯田エフエム放送株式会社（以下「乙」という。）は、松川町災害緊急放送に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、松川町地域防災計画に定める事項に関し、災害緊急放送を通じて被害予防と軽減を図り、もって町民生活の安全安心の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他の状態をいう。
- (2) 「災害緊急放送」とは、前条の目的を達成するため、甲の要請あるいは乙の判断に基づき臨時に乙が行う、次条及び第4条の放送をいう。

（災害緊急放送の実施）

第3条 災害緊急放送は、乙所有及び管理の放送設備を使用し、乙が予定する放送番組に優先して行うものとする。

- 2 災害緊急放送は、松川町災害緊急放送要領に基づき行うものとする。

（災害現場放送における協力）

第4条 乙が災害現場からの映像を放送する場合において、甲は対策上必要な映像を要望することができるものとし、乙は可能な範囲においてこれに応えるものとする。

- 2 災害現場放送における協力は、松川町災害緊急放送要領に基づき行うものとする。

（費用負担）

第5条 災害緊急放送及び災害現場放送に係わる費用負担は、甲の負担とする。

（協議）

第6条 この協定の定める事項に疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議のうえ定める。

（協定期間）

第7条 この協定の効力は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。

- 2 協定期間満了日の1ヶ月前までに、甲又は乙から異議申立てのない場合、協定期間は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成29年6月23日

甲 松川町元大島3823番地  
松川町  
松川町長 深津 徹 印

乙 飯田市知久町1丁目19番地  
飯田エフエム放送株式会社  
代表取締役社長 小池 孝司 印

## 14 道路及び橋梁災害関係

### 資料 14 災害時における応急復旧業務に関する協定書

松川町（以下「甲」という。）と烏川建設有限会社（以下「乙」という。）とは、地震、台風、豪雨及びその他の災害が発生した場合、又はその恐れがある場合（以下「災害時」という。）の応急復旧業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲から乙に対して行う支援の要請に関し、乙の積極的な協力をもって、災害の拡大防止と被害施設の早期復旧を図ることを目的とする。

（支援の内容）

第2条 甲は乙に対し、次の業務について支援を要請することができる。

- (1) 災害時における公共施設の応急復旧活動に関すること。
- (2) 災害時における公共施設の被害防止に関すること。
- (3) その他甲が必要と認める災害時における人命救助のための障害物の除去に関すること。

（支援要請の方法）

第3条 甲は乙に対し、前条に定める支援を要請する場合には、要請書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又は口頭により行うことができるものとし、事後に文書を提出するものとする。

（支援の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から支援要請を受けた場合には、直ちに支援を実施するものとする。ただし、特別な事情により支援ができない場合には、その旨を甲へ連絡するものとする。

（業務完了後の引渡し）

第5条 乙は、この協定に基づく支援が完了したときは、直ちに甲に文書により報告し、相互に業務内容を確認し、甲へ引き渡すものとする。ただし、緊急を要するときは電話又は口頭により報告を行うことができるものとし、事後に文書を提出するものとする。

（費用の負担）

第6条 乙がこの協定に基づく支援に関する業務に要した費用は、甲の工事設計単価表に基づき、甲乙協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。

（協定の期間）

第7条 この協定の有効期間は協定締結の日から起算して1年とする。ただし、期間満了の30日前までに甲乙いずれかが協定の解除又は変更の申し出をしないときは、1年間延長されたものとし、その後においても同様とする。

（協議事項）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。



平成 24 年 4 月 1 日

長野県下伊那郡松川町元大島 3823 番地

甲

松川町長

長野県下伊那郡松川町元大島 2903 番地 42

乙

烏川建設有限会社  
代表取締役

有限会社宮澤組  
有限会社生田工務所  
シブキヤ建設株式会社  
株式会社松川組  
有限会社泉崎組  
大島建設株式会社  
伊那建設有限会社  
有限会社三興  
八十葉建設株式会社  
株式会社セピア  
有限会社神和創建  
株式会社林材木店

# 15 災害救助法関係

## 資料 15 災害救助法による救助の基準

(平成 28 年 4 月 28 日現在)

救助の種類	対 象	費用の範囲	費用の限度額	期間	備 考
避難所設置	現に被害を受け、または被害を受けるおそれのある者	避難所の設置・維持・管理運営経費(賃金、消耗器材費、建物の使用謝金、備品等の使用謝金・購入費、燃料費)	【基本額】 1人1日当たり 320 円以内 【加算額】 ○冬期(10月～3月)加算 ○高齢者等を収容する福祉避難所を設置した場合は当該地域の通常実費を加算	災害発生の日から7日以内	1 避難所設置費には天幕借上、仮設便所設置費等一切の経費を含む 2 輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊(焼)・流失し、居住する住家がない者で自らの資金では住宅を得ることができない者	整地費、建築経費(建築費・附帯工事費・老人居宅介護事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設の整備費・賃金・輸送費・事務費)、リース料、集会所建築費	【基準面積】 1戸当たり 29.7 m <sup>2</sup> (9坪) 【基準額】 2,660,000 円以内 【集会所設置費】 基準額以外で別途定める(住宅 50 戸以上設置の場合)	災害発生の日から20日以内に着工→供与期間は工事完了日から2年以内	1 全壊等直接被害がない場合でも対象となる場合あり 2 基準面積及び基準額は県内総数を上回らなければ調整可 3 実情により輸送費別途計上
炊き出しその他による食品の給与	○避難所に収容された者 ○全半壊(焼)・流失・床上浸水で炊事のできない者	主食費、副食費、燃料費、雑費(器機使用謝金または借上料、消耗品等購入費)	1人1日当たり 1,110 円以内	災害発生の日から7日以内	1 被災者支給分のみが対象 2 輸送費、賃金は別途計上
飲料水の供給	現に飲料水(炊事用水を含む)を得ることができない者	ろ水器等他給水に必要な機械器具の借上・修繕・燃料費、浄水用の薬品及び資材費	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、賃金は別途計上
被服寝具その他生活必需品の給(貸)与	全半壊(焼)、流失・床上浸水、船舶の遭難等により被服等生活必需品を喪失し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	被服・寝具、身のまわり品、炊事用具、日用品、光熱材料	別表の範囲内 災害発生日により限度額を区分 夏期(4～9月) 冬期(10～3月)	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は当該地域の時価による 2 現物給付に限る
医療	応急的に医療を必要とするが、災害により医療の途を失った者	診察、薬剤または治療材料、処置・手術その他の治療・施術、病院または診療所への収容、看護	1 救護班 使用した薬剤治療材料・医療器具修繕費等の実費 2 病院・診療所 国民健康保険の診療報酬の額以内 3 施術者 当該地域における協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	1 原則、救護班が現地により処置 2 救護班では治療困難な重傷患者等がある場合または救護班の到着を待つことのできない急迫している場合は医療機関で処置 3 患者等の移送費は別途計上
助産	災害発生の日以前または以後7日以内に分娩した者で災害のため助産の途を失った者(死産、流産を含む)	分娩の介助、分娩前後の処置、脱脂綿・ガーゼその他の衛生材料	1 救護班 使用した衛生材料等の実費 2 助産師 慣行料金の100分の80以内の額	分娩した日から7日以内	1 救護班のほか助産婦・産院・一般医療機関による実施も可 2 妊婦等の移送費は別途計上

救助の種類	対象	費用の範囲	費用の限度額	期間	備考
災害にかかった者の救出	○現に生命、身体が危険な状態にある者 ○生死不明の状態にある者	舟艇その他救出のための機械器具等の借上費、修繕費及び燃料費	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 明らかに生存している者を除き、原則4日以降は死体の捜索として扱う 2 輸送費、賃金は別途計上
災害にかかった住宅の応急修理	住家が半壊(焼)し、そのままでは当面の日常生活を営むことのできない者で、自らの資力により応急処理をすることができない者	居室・炊事場・便所等日常生活に不可欠な部分の最小限度の修理費(原材料費・労務費・材料輸送費・工事事務費)	1世帯当たり 576,000円以内	災害発生の日から1ヶ月以内	
学用品の給与	住家の全壊(焼)・流失、半壊(焼)、床上浸水により学用品を喪失・毀損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒(盲・ろう・養護学校の小学部児童及び中学部生徒を含む)	教科書(検定済のもの)、教材(教育委員会承認済のもの)	実費	災害発生の日から1ヶ月以内	1 入進学時の場合は個々の実情に応じ給与 2 備蓄物資は評価額
		文房具、通学用品(運動靴・カバン・体育着等)	小学生1人当たり 4,300円 中学生1人当たり 4,600円 高校生1人当たり 5,000円	災害発生の日から15日以内	
埋葬	災害の際死亡した者の埋葬を実施する者に支給	棺(付属品を含む)埋葬(火葬)料、骨壺・骨箱	1体当たり 大人(12才以上) 210,400円以内 小人(12才未満) 168,300円以内	災害発生の日から10日以内	風習・宗教等に配慮する
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者	機械器具等の借上費、修繕費及び燃料費	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	輸送費、賃金は別途計上
死体の処理	災害に際し死亡した者の死体に関する処理	洗浄、縫合、消毒等	1体当たり 3,400円以内	災害発生の日から10日以内	1 原則、検案は救護班による 2 輸送費・賃金は別途計上
		一時保存	○既存建物借上 通常の実費 ○野外仮設 1体当たり 5,300円以内 ○ドライアイス等購入費を要する場合は当該地域の通常実費を加算		
		検案	当該地域の慣行料金の額以内		
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれたため生活に支障があり、自らの資力により応急処理をすることができない者	除去に必要な機械器具等の借上賃輸送費及び賃金	1世帯当たり 134,800円以内	災害発生の日から10日以内	限度額は市町村内の平均額が限度額内であれば調整可。市町村相互間は調整不可
輸送費 賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 飲料水の供給 3 医療及び助産 4 被災者の救出 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	輸送または賃金	当該地域における通常の実費	救助の種類ごとの実施が認められる期間以内	

救助の種類	対象	費用の範囲	費用の限度額	期間	備考
実費弁償	施行令第10条第1号から4号までに規定する者	(ア)被災者の避難 (イ)医療及び助産における移送 (ウ)被災者の救出 (エ)飲料水の供給 (オ)死体の捜索 (カ)死体の処理 (キ)救済用物資の整理、配分及び輸送	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別に定める額

別表 被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与のために支出できる費用

1 住家の全焼、全壊又は流失により被害を受けた世帯 (単位：円)

季別 \ 世帯区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算
夏季(4～9月)	18,400	23,700	34,900	41,800	53,000	7,800
冬季(10～3月)	30,400	39,500	55,000	64,300	80,900	11,100

2 住家の半焼、半壊又は床上浸水により被害を受けた世帯 (単位：円)

季別 \ 世帯区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算
夏季(4～9月)	6,000	8,100	12,100	14,700	18,600	2,600
冬季(10～3月)	9,800	12,700	18,000	21,400	27,000	3,500

# 16 激甚災害指定関係

## 資料 16-1 激甚災害指定基準

(昭和 37 年 12 月 7 日中央防災会議決定)

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
法第2章(公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助)	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 事業費査定見込額 > 全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額 × 100 分の 4 (B基準) 事業費査定見込額 > 全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額 × 100 分の 0.2 かつ次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの (1) 都道府県負担事業の事業費査定見込額 > 当該都道府県の当該年度の標準税収入総額 100 分の 25 (2) 一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込総額 > 当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額 × 100 分の 5
法第5条(農地等の災害復旧事業等に関する補助の特別措置)	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 事業費査定見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 100 分の 0.5 (B基準) 事業費査定見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 100 分の 0.15 かつ次の要件のいずれかに該当する都道府県が 1 以上あるもの (1) 一の都道府県内の事業費査定見込額 > 当該都道府県の当該年度の農業所得推定額 × 100 分の 4 (2) 一の都道府県内の事業費査定見込額 > 10 億円
法第6条(農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例)	次の1及び2の要件に該当する災害。ただし、当該施設に係る被害見込額が 5,000 万円以下と認められる場合は除く。 1 激甚法第5条の措置が適用される激甚災害 2 農業被害見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 100 分の 1.5 であることにより激甚法第8条の措置が適用される激甚災害
法第8条(天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例)	次のいずれかに該当する災害。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合は、被害の実情に応じて個別に考慮 (A基準) 農業被害見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 100 分の 0.5 (B基準) 農業被害見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 100 分の 0.15 かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの 一の都道府県内の当該災害に係る特別被害農業者数 > 当該都道府県内の農業を主業とする者の数 × 100 分の 3

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
法第 11 条の2(森林災害復旧事業に対する補助)	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A基準)</p> <p>林業被害見込額(樹木に係るものに限る。以下同じ。)&gt;当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額×100分の5</p> <p>(B基準)</p> <p>林業被害見込額&gt;当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額×100分の1.5</p> <p>かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>(1) 一の都道府県内の林業被害見込額&gt;当該都道府県の当該年度の生産林業所得(木材生産部門)推定額×100分の60</p> <p>(2) 一の都道府県内の林業被害見込額&gt;当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額×100分の1</p>
法第 12 条、13 条、15 条(中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等)	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A基準)</p> <p>中小企業関係被害額&gt;当該年度の全国中小企業所得推定額(第2次産業及び第3次産業国民所得×中小企業付加価値率×中小企業販売率。以下同)×100分の0.2</p> <p>(B基準)</p> <p>中小企業関係被害額&gt;当該年度の全国中小企業所得推定額×100分の0.06</p> <p>かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額&gt;当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額×100分の2</p> <p>ただし、火災の場合又は激甚法第12条の適用がある場合の全国中小企業所得推定額に対する中小企業関係被害額の割合は、被害の実情に応じ特例措置が講じられることがある。</p>
法第 16 条(公共社会教育施設災害復旧事業に対する補助)、第 17 条(私立学校施設災害復旧事業の補助)、第 19 条(市町村施行の伝染病予防事業に関する負担の特例)	<p>激甚法第2章の措置が適用される激甚災害。ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除外</p>
法第 22 条(り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例)	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A基準)</p> <p>滅失住宅戸数&gt;被災地全域で 4,000 戸以上</p> <p>(B基準)</p> <p>次の1、2のいずれかに該当する災害</p> <p>ただし、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害の実情に応じた特例的措置を講ずることがある。</p> <p>1 滅失住宅戸数&gt;被災地全域で 2,000 戸以上</p> <p>かつ、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 一市町村の区域内で 200 戸以上</p> <p>(2) 一市町村の区域内の住宅戸数の 10%以上</p> <p>2 滅失住宅戸数&gt;被災地全域で 1,200 戸以上</p>

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
	<p>かつ、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 一市町村の区域内で 400 戸以上</p> <p>(2) 一市町村の区域内の住宅戸数の 20%以上</p>
<p>法第 24 条(小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等)</p>	<p>1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については激甚法第2章の措置が適用される災害</p> <p>2 農地及び農業用施設等の小災害に係る措置については激甚法第5条の措置が適用される災害</p>
<p>上記以外の措置</p>	<p>災害発生の都度、被害の実状に応じ個別に考慮</p>

## 資料 16-2 局地激甚災害指定基準

(昭和 43 年 11 月 22 日中央防災会議決定)

局地激甚災害指定基準	適用すべき措置
<p>1 公共施設災害関係</p> <p>当該市町村負担の当該災害に係る公共施設災害復旧事業等(激甚法第3条第1項第1号及び第3号～第14号の事業)の査定事業費の額&gt;当該市町村の当該年度の標準税収額×0.5 に該当する市町村(当該査定事業費1,000万円未満は除外)が1以上ある災害。ただし、その該当市町村ごとの査定事業費の額の合算額が、おおむね1億円未満を除く。</p>	<p>1 激甚法第3条第1項各号に掲げる事業のうち、左の市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び激甚法第4条第5項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて激甚法第2章の措置。</p> <p>2 左の市町村が当該災害につき発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る地方債について激甚法第24条第1項、第3項および第4項の措置。</p>
<p>2 農地、農業用施設等災害関係</p> <p>当該市町村の区域内の当該災害に係る農地等災害復旧事業等(激甚法第5条第1項規定の農地農業用施設及び林道の災害復旧事業)に要する経費の額&gt;当該市町村の当該年度の農業所得推定額×100分の10に該当する市町村(当該経費の額が1,000万円未満は除外)が1以上ある災害。</p> <p>ただし、その該当市町村ごとの当該経費の額の合計額がおおむね5,000万円未満を除く。</p>	<p>1 左の市町村の区域内で左の市町村等が施行する当該災害復旧事業に係る激甚法第5条、第6条の措置。</p> <p>2 左の市町村が当該災害につき発行を許可された農地、農業用施設及び林道の小災害復旧事業に係る地方債について激甚法第24条第2項から第4項までの措置。</p>
<p>3 林業災害関係</p> <p>当該市町村の区域内の当該災害に係る林業被害見込額(樹木に係るものに限る。以下同じ。)&gt;当該市町村に係る当該年度の生産林業所得(木材生産部門)推定額の1.5倍。ただし、当該林業被害見込み額&lt;当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額×100分の0.05の場合を除く。</p> <p>かつ大火による災害にあつては、当該災害に係る要復旧見込み面積&gt;300haの市町村、その他の災害にあつては、当該災害に係る要復旧見込面積&gt;当該市町村の民有林面積(人工林に係るものに限る。)×100分の25の市町村が1以上ある災害。</p>	<p>左の市町村の区域内で、左の市町村等が施行する森林災害復旧事業に係る激甚法第11条の2の措置。</p>
<p>4 中小企業施設災害関係</p> <p>当該市町村の区域内の当該災害に係る中小企業関係被害額&gt;当該市町村の当該年度の中小企業所得推定額×100分の10に該当する市町村(当該被害額1,000万円未満は除外)が1以上ある災害。</p> <p>ただしその該当市町村ごとの当該被害額の合算額がおおむね5,000万円未満を除く。</p>	<p>左の市町村の区域内で中小企業が必要とする当該災害復旧資金等に係る激甚法第12条、13条及び15条の措置。</p>



## 17 被災者等の生活再建支援関係

### 資料 17-1 災害弔慰金の支給基準

(対象となる自然災害)

- 1 松川町内で住居が5世帯以上滅失した自然災害
- 2 県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害
- 3 県内において災害救助法が適用された市町村が1箇所以上でもある場合の災害
- 4 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

(支給対象)

上記の災害による死亡者(当該災害のやんだ後3ヶ月以上の行方不明者を含む)

(支給対象遺族)

死亡当時の配偶者(事実婚を含む)、子、父母、孫、祖父母を対象とする。なお弟姉妹は対象としない。

(支給額)

主たる生計維持者の死亡 5,000,000 円

その他の者の死亡 2,500,000 円

(費用負担)

国 1/2、県 1/4、市町村 1/4 ただし県、市町村の負担分は特別交付税で算定される。

### 資料 17-2 災害障害見舞金の支給基準

(対象となる災害)

- 1 松川町内で住居が5世帯以上滅失した自然災害
- 2 県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害
- 3 県内において災害救助法が適用された市町村が1箇所以上でもある場合の災害
- 4 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

(支給対象)

上記の災害により精神又は身体に重度の障害(両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等)を受けた者とする。

(支給額)

主たる生計維持者 2,500,000 円

その他の者 1,250,000 円

(費用負担)

国 1/2、県 1/4、市町村 1/4 ただし県、市町村の負担分は特別交付税で算定される。

## 資料 17-3 災害援護資金の貸付けの斡旋基準

(対象となる災害)

ア 松川町に災害救助法が適用された場合の災害

イ 県内で自然災害により災害救助法による救助が行われた市町村が1箇所以上ある場合の災害

(貸付対象者)

上記の災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた方

(所得制限)

前年の総所得金額が次の額以内の世帯に限る。

1人 220 万円

2人 430 万円

3人 620 万円

4人 730 万円

5人以上 730 万円に世帯人員が1人増すごとに 30 万円を加算した額

住宅が滅失した場合は世帯員の人数に係わらず 1,270 万円

(貸付対象となる被害と貸付額)

世帯主の負傷の程度	被害の程度	貸付限度額	住居を立て直す等 特別の事情がある場合
おおむね1ヶ月以上の 療養が必要な場合	下記以外	150 万円	350 万円
	家財の 1/3 以上の損害	250 万円	
	住居の半壊	270 万円	
	住居の全壊、滅失	350 万円	

(据置期間)

3年(特別の場合5年)

(償還期間)

10 年(据置期間3年を含む)

(利率)

年3%(据置期間中は無利子)

(財源)

貸付原資の 2/3 を国庫負担、1/3 を県負担

## 資料 17-4 災害時における飯伊 18 市町村と飯田郵便局並びに飯田市・下伊那郡特定郵便局との相互応援協定書

飯伊広域行政組合長 田中秀典（以下「甲」という。）、飯田郵便局長 菅沼進（以下「乙」という。）及び飯田市・下伊那郡地域特定郵便局代表竜江郵便局長 嶋岡史農夫（以下「丙」という。）とは、飯伊地域における災害時において、飯伊地域防災アセスメント及び各市町村地域防災計画に基づいて、飯田市及び下伊那地域の郵便局が相互に他力して必要な応急対策等を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第 1 条 この協定において、「災害」とは災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害をいう。

（協力の協定）

第 2 条 甲、乙及び丙は、飯伊地域に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力要請することができる。

- (1) 乙、及び丙は、災害救助法適用時における郵便、為替貯金及び簡易保険事業に係わる防災関係機関の処置すべき事務または、業務として次の業務を実施するものとする。
  - ① 郵便貯金の預金者に対する非常払い戻しに関すること。
  - ② 簡易保険、郵便年金の被災契約者に対する非常貸付に関すること。
  - ③ 被災者に対する簡易保険、郵便年金積立金の融資に関すること。
  - ④ 災害時における郵便はがき無償交付及び郵便の輸送確保に関すること。
  - ⑤ 被災者に対し焼失、紛失した重要書類等の再発行に関すること。
- (2) 甲、乙又は丙が自己のネットワークにより収集した被災住民等の避難先及び被災状況等の情報の相互提供に関すること。
- (3) 甲、乙又は丙が所有し、又は管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての提供に関すること。
- (4) 避難場所における臨時の郵便差出箱の設置に関すること。
- (5) 災害時における各地区自主防災組織等の支援に関すること。
- (6) 被災住民に対する支援に関すること。
- (7) 被災弱者等の捜索に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる協力要請に関すること。

（平常時における相互間協力）

第 3 条 平常時においては、円滑な広域防災相互間の協力体制を図るため、次の事項について努めるものとする。

- (1) 自主防災会組織・住民等との交流。
- (2) 防災訓練への参加。
- (3) 相互の防災計画・防災関係資料等について提供を行い常に情報の交換に努める。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる事項。

（経費の負担）

第 4 条 前第 2 条に規定する経費については、法令その他に特段の定めがあるものを除き、それぞれ要請したものが適正な方法で算出した金額を負担するものとする。

（応援協力要請の手続）

第 5 条 甲、乙及び丙は、電話等により応援協力を要請し、内容について後日応援協力要請書を提供する。

（連絡責任者）

第6条 この協定に関する連続責任者は甲、乙及び丙それぞれ次のとおりとする。

(1) 「甲」 飯田市総務部交通防災都長

(2) 「乙」 飯田郵便局総務課長

(3) 「丙」 飯田知久町郵便局長（特定郵便局長業務推進連絡会南信南連絡会情報化理事）

（効力の発生）

第7条 この協定は、平成9年9月1日から効力を生じるものとする。

（協 議）

第8条 この協定に定めのない事項及び覚書の実施に関し疑義が生じたときは、三者が協議して決定する。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び立会人が署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成9年 月 日

「甲」 飯伊広域行政組合長 田 中 秀 典 印

「乙」 飯田郵便局長 菅 沼 進 印

「丙」 飯田市・下伊那郡地域特定郵便局代表

竜江郵便局長 嶋 岡 史 農 夫 印

立会人 下伊那郡町村会長 近 藤 和 夫 印

資料 17-5 様式 (被災証明申請書)

被災証明申請書

松川町町長様

申請人住所

申請人氏名

印

被災内容

被災年月日	平成 年 月 日 ( ) ~ 日 ( ) 午前 時 ~ 午前 時にかけて 午後 時 ~ 午後 時にかけて
災害の種別	台風 号 雨 浸水の場合 床上 cm 床下 cm 風 ( ) 地震 ( ) 火災 ( ) その他 ( )
被災箇所	家屋 (居間・台所・風呂場・その他) 合計 m <sup>2</sup> 店舗 m <sup>2</sup> 事務所 m <sup>2</sup> 工場 m <sup>2</sup> その他
備考	

平成 年 月 日

上記のとおり被害を蒙ったことを証明願います。

資料 17-6 様式 (被災証明書)

被災証明書

申請人住所

申請人氏名

被災内容

被災年月日	平成 年 月 日 ( ) ~ 日 ( ) 午前 時 ~ 午後 時にかけて 午後 午後
災害の種別	台風 号 雨 浸水の場合 床上 cm 床下 cm 風 ( ) 地震 ( ) 火災 ( ) その他 ( )
被災箇所	住所 家屋 (居間・台所・風呂場・その他) 合計 m <sup>2</sup> 店舗 m <sup>2</sup> 事務所 m <sup>2</sup> 工場 m <sup>2</sup> その他
備考	

上記のとおり被害を蒙ったことを証明いたします。

平成 年 月 日

松川町町長

## 資料 17-7 様式【り災都市借地借家臨時処理法申請様式】

建設大臣あて

町長名

り災都市借地借家臨時処理法の申請について

年 月 日発生した による松川町の被害は、

のとおりであり、り災地域の借地借家の権利関係について種々の問題が起こり、住宅の復旧を阻害する恐れがあると予想されるので、り災都市借地借家臨時処理法の適用を申請します。

1 被害状況

- (1) り災戸数(全壊(焼)、流出、その他)
- (2) り災地帯

2 り災土地中借地の比率

3 り災家屋中借地の比率

4 その他

## 資料 17-8 災害時における緊急的な調査の支援に関する協定書

松川町 と 技建開発株式会社 は、地震・大雨等異常な自然現象及び予測できない災害（以下「災害時」という。）における緊急的な調査等の実施に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において松川町が管理する施設に災害が発生、又は発生が予測される場合で、松川町長が必要とする緊急的な調査等（以下「業務」という。）に関し、必要な技術者の派遣手続を定め、もって災害の拡大防止と早期復旧に資することを目的とする。

（業務の実施範囲）

第2条 業務の実施範囲は、松川町内、及び松川町長が緊急的な調査を必要とする周辺地域とする。

（業務の内容）

第3条 松川町長は、災害が発生、又は発生する恐れがあり、必要と認めるときは、状況に応じて業務支援の内容を協議した後、出動要請を行うものとする。

2 技建開発株式会社は、松川町長の指示により必要な調査測量設計、被災箇所等現況調査、空撮等による写真撮影（以下「調査業務」という。）を実施し、報告するものとする。

（業務の実施体制等）

第4条 前条各号の業務実施に必要なお互いの連絡先については、災害時において速やかに協議できるよう、連絡体制を整えておくものとする。

（契約の締結）

第5条 松川町長は、第3条第1項に定める調査等を要請したときは、遅延なく、お互い協議を行い請負契約等を締結するものとする。

（有効期限）

第6条 この協定期間は、協定の日から平成30年3月31日までの期間とする。ただし、期間満了の1箇月前までにいずれからも申し出がないときは、この協定を更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

（損害の負担）

第7条 業務の実施に伴い、相互の責めに帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は業務に必要な資機材等に損害が生じた場合は、その事実後遅延なくその状況を報告し、その処理について協議して定めるものとする。

（その他）

第8条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、相互が協議してこれを定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、相互が記名捺印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成29年9月26日

長野県下伊那郡松川町元大島 3823 番地  
松川町  
松川町長



長野県飯田市北方 1313 番地 2  
技建開発株式会社  
代表取締役

## 18 義援金関係

### 資料 18 長野県災害義援金配分委員会会則

(目的)

第1条 本委員会は災害により被害を受けた被災者を救援するため、長野県における災害義援金の配分に関する業務を総合的かつ有機的に実施することを目的とする。

(名称)

第2条 本委員会は長野県災害義援金配分委員会（以下「委員会」という）と称する。

(所掌事務)

第3条 委員会は次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 被災者に寄せられた義援金を受け付けた機関から、委員会に引き継がれた義援金の保管及び配分に関すること。
- (2) その他必要な事項

(組織等)

第4条 委員会は、第1条の目的に賛同し、協力する次の機関または団体（以下「構成団体」という。）をもって組織するが、被害の状況により他の関係機関、団体等を構成団体に加えることができる。

- (1) 長野県
- (2) 長野県市長会
- (3) 長野県町村会
- (4) 日本赤十字社長野県支部
- (5) 長野県共同募金会
- (6) 長野県社会福祉協議会
- (7) NHK長野放送局

(委員)

第5条 委員会は前条の構成団体から選出された委員をもって構成する。

- 2 委員は会議に出席し事案を協議する。

(委員長等の職務)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(監事)

第7条 委員会に監事2名を置く。

- 2 監事は、義援金等に関する会計を監査する。

(会議)

第8条 委員会の会議は委員長が招集し、委員長が議長となる。

(事務局)

第9条 委員会の事務を処理するため、長野県危機管理部危機管理防災課（災害対策本部室）に事務局を置く。

(意見の聴取)

第 10 条 委員会は第 1 条の目的を達成するため、必要に応じて防災関係機関等から意見を求めることができる。

(附則)

この会則は、平成〇年〇月〇日から実施する。

## 19 その他

### 資料 19-1 【地すべり防止区域（地すべり防止法）】

地域番号	地区	名称	指定面積	指定年月日	追加指定年月日	人家戸数
19	生田峠	長ぞうれ	※29.60	S38.8.10		4
57	〃	〃 第二	※36.62	S46.3.26		23

### 資料 19-2 山腹崩壊危険地区

国・民別	市町村	地区	危険地区面積	治山事業進捗状況	人家	公共	道路	大字	小字
民	松川町	1	9	一部既成	38	0	県道		番匠田
〃	〃	2	1	一部既成	22	0	県道	元大島	松川沿い
〃	〃	3	4	無	3	0	市町村道	大島	西山
〃	〃	4	2	一部既成	18	0	市町村道	生田	部奈
〃	〃	5	5	無	23	1	県道	生田	生柳
〃	〃	6	6	無	31	0	県道	生田	寺沢川
〃	〃	7	6	一部既成	28	0	県道	生田	姥島
〃	〃	8	2	一部既成	8	0	市町村道	生田	二丁
〃	〃	9	3	一部既成	0	0	市町村道	生田	長峰西
〃	〃	10	3	一部既成	0	0	市町村道	生田	長峰北
〃	〃	11	2	無	0	1	県道	生田	広町南
〃	〃	12	2	無	2	1	市町村道	生田	中山
〃	〃	13	3	無	0	0	県道	生田	鼠尾
〃	〃	14	2	無	0	0	市町村道	生田	石亀
〃	〃	15	3	無	7	0	市町村道	生田	下峠
〃	〃	16	2	一部既成	2	0	市町村道	生田	部奈南西
〃	〃	17	7	一部既成	60	0	県道	元大島	元大島
〃	〃	18	6	一部既成	10	0	市町村道	生田	中山南
〃	〃	19	2	一部既成	2	0	県道	生田	広町
〃	〃	20	1	無	69	0	県道	元大島	上新井
〃	〃	21	9	一部既成	5	0	県道	生田	長峰東
〃	〃	22	2	一部既成	4	0		生田	下峠南東
〃	〃	23	8	無	31	1		上片桐	上片桐
〃	〃	24	6	無	50	0		上片桐	大栢
〃	〃	25	2	無	30	1	市町村道	生田	中山
〃	〃	26	1	未成	5	1	県道	生田	福与
〃	〃	27	1	未成	2	0	市町村道	元大島	郷原
〃	〃	28	2	一部既成	2	0	市町村道	生田	
〃	〃	29	5	一部既成	2	0	市町村道	生田	
〃	〃	0001	10	未成	00	01	林道		上片桐 223 林班
〃	〃	0002	07	無	00	01	林道		大島山 266 林班
〃	〃	0003	11	未成	00	00	市町村道		大島山 265 林班

# 資料 19-3 概要書 (地すべり)

## 概要書

(地すべり)

別添1

別添1

(A3版)

市町村名:松川町

(警戒区域及び特別警戒区域の面積及び人家戸数等一覧表)

自然現象の種類	区域の名称	危険箇所番号	ブロック名	特別警戒区域	ランク区分	分類・種類	統計の有無	長さ(m)	幅(m)	活動状況の有無	施設の有無	動測の有無	区域設定根拠											警戒区域					特別警戒区域			図面番号	備考																	
													地すべりの方向					地すべりの下端					側方部				有害のおそれのある土地の未端(下端からの距離(m))	害いのおそれのある土地の未端(下端からの距離(m))	面積		公共的建物			面積	公共的建物															
													地形図・写真から決定	現地確認で決定	災害実態から決定	その他	コメント	地形図・写真から決定	現地確認で決定	災害実態から決定	その他	コメント	右側	右側決定根拠	左側	左側決定根拠			(㎡)	戸数	重複				戸数	重複	内訳	(㎡)	人家戸数	戸数	内訳									
地すべり	問沢A	J06-402-002A			C	破砕帯地すべり/風化岩地すべり	無	66.0	51.0	無	無	無	○	○		中点注から推定した結果を参照し、空中写真判読、現地調査結果から地すべり方向を決定した。		○			推定	不明瞭	不明瞭		66	6,110	2											1/1												
																	小計	2	0	0	0																													
																	合計	2			0																													

※ 人家戸数は居室を有する建築物の数  
 ※ 人家戸数の重複とは、他の地すべりの警戒区域と重複している戸数を記入すること。

123

## 資料 19-4 崩壊土砂流出危険地区

国・民別	市町村	地区	危険地区面積	治山事業進捗状況	人家	公共	道路	大字	小字
民	松川町	1	54	一部既成	35	1		上片桐	大沢
〃	〃	2	400	一部既成	20	0	国道	上片桐	片桐
〃	〃	3	100	無	5	0	市町村道	上片桐	片桐
〃	〃	4	100	無	5	0	国道	上片桐	片桐
〃	〃	5	100	無	35	0	国道	上片桐	片桐
〃	〃	6	36	無	5	1	国道	生田	部奈
〃	〃	7	100	一部既成	5	1	県道	生田	部奈
〃	〃	8	100	無	5	2	県道	生田	部奈
〃	〃	9	100	無	18	1	県道	生田	福与
〃	〃	10	100	一部既成	15	0	県道	生田	福与
〃	〃	11	100	無	5	0	市町村道	生田	部奈
〃	〃	12	100	一部既成	2	1		生田	部奈
〃	〃	13	100	一部既成	6	0	県道	生田	柄山
〃	〃	14	300	一部既成	2	0	市町村道	生田	柄山
〃	〃	15	200	一部既成	1	0	市町村道	生田	柄山
〃	〃	16	100	一部既成	1	0	市町村道	生田	柄山
〃	〃	17	100	一部既成	1	0	市町村道	生田	柄山
〃	〃	18	200	一部既成	1	0	市町村道	生田	柄山
〃	〃	19	200	一部既成	0	0	市町村道	大島	西山
〃	〃	20	100	一部既成	0	0	市町村道	大島	西山
〃	〃	21	200	無	1	0	市町村道	大島	西山
〃	〃	22	200	一部既成	0	0	市町村道	大島	西山
〃	〃	23	100	無	0	0	市町村道	大島	西山
〃	〃	24	200	無	0	0	市町村道	大島	西山
〃	〃	25	100	無	0	0	市町村道	大島	西山
〃	〃	26	720	一部既成	0	0	市町村道	大島	西山
〃	〃	27	300	一部既成	40	0	国道	大島	西山
〃	〃	28	100	一部既成	40	0	国道	大島	西山
〃	〃	29	100	無	15	3		大島	元大島
〃	〃	30	200	一部既成	3	0	県道	生田	峠
〃	〃	31	100	一部既成	60	0	国道	上片桐	上片桐
〃	〃	32	600	一部既成	1	0	県道	生田	うがい沢
〃	〃	33	100	未成	3	0	林道	生田	長峰
〃	〃	34	400	未成	5	1	県道	生田	福与
〃	〃	35	100	未成	2	0	市町村道	生田	中山
〃	〃	36	100	未成	0	0	市町村道	生田	中山
〃	〃	37	200	未成	0	0	林道	上片桐	片桐
〃	〃	38	200	未成	0	0	市町村道	上片桐	片桐
〃	〃	39	100	一部既成	3	0	市町村道	生田	
〃	〃	40	12	未成	0	1	県道	生田	福沢
〃	〃	41	195	未成	12	1	市町村道		大入山
国	〃	0001	0750	無	000	01			大島山 266～ 270 林班
〃	〃	0002	0090	未成	000	00	市町村道		大島山 265 林班

# 資料 19-5 概要書（急傾斜地）

(様式第1-2号)

## 概 要 書

(警戒区域及び特別警戒区域の面積及び人家戸数一覧表)

市町村名：松川町

自然 現象の 種類	区域の名称	危険箇所 番号	警戒区域			特別警戒区域			図面 番号	備考
			人家	面積	延長	人家	面積	延長		
			戸数	(㎡)	(m)	戸数	(㎡)	(m)		
急傾斜地の崩壊	大沢北部	K06402001	1	18,935	396	0	14,076	396	1/19	
急傾斜地の崩壊	清泉地上	K06402002	2	2,314	107	0	152	35	6/19	
急傾斜地の崩壊	清泉地1	K06402003	1	3,825	70	0	0	0	6/19	
急傾斜地の崩壊	清泉地2	K06402004	1	20,662	275	0	0	0	6/19	
急傾斜地の崩壊	城1	K06402005	0	14,884	85	0	0	0	6/19	
急傾斜地の崩壊	城2	K06402006	0	5,332	59	0	0	0	6/19	
急傾斜地の崩壊	城3	K06402007	2	12,993	279	0	9,594	279	6/19	
急傾斜地の崩壊	鶴部1	K06402008	1	2,788	107	2	1,092	107	7/19	
急傾斜地の崩壊	鶴部2ア	K06402009ア	2	15,148	435	0	3,148	300	7/19	
急傾斜地の崩壊	鶴部2イ	K06402009イ	1	10,833	345	1	4,517	345	7/19	
急傾斜地の崩壊	鶴部3	K06402010	0	16,708	130	0	0	0	7/19	
急傾斜地の崩壊	鶴部4	K06402011	0	34,844	660	0	19,701	426	7/19	
急傾斜地の崩壊	松川1	K06402012	10	24,686	626	0	4,706	197	7/19	
急傾斜地の崩壊	馬坂1	K06402013	0	1,438	55	1	667	55	7/19	
急傾斜地の崩壊	馬坂2	K06402014	1	3,302	130	0	2,584	130	7/19	
急傾斜地の崩壊	宮本1	K06402015	3	1,246	43	0	360	22	8/19	
急傾斜地の崩壊	宮本2	K06402016	3	2,996	97	0	0	0	8/19	
急傾斜地の崩壊	宮本3	K06402017	4	3,649	136	0	0	0	8/19	
急傾斜地の崩壊	宮本4	K06402018	4	2,466	82	0	0	0	8/19	
急傾斜地の崩壊	馬坂3ア	K06402019ア	19	28,664	565	2	19,961	439	8/19	
急傾斜地の崩壊	馬坂3イ	K06402019イ	2	6,507	140	0	4,275	140	8/19	
急傾斜地の崩壊	馬坂3ウ	K06402019ウ	1	4,930	178	0	3,140	178	8/19	

※ 人家戸数は居室を有する建築物の数

※ 延長は自然現象の種類が急傾斜地の崩壊の場合に記入

(様式第1-2号)

## 概 要 書

(警戒区域及び特別警戒区域の面積及び人家戸数一覧表)

市町村名：松川町

自然 現象の 種類	区域の名称	危険箇所 番号	警戒区域			特別警戒区域			図面 番号	備考
			人家	面積	延長	人家	面積	延長		
			戸数	(㎡)	(m)	戸数	(㎡)	(m)		
急傾斜地の崩壊	新井南部1	K06402020	4	26,416	543	1	33,819	543	8/19	
急傾斜地の崩壊	古町東部	K06402021	7	24,124	486	2	16,514	371	9/19	
急傾斜地の崩壊	古町南部1	K06402022	1	20,766	436	1	18,734	436	9/19	
急傾斜地の崩壊	古町中部1	K06402023	0	3,231	98	0	1,808	98	9/19	
急傾斜地の崩壊	古町中部2	K06402024	0	2,867	74	0	1,617	74	9/19	
急傾斜地の崩壊	南方3	K06402025	1	7,336	144	0	6,999	144	9/19	
急傾斜地の崩壊	南方1	K06402026	0	14,407	342	0	10,805	342	9/19	
急傾斜地の崩壊	南方2	K06402027	3	2,987	115	0	392	58	9/19	
急傾斜地の崩壊	古町北部	K06402028	0	899	30	1	551	30	9/19	
急傾斜地の崩壊	新井南部2	K06402029	0	6,243	288	3	7,539	288	8/19	
急傾斜地の崩壊	新井南部3	K06402030	2	5,365	180	4	2,710	180	8/19	
急傾斜地の崩壊	新井南部4	K06402031	9	9,336	303	0	4,593	303	8/19	
急傾斜地の崩壊	弥久司	K06402032	2	3,565	140	2	1,267	140	8/19	
急傾斜地の崩壊	北垣外1	K06402033	10	6,756	201	0	0	0	8/19	
急傾斜地の崩壊	宮坂	K06402034	12	4,282	140	1	155	17	8/19	
急傾斜地の崩壊	北垣外2	K06402035	4	7,234	203	0	955	36	8/19	
急傾斜地の崩壊	滝の沢1	K06402036	7	6,222	203	0	0	0	8/19	
急傾斜地の崩壊	滝の沢2	K06402037	27	9,959	273	0	1,323	110	8/19	
急傾斜地の崩壊	滝の沢3	K06402038	4	1,724	67	0	554	67	8/19	
急傾斜地の崩壊	滝の沢5	K06402039	1	1,115	50	2	402	50	8/19	
急傾斜地の崩壊	滝の沢4	K06402040	0	777	18	0	0	0	8/19	
急傾斜地の崩壊	新井北部3	K06402041	8	5,900	224	0	1,963	148	5/19	

※ 人家戸数は居室を有する建築物の数

※ 延長は自然現象の種類が急傾斜地の崩壊の場合に記入



(様式第1-2号)

## 概 要 書

(警戒区域及び特別警戒区域の面積及び人家戸数一覧表)

市町村名：松川町

自然 現象の 種類	区域の名称	危険箇所 番号	警戒区域			特別警戒区域			図面 番号	備考
			人家 戸数	面積 (㎡)	延長 (m)	人家 戸数	面積 (㎡)	延長 (m)		
急傾斜地の崩壊	新井北部1	K06402042	0	2,329	90	0	915	90	5/19	
急傾斜地の崩壊	新井北部2	K06402043	5	11,672	289	2	5,798	233	5/19	
急傾斜地の崩壊	名子原	K06402044	7	16,079	562	0	10,150	562	5/19	
急傾斜地の崩壊	城北	K06402045	3	9,564	202	4	6,919	202	5/19	
急傾斜地の崩壊	名子北部1	K06402046	1	4,478	100	0	3,094	100	4/19	
急傾斜地の崩壊	名子北部2	K06402047	0	1,774	34	0	1,534	34	4/19	
急傾斜地の崩壊	下垣外1	K06402048	1	1,128	26	0	709	26	4/19	
急傾斜地の崩壊	下垣外2	K06402049	2	29,347	550	1	24,728	550	4/19	
急傾斜地の崩壊	増野	K06402050	0	6,033	158	0	8,007	158	4/19	
急傾斜地の崩壊	桑園南部1	K06402051	1	2,824	70	0	4,843	70	3/19	
急傾斜地の崩壊	桑園南部2	K06402052	0	4,515	135	0	4,892	135	3/19	
急傾斜地の崩壊	桑園北部1	K06402053	0	561	19	1	267	19	3/19	
急傾斜地の崩壊	桑園北部2	K06402054	2	3,900	92	0	3,180	92	3/19	
急傾斜地の崩壊	桑園北部3	K06402055	1	5,148	105	1	4,871	105	3/19	
急傾斜地の崩壊	町谷1	K06402056	1	17,362	322	0	18,418	322	2/19	
急傾斜地の崩壊	福沢1	K06402057	1	7,091	155	3	6,691	125	19/19	
急傾斜地の崩壊	福沢2	K06402058	3	10,812	265	0	971	69	19/19	
急傾斜地の崩壊	福沢3	K06402059	6	4,634	118	0	0	0	19/19	
急傾斜地の崩壊	福沢4	K06402060	2	3,635	78	0	1,626	36	19/19	
急傾斜地の崩壊	塩倉1	K06402061	1	716	15	0	0	0	17/19	
急傾斜地の崩壊	塩倉2	K06402062	2	4,565	140	0	3,244	140	17/19	
急傾斜地の崩壊	塩倉3	K06402063	1	4,058	72	0	2,184	72	17/19	

※ 人家戸数は居室を有する建築物の数

※ 延長は自然現象の種類が急傾斜地の崩壊の場合に記入

(様式第1-2号)

## 概 要 書

(警戒区域及び特別警戒区域の面積及び人家戸数一覧表)

市町村名：松川町

自然 現象の 種類	区域の名称	危険箇所 番号	警戒区域			特別警戒区域			図面 番号	備考
			人家 戸数	面積 (㎡)	延長 (m)	人家 戸数	面積 (㎡)	延長 (m)		
急傾斜地の崩壊	中山1	K06402064	1	7,855	225	0	8,886	225	17/19	
急傾斜地の崩壊	中山2	K06402065	1	7,501	200	1	5,671	200	17/19	
急傾斜地の崩壊	中山3	K06402066	1	3,454	44	0	0	0	11/19	
急傾斜地の崩壊	中山4	K06402067	0	1,061	48	1	284	48	12/19	
急傾斜地の崩壊	中山5	K06402068	1	837	25	0	0	0	12/19	
急傾斜地の崩壊	中山6	K06402069	1	10,290	240	0	6,501	240	12/19	
急傾斜地の崩壊	中山7	K06402070	0	1,278	58	1	594	58	12/19	
急傾斜地の崩壊	中山8	K06402071	2	4,072	105	0	0	0	12/19	
急傾斜地の崩壊	中山9	K06402072	1	2,821	100	1	1,383	100	12/19	
急傾斜地の崩壊	中山10	K06402073	2	22,011	544	0	21,391	544	12/19	
急傾斜地の崩壊	峠1	K06402074	2	19,392	405	1	20,771	405	13/19	
急傾斜地の崩壊	峠2	K06402075	0	952	29	1	512	29	13/19	
急傾斜地の崩壊	峠3	K06402076	2	9,620	216	0	0	0	13/19	
急傾斜地の崩壊	峠4	K06402077	0	2,258	74	1	2,938	74	13/19	
急傾斜地の崩壊	峠5	K06402078	1	547	20	0	205	20	13/19	
急傾斜地の崩壊	峠6	K06402079	0	1,146	19	1	703	19	13/19	
急傾斜地の崩壊	峠7	K06402080	1	9,851	73	0	0	0	13/19	
急傾斜地の崩壊	峠8	K06402081	1	2,022	54	0	0	0	13/19	
急傾斜地の崩壊	峠9	K06402082	3	15,285	472	1	18,032	472	13/19	
急傾斜地の崩壊	峠10	K06402083	1	3,254	93	0	6,956	93	13/19	
急傾斜地の崩壊	峠11	K06402084	1	4,350	80	0	0	0	13/19	
急傾斜地の崩壊	峠12	K06402085	1	3,292	54	0	0	0	13/19	

※ 人家戸数は居室を有する建築物の数

※ 延長は自然現象の種類が急傾斜地の崩壊の場合に記入

(様式第1-2号)

## 概 要 書

(警戒区域及び特別警戒区域の面積及び人家戸数一覧表)

市町村名：松川町

自然 現象の 種類	区域の名称	危険箇所 番号	警戒区域			特別警戒区域			図面 番号	備考
			人家	面積	延長	人家	面積	延長		
			戸数	(㎡)	(m)	戸数	(㎡)	(m)		
急傾斜地の崩壊	峠13	K06402086	1	1,858	22	0	0	0	13/19	
急傾斜地の崩壊	峠14	K06402087	0	2,958	63	0	0	0	13/19	
急傾斜地の崩壊	峠15	K06402088	2	4,272	130	0	0	0	13/19	
急傾斜地の崩壊	峠16	K06402089	3	10,641	167	0	0	0	13/19	
急傾斜地の崩壊	峠17	K06402090	2	926	39	0	93	22	13/19	
急傾斜地の崩壊	峠18	K06402091	1	609	24	0	236	24	13/19	
急傾斜地の崩壊	峠19	K06402092	1	4,374	73	0	0	0	13/19	
急傾斜地の崩壊	峠20	K06402093	0	362	21	1	134	21	13/19	
急傾斜地の崩壊	峠21	K06402094	2	4,572	159	0	7,522	159	13/19	
急傾斜地の崩壊	峠22	K06402095	2	615	32	0	584	32	14/19	
急傾斜地の崩壊	峠23	K06402096	1	2,323	69	0	0	0	14/19	
急傾斜地の崩壊	峠24	K06402097	0	934	47	1	367	47	14/19	
急傾斜地の崩壊	峠25	K06402098	1	2,234	65	0	0	0	14/19	
急傾斜地の崩壊	柄山1	K06402099	1	8,762	299	0	14,410	299	14/19	
急傾斜地の崩壊	柄山2	K06402100	0	230	10	0	62	10	14/19	
急傾斜地の崩壊	柄山3	K06402101	0	239	14	1	66	14	14/19	
急傾斜地の崩壊	柄山4	K06402102	2	834	31	0	326	31	14/19	
急傾斜地の崩壊	柄山5	K06402103	0	4,281	120	1	2,480	120	14/19	
急傾斜地の崩壊	柄山6	K06402104	2	17,083	375	4	30,624	375	14/19	
急傾斜地の崩壊	柄山7	K06402105	2	3,980	110	0	5,146	110	14/19	
急傾斜地の崩壊	柄山8	K06402106	0	3,982	109	2	5,747	109	14/19	
急傾斜地の崩壊	柄山9	K06402107	1	2,239	41	2	2,650	41	15/19	

※ 人家戸数は居室を有する建築物の数

※ 延長は自然現象の種類が急傾斜地の崩壊の場合に記入

(様式第1-2号)

## 概 要 書

(警戒区域及び特別警戒区域の面積及び人家戸数一覧表)

市町村名：松川町

自然 現象の 種類	区域の名称	危険箇所 番号	警戒区域			特別警戒区域			図面 番号	備考
			人家 戸数	面積 (㎡)	延長 (m)	人家 戸数	面積 (㎡)	延長 (m)		
急傾斜地の崩壊	柄山10	K06402108	1	5,222	111	1	9,436	111	15/19	
急傾斜地の崩壊	中山111	K06402109	1	1,379	41	0	2,361	41	15/19	
急傾斜地の崩壊	中山11	K06402110	1	8,448	187	0	14,556	187	15/19	
急傾斜地の崩壊	柄山12	K06402111	2	7,151	124	0	0	0	15/19	
急傾斜地の崩壊	柄山13	K06402112	1	4,566	47	0	0	0	15/19	
急傾斜地の崩壊	中山12	K06402113	0	682	28	1	189	28	12/19	
急傾斜地の崩壊	中山13	K06402114	0	728	29	0	187	29	12/19	
急傾斜地の崩壊	中山14	K06402115	1	11,464	135	0	0	0	12/19	
急傾斜地の崩壊	中山15	K06402116	1	1,793	60	0	0	0	12/19	
急傾斜地の崩壊	中山16	K06402117	1	597	24	0	136	24	12/19	
急傾斜地の崩壊	中山17	K06402118	1	11,236	203	0	8,209	203	12/19	
急傾斜地の崩壊	中山18	K06402119	4	7,569	90	0	0	0	12/19	
急傾斜地の崩壊	中山19	K06402120	3	9,518	98	0	0	0	12/19	
急傾斜地の崩壊	中山20	K06402121	1	10,706	107	0	0	0	12/19	
急傾斜地の崩壊	中山21	K06402122	0	818	28	0	421	28	12/19	
急傾斜地の崩壊	中山22	K06402123	1	2,374	59	0	246	14	15/19	
急傾斜地の崩壊	中山23	K06402124	0	950	36	1	405	36	15/19	
急傾斜地の崩壊	中山24	K06402125	1	2,824	107	0	1,618	107	15/19	
急傾斜地の崩壊	中山25	K06402126	1	2,465	69	0	0	0	15/19	
急傾斜地の崩壊	中山26	K06402127	1	1,168	40	0	461	40	15/19	
急傾斜地の崩壊	中山27	K06402128	0	1,587	65	1	466	65	15/19	
急傾斜地の崩壊	中山28	K06402129	1	8,248	222	1	3,726	222	17/19	

※ 人家戸数は居室を有する建築物の数

※ 延長は自然現象の種類が急傾斜地の崩壊の場合に記入

(様式第1-2号)

## 概 要 書

(警戒区域及び特別警戒区域の面積及び人家戸数一覧表)

市町村名：松川町

自然 現象の 種類	区域の名称	危険箇所 番号	警戒区域			特別警戒区域			図面 番号	備考
			人家	面積	延長	人家	面積	延長		
			戸数	(㎡)	(m)	戸数	(㎡)	(m)		
急傾斜地の崩壊	中山29	K06402130	6	13,715	274	4	9,332	274	17/19	
急傾斜地の崩壊	中山30	K06402131	6	23,079	531	0	20,400	531	17/19	
急傾斜地の崩壊	塩倉4	K06402132	0	1,695	32	1	932	32	17/19	
急傾斜地の崩壊	中山31	K06402133	1	2,029	42	0	0	0	17/19	
急傾斜地の崩壊	中山32	K06402134	0	430	19	0	141	19	17/19	
急傾斜地の崩壊	中山33	K06402135	1	242	9	0	57	9	17/19	
急傾斜地の崩壊	長峰1	K06402136	1	711	31	0	319	31	16/19	
急傾斜地の崩壊	長峰2	K06402137	1	4,235	53	0	0	0	16/19	
急傾斜地の崩壊	長峰3	K06402138	1	515	25	0	147	25	16/19	
急傾斜地の崩壊	長峰4	K06402139	1	1,614	25	0	0	0	16/19	
急傾斜地の崩壊	長峰5	K06402140	2	2,119	63	0	0	0	16/19	
急傾斜地の崩壊	長峰6	K06402141	1	791	31	0	217	31	16/19	
急傾斜地の崩壊	長峰7	K06402142	0	443	21	1	71	21	16/19	
急傾斜地の崩壊	長峰8	K06402143	0	585	31	1	187	31	16/19	
急傾斜地の崩壊	長峰9	K06402144	1	1,758	51	0	0	0	16/19	
急傾斜地の崩壊	長峰10	K06402145	2	2,827	89	0	0	0	16/19	
急傾斜地の崩壊	長峰11	K06402146	1	1,604	39	0	0	0	16/19	
急傾斜地の崩壊	長峰12	K06402147	0	10,552	62	0	0	0	16/19	
急傾斜地の崩壊	長峰13	K06402148	0	5,093	133	1	3,266	133	16/19	
急傾斜地の崩壊	長峰14	K06402149	1	11,646	139	0	0	0	16/19	
急傾斜地の崩壊	長峰15	K06402150	1	380	18	0	40	18	16/19	
急傾斜地の崩壊	長峰16	K06402151	0	944	28	1	632	28	16/19	

※ 人家戸数は居室を有する建築物の数

※ 延長は自然現象の種類が急傾斜地の崩壊の場合に記入

(様式第1-2号)

## 概 要 書

(警戒区域及び特別警戒区域の面積及び人家戸数一覧表)

市町村名：松川町

自然 現象の 種類	区域の名称	危険箇所 番号	警戒区域			特別警戒区域			図面 番号	備考
			人家 戸数	面積 (㎡)	延長 (m)	人家 戸数	面積 (㎡)	延長 (m)		
急傾斜地の崩壊	長峰17	K06402152	1	2,200	40	0	0	0	16/19	
急傾斜地の崩壊	長峰18	K06402153	1	5,473	55	0	0	0	16/19	
急傾斜地の崩壊	長峰19	K06402154	1	16,918	94	0	0	0	16/19	
急傾斜地の崩壊	長峰20	K06402155	1	1,114	31	0	0	0	16/19	
急傾斜地の崩壊	間沢1	K06402156	7	23,804	584	0	14,562	543	18/19	
急傾斜地の崩壊	間沢2	K06402157	0	1,689	40	1	905	27	18/19	
急傾斜地の崩壊	間沢3	K06402158	1	440	18	0	0	0	18/19	
急傾斜地の崩壊	間沢4	K06402159	2	2,602	97	2	1,133	97	18/19	
急傾斜地の崩壊	間沢5	K06402160	0	1,277	55	2	526	55	18/19	
急傾斜地の崩壊	間沢6	K06402161	13	25,053	525	0	11,231	343	18/19	
急傾斜地の崩壊	寺沢1	K06402162	2	1,513	45	0	0	0	18/19	
急傾斜地の崩壊	中の村1	K06402163	4	10,741	220	0	623	110	19/19	
急傾斜地の崩壊	中の村2	K06402164	3	4,078	143	0	2,063	143	19/19	
急傾斜地の崩壊	中の村3	K06402165	7	13,088	278	0	2,333	141	19/19	
急傾斜地の崩壊	福沢5	K06402166	10	11,361	266	0	785	43	19/19	
急傾斜地の崩壊	福沢6	K06402167	1	1,106	45	0	474	45	19/19	
急傾斜地の崩壊	大沢北部2	K06402168	1	2,497	38	0	0	0	1/19	
急傾斜地の崩壊	大沢北部3	K06402169	1	1,857	61	0	0	0	1/19	
急傾斜地の崩壊	大沢北部4	K06402170	1	1,853	46	0	0	0	1/19	
急傾斜地の崩壊	町谷2	K06402171	0	4,541	71	1	2,245	71	2/19	
急傾斜地の崩壊	櫻原	K06402172	1	3,256	91	0	0	0	2/19	
急傾斜地の崩壊	桑園南部3	K06402173	3	5,673	159	0	0	0	3/19	

※ 人家戸数は居室を有する建築物の数

※ 延長は自然現象の種類が急傾斜地の崩壊の場合に記入

(様式第1-2号)

## 概 要 書

(警戒区域及び特別警戒区域の面積及び人家戸数一覧表)

市町村名：松川町

自然 現象の 種類	区域の名称	危険箇所 番号	警戒区域			特別警戒区域			図面 番号	備考
			人家	面積	延長	人家	面積	延長		
			戸数	(㎡)	(m)	戸数	(㎡)	(m)		
急傾斜地の崩壊	大島南部	K06402174	1	2,336	102	0	947	102	3/19	
急傾斜地の崩壊	名子北部3	K06402175	0	1,082	50	0	681	50	4/19	
急傾斜地の崩壊	名子北部4	K06402176	0	744	25	12	324	25	4/19	
急傾斜地の崩壊	名子北部5	K06402177	1	3,259	118	2	1,813	118	4/19	
急傾斜地の崩壊	原田1	K06402178	4	5,391	150	0	2,860	150	5/19	
急傾斜地の崩壊	原田2	K06402179	1	2,895	120	1	838	120	5/19	
急傾斜地の崩壊	諏訪形	K06402180	0	1,215	44	1	367	44	6/19	
急傾斜地の崩壊	城4	K06402181	1	2,273	61	0	1,920	61	6/19	
急傾斜地の崩壊	城5	K06402182	1	9,444	243	0	5,630	243	6/19	
急傾斜地の崩壊	城6	K06402183	0	1,761	57	0	878	57	6/19	
急傾斜地の崩壊	大栢	K06402184	0	2,102	75	1	810	75	5/19	
急傾斜地の崩壊	大栢南	K06402185	16	7,756	279	2	2,184	279	5/19	
急傾斜地の崩壊	新井北部4	K06402186	1	4,260	163	0	2,211	163	7/19	
急傾斜地の崩壊	松川2	K06402187	1	4,138	139	0	1,720	139	7/19	
急傾斜地の崩壊	新井南部5	K06402188	0	4,175	111	0	0	0	8/19	
急傾斜地の崩壊	新井南部6	K06402189	2	7,341	185	0	0	0	8/19	
急傾斜地の崩壊	古町中部3	K06402190	1	4,596	181	0	146	51	9/19	
急傾斜地の崩壊	古町南部2	K06402191	3	19,082	392	2	16,059	392	9/19	
急傾斜地の崩壊	古町中部4	K06402192	1	8,130	140	0	4,840	140	9/19	
急傾斜地の崩壊	古町中部5	K06402193	0	3,960	122	1	2,186	122	9/19	
急傾斜地の崩壊	古町中部6	K06402194	2	6,236	190	4	3,252	190	9/19	
急傾斜地の崩壊	古町中部7	K06402195	2	12,538	260	0	7,193	260	9/19	

※ 人家戸数は居室を有する建築物の数

※ 延長は自然現象の種類が急傾斜地の崩壊の場合に記入

(様式第1-2号)

## 概 要 書

(警戒区域及び特別警戒区域の面積及び人家戸数一覧表)

市町村名：松川町

自然 現象の 種類	区域の名称	危険箇所 番号	警戒区域			特別警戒区域			図面 番号	備考
			人家	面積	延長	人家	面積	延長		
			戸数	(㎡)	(m)	戸数	(㎡)	(m)		
急傾斜地の崩壊	南方4	K06402196	0	777	25	1	393	25	9/19	
急傾斜地の崩壊	南方5	K06402197	1	905	38	3	252	38	9/19	
急傾斜地の崩壊	南方6	K06402198	5	7,773	204	1	7,742	204	9/19	
急傾斜地の崩壊	南方7	K06402199	0	1,770	40	0	0	0	9/19	
急傾斜地の崩壊	南方8	K06402200	2	5,376	100	0	5,726	100	9/19	
急傾斜地の崩壊	南方9	K06402201	0	222	12	0	66	12	9/19	
急傾斜地の崩壊	部奈1	K06402202	2	17,481	280	0	19,521	280	10/19	
急傾斜地の崩壊	部奈2	K06402203	1	22,145	120	0	0	0	10/19	
急傾斜地の崩壊	部奈3	K06402204	1	5,480	104	0	3,306	104	10/19	
急傾斜地の崩壊	部奈4	K06402205	2	29,358	226	0	0	0	10/19	
急傾斜地の崩壊	部奈5	K06402206	1	4,368	93	0	0	0	10/19	
急傾斜地の崩壊	部奈6	K06402207	1	2,625	98	0	0	0	10/19	
急傾斜地の崩壊	部奈7	K06402208	2	5,269	114	0	0	0	10/19	
急傾斜地の崩壊	部奈8	K06402209	2	16,855	244	0	0	0	11/19	
急傾斜地の崩壊	部奈9	K06402210	1	17,934	199	0	0	0	11/19	
急傾斜地の崩壊	部奈10	K06402211	0	1,039	24	0	0	0	11/19	
急傾斜地の崩壊	部奈11	K06402212	0	2,772	60	1	1,691	60	11/19	
急傾斜地の崩壊	中山34	K06402213	1	2,124	84	0	850	84	11/19	
急傾斜地の崩壊	中山35	K06402214	1	2,562	48	0	0	0	11/19	
急傾斜地の崩壊	中山36	K06402215	1	1,639	35	0	982	35	11/19	
急傾斜地の崩壊	中山37	K06402216	1	957	34	0	677	34	11/19	
急傾斜地の崩壊	中山38	K06402217	1	2,992	71	0	0	0	11/19	

※ 人家戸数は居室を有する建築物の数

※ 延長は自然現象の種類が急傾斜地の崩壊の場合に記入



(様式第1-2号)

## 概 要 書

(警戒区域及び特別警戒区域の面積及び人家戸数一覧表)

市町村名：松川町

自然 現象の 種類	区域の名称	危険箇所 番号	警戒区域			特別警戒区域			図面 番号	備考
			人家	面積	延長	人家	面積	延長		
			戸数	(㎡)	(m)	戸数	(㎡)	(m)		
急傾斜地の崩壊	中山39	K06402218	1	1,024	27	0	550	27	12/19	
急傾斜地の崩壊	中山40	K06402219	1	2,689	67	0	1,984	67	12/19	
急傾斜地の崩壊	中山41	K06402220	0	1,340	63	1	351	63	12/19	
急傾斜地の崩壊	中山42	K06402221	2	6,863	132	0	4,071	132	12/19	
急傾斜地の崩壊	中山43	K06402222	1	1,589	43	0	0	0	12/19	
急傾斜地の崩壊	中山44	K06402223	1	4,159	47	0	0	0	12/19	
急傾斜地の崩壊	中山45	K06402224	0	658	23	1	259	23	12/19	
急傾斜地の崩壊	中山46	K06402225	1	868	22	0	0	0	12/19	
急傾斜地の崩壊	中山47	K06402226	1	1,245	31	0	0	0	12/19	
急傾斜地の崩壊	中山48	K06402227	1	8,649	125	0	0	0	12/19	
急傾斜地の崩壊	中山49	K06402228	1	3,543	72	0	0	0	17/19	
急傾斜地の崩壊	中山50	K06402229	1	1,328	40	0	0	0	17/19	
急傾斜地の崩壊	中山51	K06402230	0	8,368	159	3	7,097	159	12/19	
急傾斜地の崩壊	中山52	K06402231	0	4,702	98	1	3,302	98	12/19	
急傾斜地の崩壊	中山53	K06402232	1	4,707	55	0	2,309	55	12/19	
急傾斜地の崩壊	中山54	K06402233	1	880	34	0	0	0	12/19	
急傾斜地の崩壊	中山55	K06402234	2	7,989	214	0	6,017	214	12/19	
急傾斜地の崩壊	中山56	K06402235	0	2,571	37	1	1,201	37	12/19	
急傾斜地の崩壊	中山57	K06402236	0	1,300	57	1	399	57	12/19	
急傾斜地の崩壊	中山58	K06402237	1	4,639	110	0	0	0	12/19	
急傾斜地の崩壊	中山59	K06402238	1	3,049	96	0	2,634	96	12/19	
急傾斜地の崩壊	中山60	K06402239	0	2,464	58	0	732	58	12/19	

※ 人家戸数は居室を有する建築物の数

※ 延長は自然現象の種類が急傾斜地の崩壊の場合に記入

(様式第1-2号)

## 概 要 書

(警戒区域及び特別警戒区域の面積及び人家戸数一覧表)

市町村名：松川町

自然 現象の 種類	区域の名称	危険箇所 番号	警戒区域			特別警戒区域			図面 番号	備考
			人家	面積	延長	人家	面積	延長		
			戸数	(㎡)	(m)	戸数	(㎡)	(m)		
急傾斜地の崩壊	中山61	K06402240	1	2,023	51	0	0	0	12/19	
急傾斜地の崩壊	中山62	K06402241	1	6,105	68	0	4,696	68	12/19	
急傾斜地の崩壊	中山63	K06402242	2	1,976	60	0	0	0	12/19	
急傾斜地の崩壊	中山64	K06402243	0	917	35	0	266	35	12/19	
急傾斜地の崩壊	中山65	K06402244	1	6,916	122	0	0	0	12/19	
急傾斜地の崩壊	中山66	K06402245	0	1,195	53	1	599	53	12/19	
急傾斜地の崩壊	中山67	K06402246	1	1,606	49	0	1,420	49	12/19	
急傾斜地の崩壊	中山68	K06402247	1	1,128	48	0	933	48	12/19	
急傾斜地の崩壊	中山69	K06402248	1	7,652	134	0	3,205	134	12/19	
急傾斜地の崩壊	峠26	K06402249	2	2,551	45	1	2,006	45	13/19	
急傾斜地の崩壊	峠27	K06402250	2	1,969	80	0	1,340	80	13/19	
急傾斜地の崩壊	峠28	K06402251	2	5,877	111	0	6,284	111	13/19	
急傾斜地の崩壊	峠29	K06402252	1	512	22	0	175	22	13/19	
急傾斜地の崩壊	峠30	K06402253	1	5,114	31	0	0	0	13/19	
急傾斜地の崩壊	峠31	K06402254	1	3,612	66	1	1,997	66	13/19	
急傾斜地の崩壊	峠32	K06402255	1	1,334	43	0	0	0	13/19	
急傾斜地の崩壊	峠33	K06402256	1	1,320	45	0	0	0	13/19	
急傾斜地の崩壊	峠34	K06402257	1	927	41	0	590	41	13/19	
急傾斜地の崩壊	峠35	K06402258	3	6,046	212	0	5,629	212	13/19	
急傾斜地の崩壊	峠36	K06402259	2	2,475	46	0	0	0	14/19	
急傾斜地の崩壊	峠37	K06402260	2	1,947	60	0	0	0	14/19	
急傾斜地の崩壊	峠38	K06402261	2	12,151	246	0	13,347	246	14/19	

※ 人家戸数は居室を有する建築物の数

※ 延長は自然現象の種類が急傾斜地の崩壊の場合に記入

(様式第1-2号)

## 概 要 書

(警戒区域及び特別警戒区域の面積及び人家戸数一覧表)

市町村名：松川町

自然 現象の 種類	区域の名称	危険箇所 番号	警戒区域			特別警戒区域			図面 番号	備考
			人家	面積	延長	人家	面積	延長		
			戸数	(㎡)	(m)	戸数	(㎡)	(m)		
急傾斜地の崩壊	峠39	K06402262	0	843	32	1	290	32	13/19	
急傾斜地の崩壊	峠40	K06402263	1	2,528	52	0	0	0	13/19	
急傾斜地の崩壊	峠41	K06402264	4	4,063	130	0	2,715	130	13/19	
急傾斜地の崩壊	峠42	K06402265	2	5,684	64	0	0	0	13/19	
急傾斜地の崩壊	峠43	K06402266	0	1,602	45	1	871	45	13/19	
急傾斜地の崩壊	峠44	K06402267	1	1,327	50	0	1,058	50	13/19	
急傾斜地の崩壊	峠45	K06402268	1	4,823	49	0	0	0	13/19	
急傾斜地の崩壊	峠46	K06402269	1	1,300	40	0	0	0	13/19	
急傾斜地の崩壊	峠47	K06402270	0	1,218	30	1	568	30	13/19	
急傾斜地の崩壊	峠48	K06402271	0	139	11	1	41	11	13/19	
急傾斜地の崩壊	峠49	K06402272	1	7,411	78	0	0	0	13/19	
急傾斜地の崩壊	峠50	K06402273	1	9,527	111	0	7,051	111	14/19	
急傾斜地の崩壊	峠51	K06402274	1	5,907	110	0	6,414	110	14/19	
急傾斜地の崩壊	峠52	K06402275	1	2,146	48	0	1,181	48	14/19	
急傾斜地の崩壊	峠53	K06402276	1	1,596	56	0	146	56	14/19	
急傾斜地の崩壊	峠54	K06402277	0	2,013	55	0	1,523	55	14/19	
急傾斜地の崩壊	峠55	K06402278	2	5,351	110	0	1,937	110	14/19	
急傾斜地の崩壊	峠56	K06402279	1	4,686	83	0	3,671	83	14/19	
急傾斜地の崩壊	柄山15	K06402280	1	4,463	95	1	3,048	95	14/19	
急傾斜地の崩壊	柄山16	K06402281	1	1,130	25	0	601	25	14/19	
急傾斜地の崩壊	柄山17	K06402282	0	1,083	42	1	897	42	14/19	
急傾斜地の崩壊	柄山18	K06402283	0	2,436	46	1	2,016	46	14/19	

※ 人家戸数は居室を有する建築物の数

※ 延長は自然現象の種類が急傾斜地の崩壊の場合に記入

(様式第1-2号)

## 概 要 書

(警戒区域及び特別警戒区域の面積及び人家戸数一覧表)

市町村名：松川町

自然 現象の 種類	区域の名称	危険箇所 番号	警戒区域			特別警戒区域			図面 番号	備考
			人家	面積	延長	人家	面積	延長		
			戸数	(㎡)	(m)	戸数	(㎡)	(m)		
急傾斜地の崩壊	柄山19	K06402284	2	4,289	102	0	3,207	102	14/19	
急傾斜地の崩壊	柄山20	K06402285	1	1,270	54	0	3,036	54	14/19	
急傾斜地の崩壊	柄山21	K06402286	0	725	36	1	164	36	14/19	
急傾斜地の崩壊	柄山22	K06402287	0	602	30	1	167	30	14/19	
急傾斜地の崩壊	柄山23	K06402288	0	2,632	55	0	2,560	55	15/19	
急傾斜地の崩壊	柄山24	K06402289	0	2,693	89	1	1,421	89	15/19	
急傾斜地の崩壊	柄山25	K06402290	1	2,927	35	0	0	0	15/19	
急傾斜地の崩壊	柄山26	K06402291	0	598	28	1	149	28	15/19	
急傾斜地の崩壊	柄山27	K06402292	0	1,307	40	0	0	0	15/19	
急傾斜地の崩壊	柄山28	K06402293	0	2,898	52	1	2,317	52	15/19	
急傾斜地の崩壊	柄山29	K06402294	1	2,252	74	0	3,990	74	15/19	
急傾斜地の崩壊	柄山30	K06402295	2	3,867	116	0	7,092	116	15/19	
急傾斜地の崩壊	柄山31	K06402296	0	846	15	0	0	0	15/19	
急傾斜地の崩壊	柄山32	K06402297	1	2,511	82	1	1,268	82	15/19	
急傾斜地の崩壊	柄山33	K06402298	2	17,917	202	0	31,624	202	15/19	
急傾斜地の崩壊	中山70	K06402299	1	371	22	0	0	0	15/19	
急傾斜地の崩壊	中山71	K06402300	1	717	27	0	0	0	12/19	
急傾斜地の崩壊	中山72	K06402301	2	1,819	63	0	0	0	12/19	
急傾斜地の崩壊	中山73	K06402302	1	1,490	43	0	0	0	15/19	
急傾斜地の崩壊	中山74	K06402303	2	2,886	49	0	0	0	15/19	
急傾斜地の崩壊	中山75	K06402304	1	7,687	122	0	0	0	15/19	
急傾斜地の崩壊	中山76	K06402305	1	1,289	33	0	0	0	15/19	

※ 人家戸数は居室を有する建築物の数

※ 延長は自然現象の種類が急傾斜地の崩壊の場合に記入

(様式第1-2号)

## 概 要 書

(警戒区域及び特別警戒区域の面積及び人家戸数一覧表)

市町村名：松川町

自然 現象の 種類	区域の名称	危険箇所 番号	警戒区域			特別警戒区域			図面 番号	備考
			人家 戸数	面積 (㎡)	延長 (m)	人家 戸数	面積 (㎡)	延長 (m)		
急傾斜地の崩壊	中山77	K06402306	3	7,499	125	0	0	0	15/19	
急傾斜地の崩壊	中山78	K06402307	1	7,186	83	0	0	0	15/19	
急傾斜地の崩壊	中山79	K06402308	1	2,945	83	0	3,991	83	15/19	
急傾斜地の崩壊	中山80	K06402309	2	8,360	160	0	5,348	160	15/19	
急傾斜地の崩壊	中山81	K06402310	1	3,936	81	0	6,557	81	12/19	
急傾斜地の崩壊	中山82	K06402311	0	1,278	58	1	409	58	12/19	
急傾斜地の崩壊	中山83	K06402312	1	2,350	51	0	0	0	12/19	
急傾斜地の崩壊	中山84	K06402313	0	556	30	1	188	30	12/19	
急傾斜地の崩壊	中山85	K06402314	1	2,126	53	0	0	0	12/19	
急傾斜地の崩壊	中山86	K06402315	1	1,286	23	0	0	0	12/19	
急傾斜地の崩壊	中山87	K06402316	0	385	20	1	106	20	12/19	
急傾斜地の崩壊	中山88	K06402317	0	1,560	56	1	790	56	12/19	
急傾斜地の崩壊	中山89	K06402318	1	437	20	0	0	0	12/19	
急傾斜地の崩壊	中山90	K06402319	1	750	32	0	0	0	12/19	
急傾斜地の崩壊	中山91	K06402320	1	3,766	74	0	0	0	12/19	
急傾斜地の崩壊	中山92	K06402321	0	1,286	25	1	840	25	15/19	
急傾斜地の崩壊	中山93	K06402322	1	1,281	40	0	632	40	15/19	
急傾斜地の崩壊	中山94	K06402323	1	1,819	53	0	0	0	15/19	
急傾斜地の崩壊	中山95	K06402324	0	630	33	1	287	33	15/19	
急傾斜地の崩壊	中山96	K06402325	1	521	21	0	143	21	15/19	
急傾斜地の崩壊	中山97	K06402326	1	1,504	36	0	0	0	15/19	
急傾斜地の崩壊	中山98	K06402327	1	1,824	43	0	0	0	15/19	

※ 人家戸数は居室を有する建築物の数

※ 延長は自然現象の種類が急傾斜地の崩壊の場合に記入

(様式第1-2号)

## 概 要 書

(警戒区域及び特別警戒区域の面積及び人家戸数一覧表)

市町村名：松川町

自然 現象の 種類	区域の名称	危険箇所 番号	警戒区域			特別警戒区域			図面 番号	備考
			人家 戸数	面積 (㎡)	延長 (m)	人家 戸数	面積 (㎡)	延長 (m)		
急傾斜地の崩壊	中山99	K06402328	0	1,049	42	0	0	0	15/19	
急傾斜地の崩壊	中山100	K06402329	2	4,135	81	0	0	0	15/19	
急傾斜地の崩壊	中山101	K06402330	0	1,210	40	0	461	40	15/19	
急傾斜地の崩壊	中山102	K06402331	0	888	40	1	237	40	15/19	
急傾斜地の崩壊	中山103	K06402332	1	6,698	105	0	4,392	105	15/19	
急傾斜地の崩壊	中山104	K06402333	1	1,120	45	0	479	45	15/19	
急傾斜地の崩壊	中山105	K06402334	4	4,132	89	1	1,964	89	17/19	
急傾斜地の崩壊	中山106	K06402335	4	5,098	106	0	6,087	106	17/19	
急傾斜地の崩壊	中山107	K06402336	0	3,413	80	1	1,688	80	17/19	
急傾斜地の崩壊	中山108	K06402337	0	6,344	200	1	3,668	200	17/19	
急傾斜地の崩壊	中山109	K06402338	0	389	20	1	114	20	17/19	
急傾斜地の崩壊	中山110	K06402339	1	8,228	110	0	0	0	17/19	
急傾斜地の崩壊	長峰21	K06402340	1	4,135	57	0	0	0	16/19	
急傾斜地の崩壊	長峰22	K06402341	0	464	24	0	129	24	16/19	
急傾斜地の崩壊	長峰23	K06402342	1	2,820	76	0	2,258	76	16/19	
急傾斜地の崩壊	長峰24	K06402343	1	2,407	46	0	0	0	16/19	
急傾斜地の崩壊	長峰25	K06402344	1	2,207	66	0	0	0	16/19	
急傾斜地の崩壊	長峰26	K06402345	1	16,385	151	0	26,644	151	16/19	
急傾斜地の崩壊	長峰27	K06402346	1	5,780	60	0	0	0	16/19	
急傾斜地の崩壊	長峰28	K06402347	1	708	32	0	253	32	16/19	
急傾斜地の崩壊	長峰29	K06402348	0	513	25	0	164	25	16/19	
急傾斜地の崩壊	長峰30	K06402349	1	1,286	47	0	471	47	16/19	

※ 人家戸数は居室を有する建築物の数

※ 延長は自然現象の種類が急傾斜地の崩壊の場合に記入

(様式第1-2号)

## 概 要 書

(警戒区域及び特別警戒区域の面積及び人家戸数一覧表)

市町村名：松川町

自然 現象の 種類	区域の名称	危険箇所 番号	警戒区域			特別警戒区域			図面 番号	備考
			人家	面積	延長	人家	面積	延長		
			戸数	(㎡)	(m)	戸数	(㎡)	(m)		
急傾斜地の崩壊	長峰31	K06402350	1	2,118	54	0	0	0	16/19	
急傾斜地の崩壊	長峰32	K06402351	0	1,080	18	0	0	0	16/19	
急傾斜地の崩壊	長峰33	K06402352	0	743	24	1	58	24	16/19	
急傾斜地の崩壊	長峰34	K06402353	0	956	44	1	221	44	16/19	
急傾斜地の崩壊	長峰35	K06402354	1	3,175	58	0	0	0	16/19	
急傾斜地の崩壊	長峰36	K06402355	3	3,427	60	0	2,983	60	16/19	
急傾斜地の崩壊	長峰37	K06402356	1	1,961	30	0	0	0	16/19	
急傾斜地の崩壊	長峰38	K06402357	0	418	20	1	64	20	16/19	
急傾斜地の崩壊	長峰39	K06402358	1	1,164	23	0	0	0	16/19	
急傾斜地の崩壊	長峰40	K06402359	2	9,651	100	0	13,759	100	16/19	
急傾斜地の崩壊	長峰41	K06402360	1	3,205	87	0	0	0	16/19	
急傾斜地の崩壊	長峰42	K06402361	1	1,208	30	0	0	0	16/19	
急傾斜地の崩壊	長峰43	K06402362	0	718	30	1	255	30	16/19	
急傾斜地の崩壊	長峰44	K06402363	1	935	46	0	643	46	16/19	
急傾斜地の崩壊	長峰45	K06402364	1	460	18	0	0	0	16/19	
急傾斜地の崩壊	長峰46	K06402365	2	2,677	90	0	2,900	90	16/19	
急傾斜地の崩壊	長峰47	K06402366	2	2,151	90	0	1,594	90	16/19	
急傾斜地の崩壊	長峰48	K06402367	1	1,092	35	0	0	0	16/19	
急傾斜地の崩壊	長峰49	K06402368	1	1,018	40	0	0	0	16/19	
急傾斜地の崩壊	長峰50	K06402369	0	4,373	25	0	0	0	16/19	
急傾斜地の崩壊	長峰51	K06402370	1	5,542	52	0	0	0	16/19	
急傾斜地の崩壊	長峰52	K06402371	1	8,595	115	0	10,888	115	16/19	

※ 人家戸数は居室を有する建築物の数

※ 延長は自然現象の種類が急傾斜地の崩壊の場合に記入

(様式第1-2号)

## 概 要 書

(警戒区域及び特別警戒区域の面積及び人家戸数一覧表)

市町村名：松川町

自然 現象の 種類	区域の名称	危険箇所 番号	警戒区域			特別警戒区域			図面 番号	備考
			人家 戸数	面積 (㎡)	延長 (m)	人家 戸数	面積 (㎡)	延長 (m)		
急傾斜地の崩壊	長峰53	K06402372	1	925	55	0	1,572	55	16/19	
急傾斜地の崩壊	長峰54	K06402373	0	746	35	1	72	35	16/19	
急傾斜地の崩壊	塩倉5	K06402374	1	5,561	50	0	0	0	17/19	
急傾斜地の崩壊	塩倉6	K06402375	2	7,685	112	1	5,331	112	17/19	
急傾斜地の崩壊	塩倉7	K06402376	0	245	12	1	14	12	17/19	
急傾斜地の崩壊	塩倉8	K06402377	1	4,133	45	0	0	0	17/19	
急傾斜地の崩壊	塩倉9	K06402378	1	989	32	0	0	0	17/19	
急傾斜地の崩壊	塩倉10	K06402379	1	2,879	44	0	1,572	44	17/19	
急傾斜地の崩壊	塩倉11	K06402380	0	656	32	1	182	32	17/19	
急傾斜地の崩壊	塩倉12	K06402381	1	2,914	64	0	1,807	64	17/19	
急傾斜地の崩壊	塩倉13	K06402382	0	5,064	127	1	3,058	127	17/19	
急傾斜地の崩壊	塩倉14	K06402383	0	363	16	1	23	16	17/19	
急傾斜地の崩壊	塩倉15	K06402384	1	2,089	47	0	0	0	17/19	
急傾斜地の崩壊	塩倉16	K06402385	1	2,395	45	0	0	0	17/19	
急傾斜地の崩壊	塩倉17	K06402386	0	801	32	1	192	32	17/19	
急傾斜地の崩壊	塩倉18	K06402387	0	580	30	1	127	30	17/19	
急傾斜地の崩壊	塩倉19	K06402388	1	1,998	58	0	921	58	17/19	
急傾斜地の崩壊	塩倉20	K06402389	0	436	27	1	83	27	17/19	
急傾斜地の崩壊	寺沢2	K06402390	2	1,429	60	0	0	0	18/19	
急傾斜地の崩壊	寺沢3	K06402391	1	270	12	0	0	0	18/19	
急傾斜地の崩壊	寺沢4	K06402392	1	2,167	96	1	712	96	19/19	
急傾斜地の崩壊	中の村4	K06402393	1	1,820	70	0	559	70	19/19	

※ 人家戸数は居室を有する建築物の数

※ 延長は自然現象の種類が急傾斜地の崩壊の場合に記入





# 資料 19-6 概要書（土石流）

(様式第1-2号)

## 概 要 書

(警戒区域及び特別警戒区域の面積及び人家戸数一覧表)

市町村名：松川町

自然現象の種類	区域の名称	危険箇所番号	警戒区域			特別警戒区域			図面番号	備考
			人家戸数	面積(m <sup>2</sup> )	延長(m)	人家戸数	面積(m <sup>2</sup> )	延長(m)		
土石流	境の沢川	D06-402-001	0	10,439		0	4,083		1	
土石流	弥太沢川	D06-402-002	1,225	4,470,567		0	2,770		1,2,3	
土石流	下垣外沢	D06-402-003	4	32,040		0	0		2	
土石流	清水洞	D06-402-004	9	27,714		0	277		2	
土石流	赤坂洞	D06-402-005	29	50,884		0	0		2	
土石流	唐沢川	D06-402-006	27	51,791		0	0		2	
土石流	城北川	D06-402-007	53	43,397		0	2,902		2	
土石流	姥懐沢	D06-402-008	11	183,617		0	0		4	
土石流	御堂ヶ入沢	D06-402-009	22	250,587		0	105		4	
土石流	宮ヶ洞沢	D06-402-010	13	262,015		0	40		4	
土石流	雨沢川	D06-402-011	28	158,797		0	0		4	
土石流	ゴウシャノ洞	D06-402-012	4	40,203		0	861		4	
土石流	保谷沢川(2)	D06-402-013	2	33,327		0	68		4	
土石流	保谷沢川(1)	D06-402-014	1	23,668		0	0		4	
土石流	中の入川	D06-402-015	14	213,279		0	0		4	
土石流	保谷沢川(3)	D06-402-016	26	67,936		0	0		5	
土石流	小渋ダム西の沢	D06-402-017	1	6,494		0	202		8	
土石流	湯の沢	D06-402-018	2	11,632		0	159		6	
土石流	溝沢	D06-402-019	3	16,120		0	106		7	
土石流	福沢川	D06-402-020	10	10,759		0	0		6	
土石流	中の村沢(1)	D06-402-021	13	60,645		0	0		6	
土石流	中の村沢(2)	D06-402-022	23	101,705		0	24		6	
土石流	中の村沢(3)	D06-402-023	22	82,234		0	156		6	
土石流	宮沢川	D06-402-024	6	28,042		0	0		6	
土石流	寺沢川	D06-402-025	15	32,543		0	103		6	

※ 人家戸数は居室を有する建築物の数

※ 延長は自然現象の種類が急傾斜地の崩壊の場合に記入



# 資料 19-7 平成 24 年度 重要水防箇所一覽表

## 平成24年度 重要水防箇所一覽表

重要度 ランク	番号	河川名	予想される状況	左右岸 の別	位置 距離標	位置 地先名	延長(m)	水防対策工法	摘要
重点	3	天竜川	水衝洗掘	左	158.4k+00m~158.6k-25m	松川町生田	170	ブロック投入、 蛇籠布せ	A-9,A-10,B-31
A	9	天竜川	堤防断面	左	158.4k+0m~159.2k+70m	松川町生田	860		
A	10	天竜川	水衝洗掘	左	158.4k+00m~158.6k-25m	松川町生田	170	蛇籠布せ	
A	11	天竜川	水衝洗掘	左	160.4k+90m~160.6k+9m	松川町生田	110	蛇籠布せ	
A	53	天竜川	堤防断面	右	158.6k+0m~159.6k+0m	松川町元大島	980		
A	54	天竜川	水衝洗掘	右	159.6k+61m~159.8k+0m	松川町元大島	220	蛇籠布せ	
A	55	天竜川	水衝洗掘	右	159.8k+130m~160.0k+92m	松川町元大島	220	蛇籠布せ	
A	56	天竜川	堤防断面	右	160.0k+100m~160.8k+0m	松川町元大島	620		
A	57	天竜川	水衝洗掘	右	160.8k+167m~161.0k+132m	松川町元大島	160	蛇籠布せ	
A	58	天竜川	堤防高	右	161.4k+200m~161.8k-7m	松川町鶴部	270	積土のう	
B	31	天竜川	堤防高	左	158.4k+0m~158.8k+125m	松川町生田	540	積土のう	
B	32	天竜川	法崩れスベリ	左	158.8k+40m~159.2k+70m	松川町生田	400	積土のう	
B	33	天竜川	法崩れスベリ	左	159.4k+51m~159.6k+61m	松川町生田	200	積土のう	
B	34	天竜川	法崩れスベリ	左	159.6k+61m~160.4k+50m	松川町生田	780	積土のう	
B	35	天竜川	堤防高	左	160.4k+50m~160.6k+70m	松川町生田	210	積土のう	
B	115	天竜川	堤防高	右	158.6k+0m~158.8k-74m	松川町古町	180		霞堤
B	116	天竜川	法崩れスベリ	右	158.6k+180m~159.2k+137m	松川町元大島	570	積土のう	
B	117	天竜川	堤防断面	右	159.6k+0m~160.0k+100m	松川町元大島	620		
B	118	天竜川	堤防高	右	160.0k+100m~161.4k-15m	松川町元大島	1100	積土のう	
B	119	天竜川	水衝洗掘	右	161.0k+132m~161.4k-35m	松川町元大島	140	蛇籠布せ	
B	120	天竜川	水衝洗掘	右	161.6k+55m~161.6k+105m	松川町鶴部	50	蛇籠布せ	
B	1	天竜川	工作物	左右	160.6k+70m	松川町生田・元大島		積土のう	宮ヶ瀬橋

資料 19-8 平成 24 年度 重要水防箇所点検表

H24重要水防区域点検表

飯田建設事務所

水防管理 団体名	河川名	河川 管理者名	河川の 種別	左右岸 の別	警戒の 度合	延長 (m)	箇所数	場所(目標)	予想される 水位(m)	区分と 予想される危険	水防工法	点検実施日	点検実施結果
松川町	松川	県	一級	左右	A	90	1	大井取入付近	2.5	護岸等の決壊	木流し		
	松川	県	一級	左右	A	80	1	下小松川橋上	2.5	堤防余裕高不足 護岸等の決壊	積土のう 蛇籠布せ		
	野岩川	県	一級	左	A	100	1	相の沢	1.5	堤防余裕高不足 護岸等の決壊	積土のう 蛇籠布せ		
				右	A	100	1						
	野岩川	県	一級	左	A	48	1	古町前河原	1.5	堤防余裕高不足 越水	積土のう		
				右	A	48	1						
	唐沢川	県	一級	右	A	30	1	老人センター横	2.0	護岸等の決壊 決壊	木流し		
	唐沢川	県	一級	左	A	5	1	名北	2.0	決壊	木流し		
				右	A	5	1						
	福沢川	県	一級	左	A	10	1	八丁田	2.0	河岸洗掘	木流し		
	境の沢川	県	一級	右	A	15	1	洞(1)	2.0	決壊	木流し		
境の沢川	県	一級	右	A	30	1	洞(2)	2.0	決壊	木流し			
境の沢川	県	一級	右	B	130	1	沢	2.0	決壊	木流し			
保谷沢川	県	一級	左	A	325	1	大高日下	1.5	決壊	木流し			
			右	A	315	1							

## 資料 19-9 大規模土砂災害等に備えた相互協力に関する協定

国土交通省中部地方整備局天竜川上流河川事務所（以下「甲」という。）と長野県松川町（以下「乙」という。）は、双方の行政区域内における大規模土砂災害等に備えた相互協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模土砂災害等の発生時における減災活動や災害対応等を円滑に進めるため、甲と乙が相互に協力することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲は、大規模土砂災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合に行う次の要務に関し、乙に対する協力をを行うものとする。

- (1) 警戒・避難情報等の発令
- (2) 災害対策資機材の提供
- (3) 大規模土砂災害時等の防災体制の確立

（体制）

第3条 甲と乙は、前条に規定する協力体制の推進に当たって検討会を設置し、情報交換を行うものとする。

- 2 前項の検討会は、毎年度当初に定例会を開催し、「大規模土砂災害等の発生時における地域連携マニュアル」の更新、見直しを行うものとする。

（協定の期間）

第4条 この協定の期間は、平成23年3月10日から平成28年3月31日までとする。

- 2 期間満了の1か月前までに甲、乙いずれからも申し出のないときは、引き続き同一条件をもって5年間延長し、以後も同様とする。

（疑義の決定）

第5条 本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲及び乙の双方が協議の上、これを定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙が記名捺印の上、それぞれ1通を保有する。

平成23年3月10日

(甲) 長野県駒ヶ根市上穂南7番10号  
国土交通省中部地方整備局  
天竜川上流河川事務所  
所 長 草 野 慎 一 印

(乙) 長野県下伊那郡松川町元大島3823番地  
長野県下伊那郡松川町  
町 長 竜 口 文 昭 印

## 資料 19-10 「大規模土砂災害等に備えた相互協力に関する協定」に基づく検討会について

上記協定第3条に記した「検討会」については、「飯田・下伊那地域における大規模土砂災害対策検討会」規約によるものとする。

# 資料 19-11 飯田・下伊那地域における大規模土砂災害対策 検討会

## 規 約

### 第1章 総則

#### 第一条（名称）

本会は、「飯田・下伊那地域における大規模土砂災害対策検討会」（以下、「検討会」という）と称する。

#### 第二条（組織）

この検討会は、飯田・下伊那地域において、大規模な土砂災害が発生した場合に、災害対策基本法（以下「災対法」という）、砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という）に基づき、土砂災害から国土並びに国民の生命、身体及び財産を保護するために必要と考えられる災害防禦活動を、平常時、災害発生時、緊急・応急対応時、恒久対策時の各段階において実施する国および地方公共団体の関係機関をもって組織する。

### 第2章 目的及び業務

#### 第三条（目的）

この検討会は、飯田・下伊那地域において大規模な土砂災害が発生した場合においても、関係機関が適切に連携し、迅速かつ適切な災害防禦活動を実施することを可能とする施策に関して提言することを目的とし、関係各機関が実施する災害防禦活動を円滑かつ的確に実施するための相互連携体制構築に必要な事項について、関係行政機関間で事前に協議、調整するものとする。

#### 第四条（業務）

この検討会は、前条の目的を達成するために以下に掲げる業務を行う。

- (1) 至近年において飯田・下伊那地域で発生した大規模な土砂災害の実態に関する情報交換
- (2) 至近年において飯田・下伊那地域で大規模な土砂災害が発生した際に関係各機関が実施した災害防禦活動に関する情報交換
- (3) 飯田・下伊那地域において、大規模な土砂災害が発生した場合の初動対応のあり方、情報伝達のあり方に関する協議、検討
- (4) 飯田・下伊那地域における災害防禦活動に関して、現状の防災体制で関係各機関が実施可能な施策に関する情報交換
- (5) 飯田・下伊那地域において、一義的に地域住民の生命、身体並びに財産を保護する責務を有する市町村に対し、国並びに県が実施可能な支援施策のあり方（被害の拡大、二次災害防止の技術的指導・助言、緊急点検対応等）に関する協議、検討
- (6) 大規模土砂災害発生前後における関係行政機関の役割分担、相互連携（学識経験者との連携も含む）のあり方に関する協議、調整
- (7) 同種、他検討会等における各種提言、施策、事業計画等との内容調整に関する協議、検討
- (8) 本検討会での最終提言案の地域防災計画、防災業務計画等各種計画上における位置付けに関する協議、検討

#### 第五条（参集並びに解散）

この検討会は、初回の検討会開催日をもって参集し、目的とする提言の作成をもって解散する。

### 第3章 会員および座長

#### 第六条（会員）

この検討会は、別掲する会員をもって構成する。また、会員の意見に諮り、必要と判断される場合は、土砂災害に関する学識経験者、公共機関、行政機関等の関係者を招聘し、土砂災害の現象ならびにその防禦技術に関する知見等に関する意見、提言を参照する。

#### 第七条（会員の職務）

会員は、この検討会の業務に関し、次の各号に規定する職務を行う。



- (1) 検討会において、各議題に対する意見調整
- (2) 検討会での各議題に関する自組織内における意見調整
- (3) 検討会で提示、提出する必要資料の調整
- (4) 検討会での協議、検討が必要と考えられる事項の提起

#### 第八条（座長）

この検討会は、必要に応じ座長を設置するものとする。

#### 第九条（座長の職務）

座長は、この検討会の業務に関し、次の各号に規定する職務を行う。

- (1) この検討会の目的のために必要と考えられる協議、調整事項に対する各会員からの意見に関する総合調整
- (2) この検討会の目的のために必要と考えられる調査、検討内容に対する各会員からの意見に関する総合調整
- (3) この検討会の目的のために必要と考えられる学識経験者等の招聘に対する各会員からの意見に関する総合調整

# 別 掲

## － 会 員 －

信州大学農学部森林科学科教授 国土交通省 中部地方整備局	企画部 河川部	平松 晋也 防災課 河川計画課 地域河川課 河川工事課
国土交通省 中部地方整備局	天竜川上流河川事務所	事務所長 副所長 事業対策官 砂防調査課 砂防課
長野県	建設部 飯田建設事務所 下伊那南部建設事務所 下伊那地方事務所	整備課 整備課 地域政策課 危機管理・交通安全対策室
飯田市	建設部	国県関連事業課
松川町		総務課 建設水道課
高森町		総務課 建設課
阿南町		総務課 振興課
阿智村		総務課 ふるさと整備課
平谷村		総務課 産業建設課
根羽村		総務課 振興課
下條村		総務課 振興課
売木村		総務課 産業課
天龍村		総務課 建設課
泰阜村		総務課 振興課
喬木村		総務課 建設課
豊丘村		総務課 産業建設課
大鹿村		総務課 産業建設課

# 資料 19-12 様式 (危険箇所調査)

## 危険箇所調査報告書

年 月 日

殿

調査員 \_\_\_\_\_

災害危険箇所について調査を実施しましたので、下記の通り報告いたします。

調査期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
調査箇所	地 域	項 目	箇 所 数
			箇所
			箇所
			箇所
			箇所
異常箇所 と 状 況	異 常 個 所		状 況
必要措置			
そ の 他			

- 1) 調査箇所については、地域と項目別に箇所数を記入する。
- 2) 異常箇所及び必要措置について多数ある場合は、総括的なことを記入し、別紙に詳細をまとめて報告する。

# 資料 19-13 要配慮者施設避難確保計画(水防法第 15 条の 3、土砂災害防止法第 8 条の 2 関係)

国 水 政 第 12 号  
平成 29 年 6 月 19 日

各地方整備局長  
北海道開発局長  
沖縄総合事務局長  
各都道府県知事  
各指定都市の長  
(独) 水資源機構理事長 } 殿

国土交通省水管理・国土保全局長

## 水防法等の一部を改正する法律の施行について

「水防法等の一部を改正する法律」(平成 29 年法律第 31 号。以下「改正法」という。)は平成 29 年 5 月 19 日に、「水防法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」(平成 29 年政令第 158 号)及び「水防法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令」(平成 29 年国土交通省令第 36 号)は、平成 29 年 6 月 14 日にそれぞれ公布され、いずれも平成 29 年 6 月 19 日に施行されたところである。

近年、全国各地で水害が頻発、激甚化する中、平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨による被害を受け、国土交通省では「施設では防ぎきれない大洪水は発生するもの」との考えに立ち、社会全体でこれに備えるため、ハード・ソフト一体となった「水防災意識社会再構築ビジョン」の取組を進めてきたところであるが、平成 28 年 8 月には台風 10 号等の一連の台風によって国管理河川の支川や都道府県管理河川といった中小河川で氾濫が発生し、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済損失が発生する事態となった。これらの中小河川では、人的、財政的制約がある中で、直ちに堤防整備等のハード対策による対応を行うことには限界があることから、水害リスク情報の共有や地域一体となった避難確保体制の整備といったソフト対策や、既存ストックを活用したハード対策が一層求められているところである。

今回の改正法は、このような状況を踏まえ、「水防災意識社会再構築」の取組を中小河川も含めた全国の河川でさらに加速させるものである。

改正法の施行については、このような趣旨を踏まえ、下記の事項に十分留意して、適切な運用に努められるとともに、各都道府県知事におかれては、速やかに関係事項を貴管内関係市町村(指定都市を除く。)及び水防管理団体に周知方取り計らわれ、水防行政、河川行政及び土砂災害防止行政の運営に万全を期されるようお願いする。

また、今回の改正法に合わせ、「水防災意識社会」の実現に向け、緊急的に実施すべき事項について実効性をもって着実に推進するため、「水防災意識社会再構築に向けた緊急行動計画」を国土交通省としてとりまとめ、近日中に各都道府県知事及び各指定都市の長等に向けて通知する予定である。

この計画に基づく取組も一体として、洪水等からの「逃げ遅れゼロ」と「社会経済被害の最小化」を実現し、先の水害のような被害を二度と繰り返さないための抜本的な対策を推進するようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言とする。

## 記

### 第一 水防法関係

- 1 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画作成等の義務化等(水防法第 15 条の 3 関係)
  - (1) 改正の趣旨

要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置については、各事業法における取組として、例えば、社会福祉施設について「非常災害に関する具体的計画」の策定と避難訓練の実施が定められるなど（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第82条の2）、各個別法及び各事業所管官庁からの通知等により災害時の避難確保や日頃の避難訓練の実施の推進が図られてきたところである。また、これまでも、浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。以下同じ。）内に位置し、その利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められる要配慮者利用施設の名称及び所在地を市町村地域防災計画に定めることで、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画（以下第一において「避難確保計画」という。）の作成及び避難確保計画に基づく洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練（以下「避難訓練」という。）に係る努力義務が課されていた（水防法第15条第1項第4号ロ及び改正前の同法第15条の3）。

しかしながら、平成28年3月末時点で対象となる全国の要配慮者利用施設31,208施設のうち、水防法に基づく避難確保計画を作成している施設は未だ716施設にとどまっている。また、平成28年8月に発生した台風10号による豪雨災害では、小本川（岩手県）の氾濫によって高齢者利用施設が浸水し、その利用者9名が命を落とす痛ましい被害が発生する事態となった。当該施設では火災についての避難マニュアルは作成されていたものの、各種の洪水発生に関する警報とこれに応じて要配慮者がとるべき避難行動等を定めた水害に関する避難計画等は作成されておらず、実際、当該施設の管理者は市町村から発令された避難準備情報の意味（要配慮者利用施設の利用者が避難を開始すべきこと）を理解できていなかった。

このような状況を踏まえ、改正法では、要配慮者利用施設の利用者の避難の確保を確実なものとするため、避難確保計画及びこれに基づく避難訓練の実施を努力義務から義務に改めることとするものである。

## （2）避難確保計画の作成の義務化

### 1）対象となる要配慮者利用施設について

避難確保計画を作成する義務が課される要配慮者利用施設とは、浸水想定区域内に位置する社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、その利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるものとして、市町村防災会議又は市町村長（以下「市町村長等」という。）が市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定めた施設である（水防法第15条第1項第4号ロ）。

具体的にいかなる施設を市町村地域防災計画に定めるかは、予想される浸水や施設の構造、利用状況等の地域の実情を踏まえて各市町村長等において個別具体的に判断していくこととなるが、例えば、老人福祉施設、有料老人ホーム、認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業の用に供する施設、保護施設、児童福祉施設、障害児通所支援事業の用に供する施設、児童自立生活援助事業の用に供する施設、放課後児童健全育成事業の用に供する施設、子育て短期支援事業の用に供する施設、一時預かり事業の用に供する施設、児童相談所、母子・父子福祉施設、母子健康包括支援センター、病院、診療所、助産所、学校（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、高等課程を置く専修学校）等が想定される。

また、市町村地域防災計画に定める施設については、浸水想定区域の見直しや要配慮者利用施設の実態等を踏まえ、適宜適切に見直すよう努められたい。

### 2）避難確保計画の作成について

対象となる要配慮者利用施設の所有者又は管理者には、水防法施行規則第16条の定めるところにより、要配慮者利用施設における洪水時等の防災体制に関する事項や洪水時等を想定した訓練の実施に関する事項を定めた避難確保計画を作成しなければならない義務が課されることになる。

各市町村におかれては、対象となる要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して、当該施設を新たに市町村地域防災計画に位置付ける際等に水害の危険性等を説明するなどして防災意識の向上を図り、主体的な避難確保計画の作成を促すことが望ましい。また、都道府県及び市町村の関係部局（防災所管部局、民生所管部局等）は避難確保計画の作成や避難訓練の実施について、

下記 1 (2) 3) に示す①「要配慮者利用施設に係る避難確保計画作成の手引き（洪水・内水・高潮編）」を情報提供することや、同②「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」を活用して避難確保計画の内容を指導するなど、連携して積極的に支援を行うとともに、その作成状況を確認することが望ましい。

なお、ここでいう「所有者」とは当該要配慮者利用施設について所有権を有する者を、「管理者」とは当該要配慮者利用施設について法律、契約又は慣習上の管理権を有する者を指すものである。「管理者」のみならず「所有者」にも避難確保計画の作成を求めることができることとしているのは、通常、避難確保計画の作成は管理者が行うことが想定されるが、一つの経営主体が複数の要配慮者利用施設を同一の敷地内に所有する場合、各施設の管理者がそれぞれ存在することから、複数の要配慮者利用施設を一体として所有者が避難確保計画の作成等を行うことが望ましいこともあり得るからである。

### 3) 避難確保計画作成に係る国の支援について

避難確保計画の作成を支援するため、国土交通省では関係省庁と連携して次の参考資料を提供している。都道府県及び市町村の関係部局（防災所管部局、民生所管部局等）においてはこれらも活用して避難確保計画の作成促進に努められたい。

- ① 「要配慮者利用施設に係る避難確保計画作成の手引き（洪水・内水・高潮編）」（平成 29 年 6 月改訂）
- ② 「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」（平成 29 年 6 月作成）

また、今後、モデルとなる地区において国土交通省及び関係機関が連携して避難確保計画を検討・作成し、そこで得られた知見を展開するなど、更なる支援策を講ずる予定である。

### (3) 避難訓練の実施の義務化

避難確保計画を作成した要配慮者利用施設の所有者又は管理者には、当該計画の定めるところにより、避難訓練を実施する義務が課されることになる。避難訓練の具体的な内容は各避難確保計画の内容によることになるが、洪水予報等の情報の伝達や利用者の避難誘導等に関する訓練を行うことが望ましい。また、この訓練を実際の避難の際に役立つよう実効性あるものとするためには、要配慮者利用施設の職員による机上訓練のみならず、同施設の状況も踏まえつつ、できる限り利用者も参加した実践的な訓練を行うことが望ましい。

### (4) 市町村長による指示及び公表

市町村長は、避難確保計画の作成を促進するため、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が避難確保計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要があると認めるときは、期限を定めて避難確保計画を作成することを求めるなどの指示を行うことができる（水防法第 15 条の 3 第 3 項）。また、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が正当な理由がなくこの指示に従わなかった場合にはその旨を公表することができる（同条第 4 項）。

ここでいう「正当な理由」とは、災害等の天変地異や事件、事故等、指示を受けた要配慮者利用施設の所有者又は管理者の責によらない事情によって避難確保計画を作成することができない場合等、避難確保計画の作成義務を一時的に免除することが社会通念上許容される程度の理由をいうものである。

なお、避難確保計画を実効性のあるものとするためには要配慮者利用施設の所有者又は管理者が主体的にこれを作成することが重要であることに鑑み、この指示や公表を行う際は、当該所有者又は管理者に対して避難確保計画の必要性について丁寧な説明を行うことが望ましい。

### (5) 留意事項

要配慮者利用施設における避難確保について、同施設の職員だけで対応することが難しい場合には、市町村や消防機関、地域社会等が連携して地域全体で支援する体制を構築することが重要である。

このため、各市町村は、避難誘導を援助する消防機関や自主防災組織と要配慮者利用施設の連携体制の構築を支援することや、自ら避難訓練を主催して要配慮者利用施設や関係機関の参画を

得ること、要配慮者利用施設が実施する訓練に協力・参画することなどを通じ、地域一体となった要配慮者利用施設の避難確保体制の構築に努められたい。

中間 略

### 第三 土砂災害防止法関係

#### 1 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画作成等の義務化等（土砂災害防止法第8条の2関係）

##### （1）改正の趣旨

改正法により、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）に基づく土砂災害警戒区域（同法第7条）内に存する要配慮者利用施設であって市町村地域防災計画に名称及び所在地が定められたもの（同法第8条第1項第4号）についても、水防法と同様、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を義務付けることとしている。

洪水等の水害と土砂災害は、その主たる原因が降雨であること、一降雨の期間中に水害と土砂災害がほぼ同時に発生する可能性があること、洪水浸水想定区域と土砂災害警戒区域は近接・重複することが多いことなどから、密接な関連を有する災害であるといえるため、今回一括して同様の措置を講ずることとしたものである。

##### （2）避難確保計画の作成の義務化

###### 1）対象となる要配慮者利用施設について

避難確保計画を作成する義務が課される要配慮者利用施設は、土砂災害警戒区域内に位置する社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合におけるその利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるものとして、市町村長等が市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定めた施設（土砂災害防止法第8条第1項第4号）である。要配慮者利用施設的具体例としては、**上記第一（2）1）**のとおりである。

また、市町村地域防災計画に定める施設については、土砂災害警戒区域の見直しや要配慮者利用施設の実態等を踏まえ、適宜適切に見直すよう努められたい。

###### 2）避難確保計画の作成について

対象となる要配慮者利用施設の所有者又は管理者には、土砂災害防止法施行規則第5条の2の定めるところにより、要配慮者利用施設における急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における防災体制に関する事項や急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合を想定した訓練の実施に関する事項を定めた計画（以下第三において「避難確保計画」という。）を作成する義務が課されることになる。

各市町村におかれては、対象となる要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して、当該施設を新たに市町村地域防災計画に位置付ける際等に土砂災害の危険性を説明するなどして防災意識の向上を図り、主体的な避難確保計画の作成を促すことが望ましい。また、都道府県及び市町村の関係部局（防災所管部局、民生所管部局等）は避難確保計画の作成や避難訓練の実施について、**下記1（2）3）に示す①「要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き」**を情報提供することや、**同②「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」**を活用して避難確保計画の内容を指導するなど、連携して積極的に支援を行うとともに、その作成状況を確認することが望ましい。

なお、ここでいう「所有者」と「管理者」の意義については、**上記第一（2）2）**を参照されたい。

###### 3）避難確保計画作成に係る国の支援について

避難確保計画の作成を支援するため、国土交通省では関係省庁と連携して次の参考資料を提供している。都道府県及び市町村の関係部局（防災所管部局、民生所管部局等）においてはこれらも活用して避難確保計画の作成促進に努められたい。

- ① 「要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き」（平成29年6月作成）
- ② 「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」（平成29年6月作成）

また、今後、国土交通省及び関係機関が連携して地域一体となった避難確保計画の作成及び避難訓練の実施に関するモデル地区における知見を展開するなど、更なる支援策を講ずる予定である。

### （3）避難訓練の実施の義務化

避難確保計画を作成した要配慮者利用施設の所有者又は管理者には、当該計画の定めるところにより、避難訓練を実施する義務が課されることになる。避難訓練の具体的な内容は各避難確保計画の内容によることになるが、土砂災害に関する情報の伝達や利用者の避難誘導等に関する訓練を行うことが望ましい。また、この訓練を実際の避難の際に役立つよう実効性あるものとするためには、要配慮者利用施設の職員による机上訓練のみならず、同施設の状況も踏まえつつ、できる限り利用者も参加した実践的な訓練を行うことが望ましい。

### （4）市町村長による指示及び公表

市町村長は、避難確保計画の作成を促進するため、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が避難確保計画を作成していない場合において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要があると認めるときは、期限を定めて避難確保計画を作成することを求めるなどの指示を行うことができる（土砂災害防止法第8条の2第3項）。また、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が正当な理由がなくこの指示に従わなかった場合にはその旨を公表することができる（同条第4項）。

ここでいう「正当な理由」の意義については、**上記第一1（4）**を参照されたい。

なお、避難確保計画を実効性のあるものとするためには要配慮者利用施設の所有者又は管理者が主体的にこれを作成することが重要であることに鑑み、この指示や公表を行う際は、当該所有者又は管理者に対して避難確保計画の必要性について丁寧な説明を行うことが望ましい。

### （5）留意事項

要配慮者利用施設における避難確保について、同施設の職員だけで対応することが難しい場合には、市町村や消防機関、地域社会等が連携して地域全体で支援する体制を構築することが重要である。

このため、各市町村は、避難誘導を援助する消防機関や自主防災組織と要配慮者利用施設の連携体制の構築を支援することや、毎年6月の土砂災害防止月間を中心に取り組んでいる土砂災害・全国防災訓練において要配慮者利用施設や関係機関の参画を得ること、要配慮者利用施設が実施する訓練に協力・参画することなどを通じ、地域一体となった要配慮者利用施設の避難確保体制の構築に努められたい。

## 第四 その他

要配慮者利用施設における避難確保計画又はこれに基づく避難訓練の実施について市町村が行う補助や、浸水被害軽減地区における標識設置、浸水実績等を活用した水害リスク情報の周知等、改正法に基づく各種の取組については、防災・安全交付金による支援が可能である。各都道府県及び市町村におかれては、必要に応じこの支援も活用して取組の推進に努められたい。

また、各制度の運用について不明な点等ある場合は、地方整備局担当部局等に設けられた相談窓口にお問い合わせされたい。